

第百一回国会 衆議院 商工委員会 議録 第二号

昭和五十九年三月二日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 梶山 静六君

理事 浦野 休興君

理事 森 清君

理事 城地 豊司君

理事 長田 武士君

理事 甘利 明君

理事 奥田 幹生君

理事 粕谷 茂君

理事 高村 正彦君

理事 仲村 正治君

理事 野田 毅君

理事 深谷 隆司君

理事 綿貫 民輔君

理事 横江 金夫君

理事 渡辺 嘉藏君

理事 中川 嘉美君

理事 福岡 康夫君

理事 小沢 和秋君

出席國務大臣

通商産業大臣 小比木 基三郎君

國務大臣 (経済企画庁長官) 河本 敏夫君

出席政府委員

公正取引委員長 妹尾 明君

公正取引委員長 佐藤 徳太郎君

事務局局長 山崎 武三郎君

経済企画政務次官 窪田 弘君

官房長 谷村 昭一君

経済企画庁長官 谷村 昭一君

官房長 谷村 昭一君

経済企画庁長官 谷村 昭一君

官房長 谷村 昭一君

経済企画庁長官 谷村 昭一君

官房長 谷村 昭一君

経済企画庁長官 谷村 昭一君

官房長 谷村 昭一君

経済企画庁長官 谷村 昭一君

官房長 谷村 昭一君

経済企画庁調整局長 丸茂 明則君

経済企画庁物価局長 赤羽 隆夫君

経済企画庁総合局長 大竹 宏繁君

経済企画庁調査局長 廣江 運弘君

通商産業大臣官房長 福川 伸次君

通商産業大臣官房審議官 棚橋 祐治君

通商産業大臣官房審議官 前田 典彦君

通商産業大臣官房審議官 山田 勝久君

通商産業大臣官房審議官 山本 雅司君

通商産業大臣官房審議官 柴田 益男君

通商産業大臣官房審議官 杉山 弘君

通商産業大臣官房審議官 小長 啓一君

通商産業大臣官房審議官 石井 賢吾君

通商産業大臣官房審議官 野々内 隆君

通商産業大臣官房審議官 志賀 学君

通商産業大臣官房審議官 黒田 真君

通商産業大臣官房審議官 川田 裕郎君

通商産業大臣官房審議官 豊島 格君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 松尾 邦彦君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 中澤 忠義君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 中澤 忠義君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

通商産業大臣官房審議官 資源エネルギー庁長官 藤咲 浩二君

警察庁刑事局捜査第一課長 三上 和幸君

文化庁文化政策課長 吉田 茂君

郵政省電気通信政策局デパート通信課長 内海 善雄君

信託局長 正君

商工委員会調査室長 朴木 正君

委員の異動

二月二十二日

日笠 勝之君

補欠選任

大久保直彦君

同日

日笠 勝之君

補欠選任

大久保直彦君

同日

日笠 勝之君

補欠選任

大久保直彦君

同日

日笠 勝之君

補欠選任

大久保直彦君

同日

日笠 勝之君

補欠選任

大久保直彦君

同日

日笠 勝之君

補欠選任

大久保直彦君

同日

日笠 勝之君

補欠選任

大久保直彦君

同日

日笠 勝之君

補欠選任

大久保直彦君

同日

日笠 勝之君

加藤 卓二君

岸田 文武君

高村 正彦君

石原 慎太郎君

奥野 誠亮君

武藤 嘉文君

山口 敏夫君

甘利 明君

補欠選任

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

同日

石原 慎太郎君

奥野 誠亮君

武藤 嘉文君

山口 敏夫君

甘利 明君

補欠選任

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

同日

石原 慎太郎君

奥野 誠亮君

武藤 嘉文君

山口 敏夫君

甘利 明君

補欠選任

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

同日

石原 慎太郎君

奥野 誠亮君

武藤 嘉文君

山口 敏夫君

武藤 嘉文君

奥野 誠亮君

石原 慎太郎君

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

補欠選任

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

同日

石原 慎太郎君

奥野 誠亮君

武藤 嘉文君

山口 敏夫君

甘利 明君

補欠選任

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

同日

石原 慎太郎君

奥野 誠亮君

武藤 嘉文君

山口 敏夫君

甘利 明君

補欠選任

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

同日

石原 慎太郎君

奥野 誠亮君

武藤 嘉文君

山口 敏夫君

甘利 明君

武藤 嘉文君

奥野 誠亮君

石原 慎太郎君

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

補欠選任

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

同日

石原 慎太郎君

奥野 誠亮君

武藤 嘉文君

山口 敏夫君

甘利 明君

補欠選任

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

同日

石原 慎太郎君

奥野 誠亮君

武藤 嘉文君

山口 敏夫君

甘利 明君

補欠選任

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

同日

石原 慎太郎君

奥野 誠亮君

武藤 嘉文君

山口 敏夫君

甘利 明君

武藤 嘉文君

奥野 誠亮君

石原 慎太郎君

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

補欠選任

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

同日

石原 慎太郎君

奥野 誠亮君

武藤 嘉文君

山口 敏夫君

甘利 明君

補欠選任

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

同日

石原 慎太郎君

奥野 誠亮君

武藤 嘉文君

山口 敏夫君

甘利 明君

補欠選任

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

同日

石原 慎太郎君

奥野 誠亮君

武藤 嘉文君

山口 敏夫君

甘利 明君

武藤 嘉文君

奥野 誠亮君

石原 慎太郎君

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

補欠選任

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

同日

石原 慎太郎君

奥野 誠亮君

武藤 嘉文君

山口 敏夫君

甘利 明君

補欠選任

高村 正彦君

岸田 文武君

加藤 卓二君

甘利 明君

同日

通商産業の基本施策に関する件、経済の計画及び総合調整に関する件並びに私的獨占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。野田毅君。

○野田委員 きょうは予算委員会一般質問の中、大変お忙しい中、河本長官、恐縮でございます。特に、五十九年度予算編成及びそれに関連して政府の経済運営の見通し等について大変な御苦勞をされたわけでありますけれども、その御苦勞に對して深甚なる敬意をまず表したいと思うのです。

その中で、五十九年度予算、経済成長、実質で四・一、こういうことになっておるのですが、経済成長への寄与について、財政の面からするならば、いわば寄与率からいえばゼロになった。この点については、かねての長官のお考えからすれば、財政政策の活用の余地がもっとあつたのではないか。あるいは特に公共事業あたりをもう少しふやすことによつて、少しでも、〇・一ポイントであつても〇・二ポイントであつても高めること

が、できるのではないかと、こういうような気持ちもおありではないかなという気がするのですが、一方で、非常にまれに見る今日の財政悪化の状況の中において、まあまあそれなりのことがやれたのではないかという意見もあるわけでありますけれども、まずこの財政政策の活用が、今度の予算編成の中でうまくなされたかどうかは、若干首をかしげることになるわけですが、この点について、長官の五十九年度の経済運営の見通しと、それに寄与すべき財政という角度からするところの評価、この点について所見をお伺いをいたしたいと思うのです。

な役割を果たすということは大変ありがたいと私は思うのですけれども、現在の財政事情から見ますと、万やむを得ない事情もございまして、御案内のような予算になったのでございます。

なお、その経済運営の基本的な方針といたしまして、総理からの御指示もございまして、自由貿易体制を守るために対外経済摩擦を早急に処理しよう、こういうことも経済運営の基本方針に加えることになりましたが、以上のような財政、経済、金融の運営によりまして、激動期に合わせた対策というものを今後考えていきたい、このように思っておりますのでございます。

○野田委員 今、長官御指摘のとおり、現在の財政の状況ではやむを得なかった、こういうお話であつたわけでありますが、確かに、本来ならば、日本経済の潜在成長率といいますが、そういうのはもう少しあるのではないかという感じもいたします。しかし、いかんせん、今日の財政の状況を考えて、そももいかないというのが本当のところだと思つたのです。そういう点で、野党の皆さんが予算の修正案等々で大変バラ色の修正案を出していたら、夢をお与えただいて、ありがた

いと思うのでありますけれども、そういった点も、長官の御苦勞もお酌み取りをいただきたいなという氣もするわけであります。

そこで、今日の財政がどうしてこういうことになつちやうたのかということを振り返つてみますと、ほぼ十年ほど前にさかのぼるだろうと思ふのです。ちょうど昭和四十八年が福祉元年ということで、それまで日本の福祉の水準が、ヨーロッパの福祉先進国に比べて制度面においてややおくれがあつた。これを一刻も早く北歐並みのレベルにするんだということで、我が党も一生懸命頑張つてきたわけであります。当時は、人口の構成にしても高齢化社会への過程がまだまだ初歩的段階であつた。したがつて、財政に対する負担の割合も当時はまださほどではなかつた。しかし、そもそも構造的には、そのころから制度的に財政膨張という要素を仕組んでしまつたということが一つあつたと思います。それから同時に、石油ショックというものが起きて、世界全体がいわゆる三重苦の失業、高物価、低成長、こういつた大変な三重苦になつた中で、我が日本は、少なくとも企業と家計を救うんだ、財政をしばらくの間犠牲にしても企業と家計を救うんだ、こういう考え方で、本格的な公債政策の導入に実は踏み切つたわけがあります。

だから、本来ならば、ある程度それを乗り越えた段階で、少なくとも経済のパフォーマンス、あるいは福祉のパフォーマンス、そういう言葉があるのかどうかはわかりませんが、そういった点については一応世界の中でもいい姿を出したわけでありまして、一段落したところで財政のパフォーマンスを回復すべく何らかのアクションを起こさなければならなかった。我が党も一生懸命そういう角度からやった経緯がございます。これが大平内閣のときのいわゆる一般消費税の論議でも実はあったわけにあります。

そこで、来るべき高齢化社会あるいは世界経済の激動ということに対処して、いわば財政自身も金融と並んで機動的な展開ができるように健全化

をしなければならぬ、こういうある種の使命感に燃えてやったわけでありませうけれども、残念ながら当時選挙ということもありまして、野党の皆さんも大反対であった。マスコミも反対をした、与党の中からも反対が出た、国民の皆さんからもいろいろおしかりを受けた。いわばそういった意味で今日の財政の悪化というものは、今からその当時にさかのぼってある種の複合汚染的な、みんながお互い責任を分ち合つておる。ある意味では大蔵省自身も、民主主義の政治のもてやむを得ないかもしれないけれども、もう少し使命感があつておつたならば、そういうようなもつと早い時点である種の財政の正常化、健全化への糸口がつくれたのではないかという気持ちもいたします。

当時、いずれにしても、河本長官も要職についておられましたし、私どもの記憶では、そのころ出ておりました一般消費税という考え方について必ずしも積極的なお考えをお持ちではなかったやうな印象も実は受けておるわけにあります。その辺、非常にいろいろな角度からやらなければなりません。単なる税の問題だけではなくて、いろいろな角度からやらなければなりません。当時、古い話でありますけれども、長官が思い起こされまして懸念をされた材料といえますか、そういった点を少し振り返つてお聞かせいただければありがたい、こう思うわけがあります。

○河本國務大臣　今御指摘のように、第一次石油危機が起こりましてからちょうど十年になります。が、この第一次石油危機と第二次石油危機の十年の間に、百二十兆という公債の大部分がふえたわけでございます。これは全部の石油を外国に依存しておる日本といたしましては、世界で一番厳しい悪い影響を受けたわけでありますから、万やむを得なかったと私は思っております。

この公債政策を何か非常に評価しない人々も多いのですけれども、私はもう少しこれは客観的に見るべきではないか、こう思っておりますのは、なるほど百二十兆という公債の残高は累積をいたしましたけれども、その間我が国のGNPは二倍

○野田委員 当時、確かに若干唐突であった感もありました。党内でも随分各方面から異論があったことも事実であります。それだけにもう少し説明を十分して、そして理解を求め、コンセンサスを十分ながらやった方がよかった、若干拙速であったという反省はしておるわけでありすけれども、いづれにしても、これからの長期展望をしますときに最大のポイント、少なくとも人口構成が高齢化していけばいくほど、当然お医者さんにかかってくる割合が高くなっていくはずであります。GNPPの伸びよりも医療費あるいは年金の伸びの方が高

したがって、ヨーロッパのように、ある程度福祉系統を中心として歳出の伸びはやむを得ないのだ、歳入の面でこれを補っていくんだということになれば、いわゆるヨーロッパ病にかかってしまう可能性も実はあるわけであります。その点を恐らく臨調は指摘をして、何とかしてその構造的な歳出膨張の圧力の頭をたいて、カーブをある程度ならかにしなければいかぬ、同時に歳入の方もそれに大体リンクさせるような構造に合わせなければならぬ、GNPの伸びとそう大きな差があつてはいかぬのだ、こういうことが基本的な発想としてあるわけであつて、それがまた行財政改革と言われるものの基本的な精神だろうと思うわけでありまして、また「増税なき財政再建」の理念というものもそこから出ておるわけであります。特に野党の皆さんは承知の上で修正案を出したのだのでしようけれども、私は、そういう長期的な、当面の財政難をどうするかというだけでなく、構造的な問題をどうするかということが今々がなすべき最大の仕事だろうと思うのです。

その点について長官はかねてから、こういつた高齡化社会の進展と財政のバランスをどうやってとっていくか、そしてまた、財政というものがいかに適宜適切な機動的運営を果たして經濟に寄与し得るかという角度からいろいろ考えをいただいて、今申し上げました、第一には歳出の見直し、第二には税体系の見直し、そして同時に、第三には民間活力の積極的活用、こういつた点を主張しておられるように伺っておるわけであります、まさにこの点は御指摘のとおりだろうと思ふのです。

申して課税がなされるような嫌いがあるし、それからまた、第五番目には、最近の経済の姿から見えて、かつてのような物流中心の経済型からだんだん経済自身がソフト化、サービス化していく、そういう物の流れから、そういった別の姿が経済全体の中で占めるウエートがかなり高くなつていくということになれば、おのずから間接税の体系そのものもそれにリンクしたような体系でなければうまく機能しないのではないか。そういう点からすれば、長官が御指摘なされました税法体系の見直し、その中で直間比率の関係、こういったことからいえば、その中でも中心的になるのは現行の個別物品税法系というよりも、むしろサービスとか、あるいは物品でも幅広くそれを取り込んでい

くような広い間接税の方がすぐれているのだ、という議論があるわけであります。この点について長官のお考えをお聞かせいただきたいと思います。であります。

○河本國務大臣　税の問題は、經濟政策と非常に密接な關係がございまして、いわば表裏一体の關係になっておる。こういう観点に立ちまして、私も税体系のあり方に対して非常に関心を持っておるわけでございます。

そこで、一月予算編成の際に、政府と与党の連絡會議で、税体系の根本的な見直しということに

そこで、新聞なんかでもやはつきりしない点がありますのは、長官がかねてから四兆円減税論というものをおっしゃっておられるという話があるわけですが、このことと行財政改革の推進という問題は必ずしも矛盾する概念ではない。先ほど来御答弁いただいておりますように、長期と短期という側面もありましようし、また財政と経済の関連において、少なくとも財政の経済に対する寄与あるいは弾力的な活用の仕方というものをどうやって形づくっていくか、こういう側面からの発想だと思ふのでありますけれども、この関係についてもう少し長官から御説明をいただければありがたいのです。

○河本國務大臣　私が政府・与党連絡会議で税体

系の根本的な見直しを提案をいたしました際に若干具體的なことも申し添えております。それは臨調答申にありますように、直間比率のバランスが崩れておりますので、まず直間比率の均衡をある程度回復するためにどうすればよいか。その第一として、まず所得税の大幅減税を断行する、そうしますと、いまの経済情勢ですと、その影響によりまして早急に景気は回復する、このように私は判断をいたしております。そして年度の終わりにでも間接税の増徴をする、そして直間比率のバランスを回復する、そういうことを御検討いただ

いたらどうか、こういう趣旨の提案でございます。

その際は、所得税の大幅減税という抽象的な表現にとどめた提案にしてあるのですけれども、他の機会に他の場所で、所得税の大幅減税とはどういうことかという質問がございましたので、それに対して、昭和四十九年の所得税の減税は一兆八千億やっておりますが、そのときの経済の規模と現在の経済の規模を比較しますと、二倍以上に大きくなっておりますので、現在の経済の規模に直すと大体昭和四十九年の一兆八千億という数字はざっと四兆に該当します、四兆の所得税の減税をやったと同じ効果があつたはずですが、これは一つの参考になるでしょう、こういう趣旨のことを言つたことはございますが、私自身から四兆の所得税減税をやれ、そういう提案ではないのです。大幅所得税の減税、こういう趣旨の提案をしておるということでございます。

○野田委員　私もその発想、大変結構だと思ふのですが、若干、技術的にうまくいくのかどうか、かねてからいわゆるやらすぶったくりじゃなくて所得税を減税する、その見返りとしての間接税の増税をやる、これによって国全体としての税収そのものはふやさない、増減収ゼロである、こういう中で直間比率の改善をしていく、これは必ずしも随調の「増税なき財政再建」の精神に反するものでもない、こういう考え方が長官の考え方の中にある、私はこう感ずるわけでありますが、その判断してよろしいでしょうか。

○河本内務大臣　そのように理解していただいて結構でございます。

○野田委員　まだまだ長官にお伺いしたいことたくさんありますけれども、予算委員会の方もあると思いますので結構であります。なかなか厳しい財政状況の中、しかも経済運営の総責任者であります長官には御苦労が多いことと思いますが、しっかりと期待にこたえて頑張っていたきたいと思えます。きょうは、どうもありがとうございます。

次に通産省に移るのですが、大臣がお見えでありませんが、その前に、一月の半ば過ぎに起きました三井三池有明鉱の災害があつたわけであります。このときには、当初予想した以上の大きな被害が出たわけであります。政府の方においても直ちに緊急措置を講ぜられて、対応策は的確に行われたと思います。また、我が党においてもいち早く倉成団長を現地に派遣をして、党本部の中にも田中幹事長を本部長として事故対策本部を設置いたしましたわけであります。

そこで、現在、三池鉾には三つの山がある。四山、三川、有明、この中で直接関連性のない有明鉾以外の二つの山については、先般採炭が開始をされたわけであります。現在、まだ有明鉾自体は事故原因の究明であるとか、あるいは司法捜査こういうような側面で再開というところまでは至っていないわけであります。そこで、今鉾意調査委員会の方でやっていただいておりますのであります。が、担当の局長見えておられると思うし、これは豊島長官になるのでしょうか、あるいは石井局長になるかわかりませんが、この事故原因の調査についての結論は大体いつごろまとなる見通しなのかお聞かせをいただきたい、こう思います。

○石井政府委員 三池有明鉱の事故調査に關しましては、學識経験者から成ります事故調査委員會が一月の三十、三十一日の兩日現場に参りまして調査をいたしました。それで、さらに水抜き作業が進行する過程におきまして、二月十日以降九州在住の先生方をお願いをいたしまして、現場検証と並行いたしました調査をお願いしておるわけで

でございます。それで、最近時点におきましては、一月の二十四日に全調査委員の方々によりまして火災現場、発火場所につきまして御調査を願ったわけでございます。

私どもとしましては、できるだけ早く事故原因の究明をお願いしたいということで先生方にお願いたしておるわけでございますが、現段階ではまだ鋭意調査を進めている段階でございますの

で、的確にいつ結論が得られるかということをお答えするのは、まだ非常に難しい段階であるというふうに考えております。

○野田委員　確かに御答弁のとおりだと思います。十分に、しかも慎重に調査してもらわなければなりません。しかし、余りいつまでもずるずる延びていると再開の問題にも影響してくるわけです。

そこで、これから後そういつたいろいろな調査をやらなければいかぬのですが、再開までの手順、これについて大体どういうものをお考えになっておるのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○石井政府委員　再開までの手順という御質問でありますが、現在の調査委員会によりまず調査をできるだけ早期にお願いをして、徹底説明をお願いをいたすわけでありますが、この説明が果たして科学的にすべて一点に集約いたしましたて完

全解析ができるかどうか、この辺につきましましては先生方御自身でお決めいただかなければいかなぬわけですが、いずれにいたしまして、発火場所、発火原因及び避難誘導等の体制の問題点、こういったものにつきまして、今回の災害の

大きな原因となるというような、調査委員会による原因の絞り込みがある程度なされなければならぬと思います。この絞り込みました原因に対応いたしまして会社側が適切な保安対策を講ずる、それを鉱務監督官によりまして保安点検を

いたしまして再開ということになるかと思いますが、そういった手順が私どもは必要であるというふうに思っております。

○野田委員 司法捜査のそれがまともらなければ再開できないとか、そういったことはないのでは

ようね。そこだけちよつと確認をさせてください。

〔委員長退席、渡辺(秀)委員長代理着席〕
○石井政府委員 司法捜査に關しましては、例えば私どもが行っております鉅務監督官によります特別司法捜査の目的は、鉅山保安法違反があつた

かどうかという問題でございます。私どもは鉱山の安全な稼働、稼行ということを確保するために、今回多くの犠牲者を出したわけでございますから、その原因をはっきりさせ、その原因に対応する保安対策を十全にするということが必要であろうと思っておりますので、司法捜査とはおのずから観点が違ったものであるというふうに思っております。

○野田委員　それを聞いて安心をしたと言うと語弊がありますけれども、司法捜査は司法捜査で、これはまたそういう刑事責任の問題にもつながっていくわけであります。しかし、こちらの問題もできるだけ、内容について今お伺いをするつもりもありますし、国会でそういうことを、現在捜査中の事柄をお伺いするということはかえって不適切だ、こう思いますから、内容については私は聞きませんが、ただ、その司法捜査をやる上で現場保存だとかいろいろ関係が出てまいります。

そういうことが再開の問題の障害にならないようにできるだけ慎重かつ一念に御捜査をいただくことは大変ありがたいと思うのですが、こういうものはできるだけ早期に結論を下して、少なくともこの問題が再開の問題についての足を引っ張らぬようにぜひしていただきたい、こう思うのですが、きょうは警察庁からもお見えであります、その点の捜査の迅速的な対応といえますか、これをさらにやっていただきたい、こう思うのですが、これについて決意表明と言うとなんだけれど

ども、ひとつ大いに処理を促進するというか、捜査促進方を配慮願いたい、こう思うのです。ひとつこの点についてお考えを聞かせていただきたいと思っています。

○三上説明員 現場検証につきましては、鉾山保

安監警局と共同いたしましたして、一月二十日以来連日実施しておりまして、これまでに出火場所を中心とした密閉箇所以外の地域につきましては一応終了をいたしております。現在、密閉区域についての検証を進めているところであります。現在検証を実施しております区域は落盤、落石等のおそ

れも強いために、会社側の落盤防止措置等の進展に合わせまして現場検証を実施しておるといところでございます。警察といたしまして、できるだけ早く検証を終了する方針で臨んでいるところであります。

○野田委員 ぜひとつ早くやつて下さい。警察庁三上課長、どうぞ御退席いただいて結構であります。

次に、今いろいろ毎日のように新聞に出ておりまして、私も党内部調整に頭を痛めておる問題であります。機情局長お見えでありますから、この際、せつかくの機会でありまして、これからの高度情報化社会の基盤整備に関連して、政府内部でも今調整を大要精力的にやっておられるわけですが、コンピュータプログラムの保護の問題あるいはVANの問題、そういった事柄の調整を早急にしなければならぬ。しかも、各省調整だけでなく、いわばアメリカの方からも貿易摩擦の一環という形でいろいろと注文をつけてきておる大変頭の痛い問題でありますけれども、せつかくの機会でありまして、通産省としての基本的なスタンスをひとつお願いしたいと思っております。

〔渡辺(秀)委員長代理退席、委員長着席〕
○志賀(孝)政府委員 お答え申し上げます。コンピュータプログラムの問題とVANの問題についてお尋ねでございます。

まず、コンピュータプログラムの問題について通産省の基本的なスタンスについて御説明を申し上げます。現在日本におきまして非常に速い速度で情報化が進んでまいっております。コンピュータの設置台数もどんどん伸びておるわけでありまして、したがって、そういった動きに従いましてコンピュータプログラムの需要が急速に伸びてまいっているわけでございます。私もそういった動きに対応して、コンピュータプログラムの権利を保護することによりまして開発を促進していかねばいけない、また、その流通を促進する

ことによりまして利用の効率化を図っていかねばいけない、こういったようなことを考えたわけでございます。そういった開発の促進と利用の促進、流通の促進、そういったことを大きな目的としてこのコンピュータプログラムについてかかるべき適当な法律、制度、枠組みというものを早急につくることが必要だというふうに存じております。

そういう観点から、産業構造審議会の情報産業部会におきまして昨年一年間種々検討をいたしました。その結果といたしまして、このコンピュータプログラムの特質あるいは取引の実態、そういったものに即した形でその法制度を考えていくべきではないか、その場合に、同時にプログラムの急速な技術進歩に対応していく、対応し得る、そういうものではないか。それから同時に、最近になりますと中小企業の方、そういった今まで余りコンピュータを使っておられない方もどんどん使い始める。そういう面から利用者の利益というものを考慮して枠組みを考えていくことが必要であろう。さらに、コンピュータプログラムということになりますと国際的な問題がございます。そういった面についても配慮しながら枠組みをつくっていくことが必要であろう。大きく申しまして、そういった方向で検討を進めるべきであるという答申をいただいたわけでございます。現在、私もそういった方向で、こういう方向に沿いながら省内において検討を鋭意進めているところでございます。

ただ、私もそういったしましては、コンピュータプログラムの権利の保護につきまして特別の法制を設けるべきであるという立場で考えているわけでありまして、他方におきまして、著作権法の改正で対応したらどうか、こういう意見がございます。現在私もそういった意見と意見と調整を進めながら作業をやっているというところでございます。またアメリカからもいろいろ意見が出てまいっております。先般、アメリカともハイテク・ワーク・グループの場などにおき

まして意見交換をやっておるということでございます。国内あるいは海外との意見調整、意見を十分すり合わせしながら作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、VANの問題でございますけれども、私もそういったしまして、これからの日本の経済を見渡してみますと、VANを含めまして、情報処理分野というものは最もその技術進歩も激しいところといたしまして、民間の活力が発揮されるべき分野であるというふうに思っております。そういう観点から、この分野につきましましてはできるだけ民間が自由に活動ができるように、民間の創意工夫が存分に発揮できるように、そういう体制というものをやはり整えていくことが必要であろうというふうに思っております。

そういう観点から申しまして、この通信回線の利用についての法制について、通信回線、VANサービスなどをやりたいという民間の人たちにできるだけ自由に開放していくということが必要であるというふうに思っているわけでございまして、そういう観点から、現在郵政省におかれまして通信法制についていろいろ検討を進められておりますけれども、私も私としては、先ほど申し上げましたような立場に立つて意見を申し上げておる、こういう状況でございます。

○野田委員 大臣がお見えになりましたので大臣に質問を申し上げますが、大臣が就任に当たって中曽根総理から、特に通商摩擦の解消に力を入れてくれ、こういう特命があった、こう伺っております。この場合、大臣も早速予算編成が終わった後アメリカに飛んでいかれて、四極貿易大臣会合、そしてまた、アメリカにおいてもブッシュ副大統領初め要路の方々といろいろと交渉をしてこられたわけでありまして、なかなか向こうも強硬なところがあった大変だったと思うのですけれども、しかし長い目で見て、今日の世界における日米関係の重要性、あるいは世界貿易を拡大していくという上では我々が汗をかかなければならぬ面がいろいろあるかと思っております。この点について大臣の、

向こうの方々とお会いになったその手ごたえ、あるいは今日の通商問題等々を含めた摩擦関係についての取り組み、これについての自信のほどというか、決意のほどをお聞かせを願いたい、こう思っています。

○小此木国務大臣 対米訪問の成果があったかというこの御質問でございますが、このたびの訪米ということは、物事の結論を出したわけではなく、自由な意見交換ということで行ったということでまず御認識いただきたいのでございますが、ワシントンにおきましてブッシュ副大統領以下数人の政府高官とお会いしたわけでありまして、そういう人たちの言うことは、総じて、これは選挙の年である、選挙の年であるがゆえに保護主義の幅もだんだんとふくらんできて、日本に対する感情も非常に悪くなっているんだというような話を前提にみんながするわけでございます。

私も政治家として、選挙の年の難しさということとはよくわかる、しかし、そのことによって保護主義が台頭して、自由貿易体制というものが維持できなくなってしまうは大変なことではないか、やはり日米という世界的に見ても経済的な意味でトップあるいはそれに次ぐものが、自由貿易主義というものを放てきするような気持ちになつてきたのでは、米国を中心として世界経済の回復基調にあるときに、これはゆゆしき大事である、やはり自由貿易体制の推進というものをお互いに頑張っていくというのではないかと云ったところ、結論的にはそのような合意をすべての皆さんといたしたわけでございます。

しかしアメリカといたしましては、個々の問題、すなわち関税の引き下げであるとか、あるいはVANであるとか、ソフトウエアであるとか通信衛星であるとか、あるいはエネルギーであるとか投資の交流、資本市場の自由化あるいは農産物の問題にまでも、あるいは深くあるいは浅く、いろいろ議論したわけでございますが、二、三カ月中にこれはどうしても双方の話し合いで解決し

ていかなければならぬということをこもこも語り合つたわけでございます。

私の方からは、例えばローカルコンテンツ法については日本では非常に強い懸念を持っておりますよとか、あるいは通商法二百一条によるところの鉄鋼の提訴あるいは拡大法によるところの工作機械の提訴等も成り行きを非常に心配しておる、したがって、これは態度ある、良識を持った解決をしていただきたい、また地方において行われておるところのユニタリータックス、これは全く廃止してもらわなければ困るということを強く申し入れたわけでございます。

したがって、こういうようにお互いに言い合い、ことを言い合う、向こうがわかつたと言つた部分もあり、聞き流した部分もございましたけれども、お互いに言いたいことは言う、事務同士は事務同士で接し合う、我々は我々でもって懇ろに話し合う機会というものを幾らでもこしらえようというところが、対米経済あるいは対米通商摩擦を防ぐ最大の手段であるかなというのを思いながら帰つてまいりました次第でございます。

○野田委員 なかなか御苦労、大変だと思ひます。今ローカルコンテンツ法案の話が出たわけでありましたが、現在アメリカの議会で審議中である。私は、このローカルコンテンツ法案というものは全く言語道断である、よくこんな法案自身がアメリカの議会で審議されておるなという感じがするわけでありまして、もともとこの法案は、御承知のとおりアメリカの自動車産業が大不況、大変な失業者を排出しておる、それがまた地方財政にも大変な悪化をさせておる、こういうような背景の中でダンフォース議員なんかを中心になつて、相互主義法案であるとか、あるいはローカルコンテンツ法案だとか、いろいろなことをやつてきたわけですが、しかし、先般の新聞報道によりまして、あの倒産の危機にあつたクライスラーさへ空前の利益を出しておる。しかも、将来的に見ていくともっと利益が大きくなっていく。こういうような背景の中で、相も変わらずローカルコン

テント法案を審議するというアメリカの議会の良識を疑はざるを得ないと思うのです。

自動車業界の人たちもこれは本当に腹立たしい思いをしておられるに違ひない。しかも一方では、農産物についてかなり厳しい注文をつけておる。また一方で、今金融資本の自由化の問題にしても、向こうの言い分もあるけれども、我々からすれば、何か日本はアメリカの五十一番目の州にでもなれと言わなければならぬ、ちやうどやなことを言つてきておる。まあ金融資本の問題でも、向こうはたゞさんの金融機関があり、つぶれるのは日常茶飯事であつて、それはつぶれるようなところに預金した人に先見の明がなかつたので、弁護士さんに相談をしないさい。ところが日本でも、金融機関が一つでもおかしくなつたら、これは本当に大問題になっていく。全然背景が違う。しかし対日貿易摩擦という形でまとめてどんどんやられておる。

日本の国民の中には、日米関係ということも大事だが、余りにもそういう理不尽なやり方で、ある種の強迫的なやり方をしてくることにいつて、かなりまた対米感情というものに要影響を与える可能性がある。選挙前であるからよくわかるのですけれども、余りにもひど過ぎるのじゃないか。こういう感じがするわけですが、ひとつ大臣も対米交渉、対米折衝される場合には、これからもうひとつ点について日本の主張あるいは日本の国民の気持ちというものを率直に伝えていただく、そのことの方が長い目で見て日米の友好に寄与するんだ、こういう信念を持って対処していただきたい、こんなふうに思うのです。ぜひその点について大臣の決意、御所見をお述べいただきたい、こう思ひます。

○小此木国務大臣 全く野田委員のおっしゃる通りでございます。例えば今おっしゃられたローカルコンテンツ法案などというものは、まさにガット違反でございます。私といたしましては通産省といたしまして、あらゆる機会をとらえてこれはならぬということを言っている次第でございます。

御意見をよく踏まえまして今後もよろしく折衝いたす覚悟でございます。

○野田委員 先般、石油のやみカルテル事件について最高裁の判決が出たわけでありまして。私もそれなりにいろいろ内容を見ておつたのですが、最近の石油業界の不況というのは、恐らく業界始まって以来の大変なことだろうと思ひます。ただ、世に上かつて十年ほど前にいろいろなことがあつたのですから、何か知らぬけれども石油業界というものは悪いことをしてもうけておるのではないが、というある種の国民的な見方がある。全く石油業界もばかなことをしたものだ、こう思ひます。

しかし今日の状況そのものは、石油の消費量もどんどん下がつてくる、一方で、設備は将来は六百三十万バレルだつて処理できるようにしなければならぬということで大いに設備を増強させてきた。その結果大変な過剰投資に陥る、消費は減退する、こういった中でなかなかうまいかない。石油税の値上げをやつたわけでありまして、これとても私も与党としても大変申しわけない気持ちではあるけれども、一方で、本来間接税というのは消費者に転嫁されることを前提にしておる。ところが転嫁し切れないだらしない状況にある。しかし、これは業界だけを責めるわけにもいかぬ、こういうことで現在通産省の石油審議会で大いに近代化、構造改善、元売の集約化等を含めていろいろと努力をしておられるわけでありまして、外資系の企業もあつて、行政指導そのものもその有効性がなかなかあつたところもあると思うのです。

こういった厳しい環境の中で最高裁の判決が出た、こういう中で私は、ある意味では通産省の行政指導について逆に最高裁からお墨つきをもらつたような判決であつたような印象を受けておるわけでありまして、その点、ちよつと長くなりましたが、これからの石油業界の再編あるいは体質改善を進めていく上で、最高裁の判決との関連をお聞かせをいただきたい、こう思ひます。

○小此木国務大臣 判決それ自体にとやこう言うことは差し控えるべきであると思ひますが、これによつてどうこうということではなしに、従来から今日に至るまで、さらに将来に向かつて行政指導というものは必要にしてかつ有用なものであると考えております。その際、独禁法に当事者が触れるということは十分注意しなければならぬこととでございます。通産省といたしましては、公取と十分これを調整していく考え方でござい

ます。さらに、石油産業あるいは石油業界を取り巻く環境というものは、おっしゃる通りまことに厳しいものがございます。構造改善というものは当然必要であると私も考えているわけでございます。業界自体が自主的に集約化云々というようになことがございまして、これは通産省として指導というか援助もしなければならぬと思ひます。こういうような効率を高めていく方向というものは、業界としてどうしてもやらねばならぬこととございまして、これが過当競争を防ぐ道にもなるかと思ひます。さらに、この石油の流通部門におきまして、これは完全な過当競争体質でございます。この辺も将来においては検討していかなければならぬことであるかなという考え方を私は持つております。

○野田委員 だんだん時間が迫つてまいりましたので、先に入ります。最近、中小企業と大企業の経営の状況をいろいろ見ておりますと、ちよつと今から三十年余り前ぐらいですか、日本経済の二重構造問題、こういったことが非常に大きくクローズアップされたことがあります。最近のいろいろな数値を見てまいりますと、特にまた大企業と中小企業の格差がやや拡大をしつたような数値が出てきておるわけでありまして、そのよつて来る原因は、いろいろな要素があろうと思ひますが、その一つは、設備投資が中小企業についておくれしてきた、そのことによつて生産性の格差が拡大をしつた、そこへもつてきて既に今や情報化社会に我々は足を踏み入れておるわけであり

まして、そういったところが影響しておるのではないかな、こう感じておるわけです。そういった面からいっても、製造工場におけるロボット化、これも大事であります、同時に中小企業のかんりの部分は流通販売部門にもあるわけであり、その流通販売部門の合理化というだけでなく、そのOA化を進めることによって、また新たな付加価値を生んでいくという、また新たな事業機会を拡大していく、そういう要素が実はあるわけであります。

そういった点で、ことし行われました税制改正の中で中小企業の味方の税制ができたということ、は、大臣初め大変な御努力をいただき、また梶山委員長も御苦勞さんでありましたが、みんな協力をして一生懸命一つの目玉としてやってきたわけであり、これは税制だけでなく、あるいはまだまだ予算の面においても、小売商業の分野においても、コミュニティマーケットとか、そういった新しい手法というものを取り入れてきておる、こういうことは私は大変結構なことだと思ふし、さらに、大いにこういった側面を推進をしていくことがまた中小企業の、単なる大店法の改正の問題を議論するだけでなく、こういった側面からもアプローチしていくことは大変重要なことだと思ふ。これについてひとつ大臣の、今後さらに中小企業問題についても積極的に取り組んでいっていただきたい、その決意のほどをお聞かせをいただきたいと思ふ。

○小此木国務大臣 おっしゃるとおり、技術の革新といういい意味の要素が広がることによって、大企業と中小企業の格差が逆に拡大するという傾向はまことに悲観すべき状況でございます。しかし、そのような状況であるがゆえにお願いした中小企業新技術体投資促進税制というものを今創設していただきましたし、また御審議いただくわけでございます。また、そういう中で、技術を中心として中小企業が企業と格差をもたさぬよう、御意見を踏まえて十分努力していく考えでございます。

○野田委員 もう時間が参りましたので、では最後に簡単に申し上げますが、環境の問題についていろいろ議論がなされておるわけですが、十年前環境庁が誕生してから今日まで大分日がたつてきたわけですが、その当時は、確かに産業の分野からすれば公害問題というものは後ろ向き、利益を生まない余分な経費であるという考え方がかなり強かった。しかし、政府あるいは野党の皆さんも御協力をいただいて、環境庁も大いに頑張った。こういった中で、産業活動にとつてそういった環境問題ということは、嫌々ながらやるべきことではなく、企業活動をやっていく上では当然やるべきものである、こういうような仕組みが今日ずつと定着をしてきた。したがって、各行政官庁においてもそれぞれ大規模プロジェクトごとによりいった手法というものをきちんとそれなりにくり上げてきておるわけであり、そのことを

この点は十年前と全然違う。そういったことを考え、さらにまた、将来そういった環境と経済をどうやって調和させていくか、こういった問題も非常に大きな問題であつて、どちらかが善玉でどちらかが悪玉であるという議論は好ましくない、不毛の議論に陥りかねない。そういった意味で私は、そういった前向きな、環境と経済の調和をどうやってやっていくか、これについて、ひとつ政府部内においてもこの問題については対立的概念でとらえるのではなく、何か共同して前向きの勉強というか、あるいは討議を通じて理解を深め合つていくというようなことをぜひ継続的にやっていただきたい。こういったことについて大臣の御所見をお伺いしたい、こう思ふ。

○小此木国務大臣 おっしゃることはまことに的確でございます。この問題につきましては、環境庁と十分協議いたしまして、御意見を踏まえて公害防止に万全を期してまいります。

○野田委員 終わります。

○梶山委員長 水田君。

○水田委員 大臣の所信を聞いておりますと、予算の内容を見ても同じであります、今の日本の

経済にとつて内需の拡大というのが一つの大きな課題と、こういうぐあい言われておるわけですが、これは、予算上の問題なり内需拡大の問題については経済企画庁長官にお伺いしますが、その問題で一点だけ通産大臣にお伺いしておきたいと思ふのです。

先ほど野田さんの方からもローカルコンテンツ法案の問題が出た。いわゆる貿易摩擦という問題、いろいろ起つてきておるわけですが、日本の経済とアメリカの経済、非常に関係深い。例えば今日本の基礎素材が少し操業率が上がったというのは、集中豪雨的にアメリカが景気が悪くて日本へ輸出してきておつた石油化学の中間物等の輸出がとまる、で国内の操業率が上がる、そういう問題も起きておりますし、あるいは鉄鋼にしても一億トンを切つておつたのが約一億トンに減るといふのも輸出ができる、こういう関係にある。しかし、一面言へば、アメリカの高金利というのが日本の経済を機動的に運用する場合大変足かせになつておるといふことも事実だろうと思ふのです。

これは、日本でいわゆる金利を下げて民間設備投資を起こしてこよう、こういう政策をとろうとしても、それをやるとアメリカは高金利ですから日本の金が資本流出でアメリカへ出ていく、そういうことで円安になるのではない。そういう点ではなかなか機動的な対策は講じにくいという面があるわけですね。ですから、昨年十月に〇・五公定歩合を下げる。これは恐る恐るやるといふ、これなどもっと早い時期にやれば民間設備投資についてももう少し進んだ形で国内の消費が拡大ということに返つてきておるのではない、そういうぐあいに思ふわけです。

そこで、いろいろ個々の貿易摩擦で言いたいほうだい、やりたいほうだいをやらされるけれども、逆に、いわばアメリカの高金利というので日本の経済は大変迷惑しておる。これは、サミット等でも日本の総理大臣は気兼ねして余り言われないのですが、フランスやイギリスの総理、大統領はこ

れを言うわけですね。ですから、その点について、日本の経済との絡みで、アメリカの高金利が日本の経済の内需拡大についても大変マイナスの要素を今与えておるといふようなことについて大臣が、これは内需拡大につながるわけですから、そういう点でのお考えをまずお伺いしたいと思ふわけですね。

○小此木国務大臣 アメリカの高金利というものがアメリカの赤字を増大いたしているということ、は、かなりの人のまとめた意見でございます。これを日本の方からなぜアメリカに対して言わなないのであるかということでございますが、まず第一に、それは、私が訪米をしたときにも、これは人の国の政策のことでございますから私も余り言わなかつたわけでございます。しかし、日本の景気を回復するについては、何と申しましては内需を拡大しなければならぬ。そのためには委員のおっしゃるような機動的な金融政策も行わなければならぬし、また各種の規制の緩和あるいは各種の設備投資の促進ということも行わなければならぬわけでございます。通産省といたしましては、このような着実な施策の実行をもつて内需を拡大していくという方針でございます。

○水田委員 逆にいいますと、例えば財政的には内需拡大の要素というのは余りないわけですね。民間活力、民間活力と言われているわけですが、そういう点からいへば公定歩合をもつと下げたらどうかという意見もあるわけですね。その判断にアメリカの高金利は非常に影響しておるわけですね。ですから、今財政的にできないなら金融的に、例えばそういうことをやるのに、よその国のことだから余り言えない。しかし現にそれをやろうとするとなかなかできない。だけれども、よその国のことだから、我が国は我が国で内需拡大のために必要なら、例えば公定歩合を下げてでもいわゆる民間設備投資が起るようなことを政策的に、じゃおやりになるお考えがあるのかどうか、その点をお伺いしておきたいと思ふ。

○小此木国務大臣 今おっしゃるようなことは、

ティーンという立場から考えれば、大半の原油がホルムズ海峡を越してくるという形が一番不安な状態である、ですから、輸入先を多元化していくと

いうこと、これは金のかからぬことです。それから、このことも簡単にできないけれども、ある程度年数をかけてやっていく。備蓄も年数をかけてやっているとすからね。そういう考え方なり、あるいはこの予算を見ますと、どうも石油の値段がちょっと五ドルほど下がると代替エネルギーについては少し後退ぎの考え方になっておるのじゃないか、そういう疑問があるのです。例えば、先ほど質問にありましたように、石油精製というのはいわゆる設備を過剰に抱えている、もちろんタンクも抱えている。需要量が少なくなつたものですから、備蓄日数は九十日といつても九十七日もありながら、しかも一千万から一億五千万キロリットルの空のタンクを抱えている。これは新しくつくらぬでも、港もちゃんとあるわけですから、そういうものを有効に利用する、そういうことであれば十分賄えるのではないかと、このこと、昨年も伺ひしたのです。

それにもかかわらず、一・二%の石油税を国民から余分の負担をかけて、結果的には消費者にかかるわけですから、一世帯当たり平年度に直せば四千円を超す負担をかけてまでやらなければならぬ、もちろん石油特会では、これは全部が全部備蓄に回るわけではないのですが、予算の半分はとにかく備蓄に回るわけですから、そういう点からいへば、まさにこういうことはとるべきではない、こう思うのですが、石油税を一・二%上げて、なおかつこの石油国家備蓄を既定方針どおり三千万キロリットル進めるといふのは一体なぜなの。何としても理解ができないのです。その点についてのお考えをまず伺ひしたいと思ひます。

○小此木国務大臣 申し上げるまでもなく、我が国の石油の供給構造というものは非常に脆弱であるわけでごいます。多角的な供給源というものを求めざるを得ない宿命にもあるわけでごいますけれども、しかし依然として中東への依存度は高い、その中東がいろいろな意味で非常に不安定

であるということを考えますならば、国家経済の安定、国民生活の安定を期するためには、どうしても決定した三千万キロリットルの備蓄というものを目標にして、これを推進していかなければならないということが我々の考え方でごいます。

○水田委員 それでは、この三千万キロリットルの国家備蓄を決めたのは、昭和五十三年の総合エネルギー調査会の石油部会だと思ふのです。そのときの何を基礎に、どういう条件で、この三千万キロリットルをお決めになったのか、お伺ひしたいと思ひます。

○豊島政府委員 昭和五十三年度当時の国家備蓄目標三千万キロリットルという考え方の根拠としては、民間備蓄九十日に加えて、当時の長期見通しでは大体六十年に一日当たり百万キロリットルの需要があるということとを予測しまして、それが三十日分に当たるわけでごいます。当時、IEA加盟諸国の平均の備蓄というのが大体百二十日分あるということ、そのIEAの平均並みは、日本の脆弱なエネルギー構造、特に石油依存度が一番高いということでごいますので、そういうことからせめてIEA並みの百二十日を達成するということで三千万キロリットル、今のよう

な計算で決めたわけでごいます。

○水田委員 現在の一日の消費量は大体五十四万キロリットル、六十年あるいは六十五年を見通しても、石油の需要量は二億四千万から二億五千万キロリットル、横ばいということでごいます。さらに日本の経済を考えれば、将来にわたって代替エネルギーであつてくれるものは賄つていく、こういう考え方。この点間違ひありませんか。

○豊島政府委員 昨年、総合エネルギー調査会で長期需給見通しを検討していただいたわけでごいます。その数字によりまして、先生御指摘のように、今後の石油需要は大体二億四千万ないし五千万、大体横ばいというごいことでごいます。まして、全体のエネルギーの増加については、石油でなくてそのほかのエネルギーに依存してい

く、頼つていくといひますか、それで賄つていく、先生がおっしゃるとおりでごいます。

○水田委員 そうしますと、この五十三年に決めたとき、三十日分というのは確かに六十年で三千万キロリットル、今の需要量からいいますと、三千万キロリットルをやれば五十四日分になるわけですね。それは一体どういうことになるのですか。基本的に民間九十日、国備が三十日、そう考へる、そして、これから石油の需要はどんどんふやさないという基本的な方針を決めていく、そこまですれば五十四日分にもなる。ですから、今、中期の見通しでいくと大体一千万六百万キロリットルぐらゐの備蓄すれば国備としては三十日分に当たる、こういう計算になるわけですね。それにもかかわらず五十三年のいわれる一億五千万キロリットル三十日分ということにこだわつて、それへ向かつてばく進するというのは、一体どういう考え方の違い、変わらうがそこに出てきたのか、御説明いただきたいと思ひます。

○豊島政府委員 三千万キロリットルを一日五十四万キロリットルというごことと割りまして、先生のお示しになった五十三日とか五十四日分、そういう数字になろうかと思ひます。そこで五十三年当時三十日分であつた、それにまだこだわつてゐるのか、こういうのが御質問の趣旨かと存じますけれども、世界の石油需要といひますのは非常に一時的に緩和しておりますが、将来にわたつては非常にタイトになる可能性もありますし、最近御承知のように、中東情勢その他も非常に緊迫しております、いつホルムズ海峡が封鎖されるかわからない、こういうような非常に不安定な状態にあるわけでごいます。

それで、IEAにおきましては、いろいろ毎年会議をいたしておるわけでごいます。昨年の五月のときにおきまして、石油備蓄につきましては今後ますますやつていかなければいけない、こういう閣僚会議の決議も行われておるわけでごいます。諸外国の情勢等々を見まして、備蓄については非常に力を入れておるわけでごい

まして、IEA加盟諸国の備蓄は当時百二十日であつたのが大体百六十七日といひます。百七十日近辺までいつておるわけでごいまして、主要国で西独あたりは百三十日以上、あるいはアメリカは三百日というごことをやつておるわけでありまして、日本としてもその後の情勢を考えますときに、確かに石油の需要は変わつたけれども、最も石油依存度が高い、しかも中東依存度が高い日本として、IEA諸国の百六十七日分、そこまですけるかどうかは別として、そういう十分な備蓄に對して日本としてもできるだけ増強しなければいけないというごことでごいまして、仮に五十三日を九十日に加えますと百四十三日でごいします。

IEA方式で計算いたしますと百二十八日というごこと、はるかに低い状況でごいします。したがひまして、昨年の総合エネルギー調査会の再検討といひます。総点検におきまして、石油の消費量といひますのは変わつたけれども、国家備蓄三十日分といひますのはそういう世界の情勢、IEA諸国の動き等々を見まして、この際必要は必要はない、もつとやるべきである、こういう結論が出て、我々としては十分そういう審議を経てこういうごことを進めておるわけでごいします。

なお若干つけ加えさせていただきますと、八二年の対日審査におきまして、日本のエネルギーが高度に輸入に依存しているごこととからいひまして、もつと備蓄をすべきであるというごような勧告といひます。そういうものを受けておるわけでごいまして、自由世界で石油消費二位、輸入量でも二位、そういう日本の国際的地位を考えますときに、日本がちゃんと備蓄しない世界に迷惑をかける、迷惑をかけるというごことが適当かどうかはわかりませんが、日本としても十分そういう意味で緊急事態に對する責務を果たす必要がある。そういう意味から申しますと、いま申しました三千万キロリットルは決して多くはない、比較するとむしろ少ないといひえるわけでごいまして、そういうごことから変える必要はない、そういうご考え方について進めておる、こういうご

とでございます。

○水田委員 常にIEAの備蓄日数が出てくるのですが、これは計算の仕方が全く違いますから、日本は大半を輸入しているというのですが、この点はどうか。それじゃ、ドイツ、フランス、アメリカでもいいですが、一日の需要に対する備蓄の量は一体それぞれ幾らになっているのか、御説明いただきたい。

○豊島政府委員 先生おっしゃいましたのは、いわゆる消費量ベースという御指摘だと思いますが、西独は百二十七日でございます。それからアメリカは九十六日ということでございます。日本はそれに対して、八三年十月現在で、いろいろ計算ございますが、大体九十一日という数字が出ております。

○水田委員 それから、一年分ためようと二年分ためようと、多ければ多いにこしたことはないというのとは当たり前のことなんです。それは国民経済との絡みにおいて考えることだ。とすれば、それだけの負担は国民の懐へかかっていく。今の状態で、審議会でも期間を延ばしてやる、こういういわゆる国民の基地の建設を少し延ばしてやるという御意見もあつたようですね。今外国と比べてそれほどの遜色はないと思ふのですね、実際に消費量と備蓄のあれから言えば、これはホルムズ海峡が通過できないようになれば、簡単に三月とか半年で解決するようにはならぬと思ふのです。あの海峡がもし封鎖されれば、三年も四年もということになれば、日本の経済はどうにもならぬ。そういう危険性を持っているわけなんです。だから、ほかからの輸入もふやしていくというところが大事じゃないかと言つたのですが、同時に、そういう不安は今の数日の間に起こつてきたわけですね、カグ島の攻撃によってホルムズ海峡封鎖とか。しかし、それはこの前のとき、五十三

年、五十五年、そういったときを含めて、常に中東が不安であるというところは、今もそれからその当時が変わりはないわけですね。だから、増税までしてこれを既定どおりやらなければならぬとい

うことにはならぬと思ふのです。それが一つ。それから、今石油精製が大変苦境にある。構造改善をやつていく、こういうことになっているのです。一千五百万キロリットルのタンクが遊んでおるわけですね。港灣設備はしなくいいのですよ。全部それは船が着くのですよ。それで、それを使うことによって国が使用料をこの中で支払えばいいのですから、余分な金を出さなければいいのです。そして、政府が補助をしなくても、そういう点でいわゆる構造改善には業界としては大変助かると思ふのです。そこに働いておる労働者もそうしてほしいという意向を持っているわけですね。

それが考えても、タンクが一千五百万キロリットルあいておるのに、まだこれから三千万キロリットル国費で、国が別に——今幾らですか、一千三百五十万トンやっています。その上にさらに一千六百五十万を新しくくつかなければいけません。それがどう考えてもおかしい話なんです。一石二鳥なんです、石油の今の民間のあいておるタンクを使うというところは、これは政策的に、ほかのととは別ですよ、何か恩恵があつて、大型プロジェクトをどんどん立てることが何かいいということ、それが利益につながるというのに押されて、国の政策が変わっていくのでは大変なことだと思ふのです。

私は、これは政策的な判断の問題だと思ふのです。ですから大臣にお伺いしたいのです。民間タンクは一千五百万キロリットル分あいておる。そして、石油はこれから伸びないわけですから、設備を廃棄していこう、こう言つておる。それをほつたらかして置いて、使わないで、まあ今一部は使っていますけれども、それよりも別につくるのが大事なんだ、こういう考え方。そのためにいわゆる一・二%の石油税を増税するという政策判断というのはどんなにしても理解できない。これは政策的な、基本的な問題ですから、大臣にお答えいただきたいと思ふのです。

○小此木国務大臣 エネルギーあるいは代替エネ

ルギー政策というものにつきましては、何と申しましても、それを着実に推進するためには、中長期的に見て安定した財源が必要であるということには御承知のとおりでございます。しかしながら、その主要な財源であるところの石油税の収入というものが減るということは現在に至る情勢でもあるわけでございます。ですから、このことについて最大限の歳出カットを行ないながらも、なおかつ石油税収によるところの石特会計繰入未済額、これを全額取り崩したとしても、中長期的に見てはやはりまだ財源が確保できないという情勢は委員も御承知のとおりでございます。

そこで、我が方といたしましては、一般会計の非常に厳しい中ではございますけれども、石特会計繰入未済額というものを最大限に取り崩すという条件にしましても、なおかつ石油税の拡充というものをどうしてもお願いしなければならぬ。これは必要最小限の額をお願いしたいということ、御理解願いたいと思ふのでございます。

○水田委員 内需拡大についていわゆる財政的な手だてではできない、これは経済企画庁長官も通産大臣もお認めになると思ふのです。そうすると、ここで一・二%の増税をするということは、これは平年度に直しての話ですが、一世帯当たり平均四大家族なら大体四千円の負担を国民から取る。ですから、それだけ消費は落ちるわけですね。そういうことまでして、片一方では民間のタンクがあいておるのを使わないで、そして新しくつくるために金がかかるからということで、備蓄が大事なことは、それはだれも否定できないのです。だけれども、そういうことを政策的にやる必要があるのかどうかということなんです。そして政府の方針は「増税なき財政再建」と言つておる。そういう中でこだけ増税をやつてまでなおかつやらなければならぬというわけがある。時間

がずれても、もつとずれても、今既に民間と両方で百二十日を超過備蓄はあるわけですね。それを増税までして緊急問題としてやらなければならぬ、そういうことにはならぬ。しかも問題は、代

替エネルギーとしてこれから使用量をふやしていくというLNGまで新しい税目として一・二%税金をかけるというのです。これはまさに政府の言つておる「増税なき財政再建」に反する。そういうことをやつてまでこれを既定方針どおりやるということは何としても理解できない。これは基本的な政策の問題ですから大臣にお答えいただきたい。

○小此木国務大臣 何回も申し上げるようでございますが、OPEC諸国の原油の値下げというのは、結果として石油税の収入というものを少なくしていくことでございます。私は、結果としては、国民負担、日本の経済の負担する額というものはそれほど大きなものに数字としてはならないと思ふのでございます。したがって、このような観点も含めて、必要最小限の石油税の拡充をお願いしたいということを御理解願いたいと思ふのであります。

○水田委員 お答えになってない。LNGというのは代替エネルギーとしてこれらもつと使用をふやしていく。だから政策としては、石油にかわる代替エネルギー、それにさえ石油の中へ取り込んで税金をかけるというのは本

当に政策の整合性がない。それからもう一つ聞いておきますが、こんなことをやるのだったら、石炭も代替エネルギーで、今ほとんど発電所は石炭から石炭にかえようとする。これにまでもまた、備蓄の金が必要だから、税金を取るのかという心配さえ出てくるわけですね。その点はいかがですか。もう時間がありませんから簡単に答えてください。

○豊島政府委員 石油税を創設した当時におきましては、将来のエネルギーの安定供給という点で、脱石油ということも含めて、むしろ石油だけに限つたわけでございますが、本来エネルギーの長期的な安定ということからいいますと、広くエネルギーを消費するものから均等に全部に負担していただくということが一ついいことじゃないか、それが一番適切だと思ふます。しかも、石油

につきまして、先生先ほど御指摘のございましたように、非常に今経営も悪い、それからまた石油自身がそう伸びないわけで、むしろ従来から減ってきておるわけで、今後ともそう伸びないということになりまして、石油だけにこのエネルギー政策を依存するということは実際上なかなか現実的でない、こういうことでございます。

〔委員長退席、渡辺（秀）委員長代理着席〕

そこで例えば、LNGは代替エネルギーじゃないか、それにかけていいのか、こういうことでございまして、一応LNGの価格というのは石油にスライドしております、石油が五ドル下がるとそれに応じてLNGも下がっておりますわけでございまして、そういう意味の、ある意味の負担力はあ

るわけでございまして、それからなお、代替エネルギーということも考慮いたしまして、三・五％という石油税が従来あるわけで、石油についてはその上に一・二％というのをオンしたわけでございまして、LNGにつきましても一・二％だけということで、いわゆる代替エネルギーとして石油との格差というものは従来どおり保っております。これによってLNGについて特に石油との関係で競争関係が変わる、こういうことではないわけでございまして、代替エネルギーということを前提としつつ、それを促進することを前提としつつ、かつ広く消費者一般に負担を、全体から取る、こういうことでござい

ます。なお、石炭についてどうかということでございまして、LNGと石炭と、そういう意味では石炭も下がっておりますわけで、余り変わりないし海外炭等について言えるわけでございまして、いずれにいたしましても、石炭については、国内の石炭というのは非常に経営が苦しいわけでございまして、これから取るということはどうか。それから、海外炭と国内炭を差別するというようなことも非常に問題がございまして、現状におきまして、来年度、五十九年度の石油税の拡充の中で、石炭ということとは、現実問題として、いろいろ理

屈はあるかもわかりませんが、実際上取ることはできない、こういうのが我々の考え方でございます。

○水田委員　まさに、代替エネルギーで推進していくということがいよいよいきますと金を取ってくる。こんなことを続けておれば、それは政府が代替エネルギーでやろう、こう言っても信用しなくなりま

す。もう一つは、やはり国民経済ということを考えたやり方をすべきだということだけ申し上げまして、時間がありませんからこの点は終わりたい、改めてまたいつかの時点で質問をしたいと思

います。通産省関係で最後になりますが、大型店の問題について。

これは、五十七年二月からことしの一月まで「当面の措置」をやってきた、そして引き続いてこれを充実しながらやっていくということであります。時間がありませんからこちらから全部申し上げますが、確かに件数はだんだん減ってきておる。しかし、ほうっておいても、もうここへ出ていってもうからぬからと言って減ったのかもわからぬし、「当面の措置」が効果があつたかどうかからぬと思うのですが、しかし、全国で大体百カ所くらいは相当な紛争が残っております。

〔渡辺（秀）委員長代理退席、委員長着席〕

そういう点で、一つは商調協の委員の選出の仕方、あるいは実際の運営でいきますと、力の強い者が勝つという運営がされておる。ずばり申し上げますと、私の地元で言いますと、反対する人のところへ封筒に入れて二百万円をいわゆる建設業者が持つてきて、何とかしてくれ、こう言ったのです。本人は返したわけですが、後でそれが公になると、あれは書類を持つていったんだ、こう言っておる。あるいはその地域の市会議員のところへ何百万円が持つていって。本人はとにかく、おれはもらったけれども返した、こういう弁解をして。今の二百万持つてきたというのは証人

をここへ連れてきてもいい、そういうことが起こっておりますわけですね。そして、その人が警察へ持っていくつら、警察は今、商調協の委員とかそういうあれについては汚職になりませんから手がつけられぬ、こういう話。そういうことが現実起こっております。それでもなおかつ、私どもは、少なくとも大店法の改正をやつて、今までの運営の誤りを正していくということが必要だ、こういうぐあいに思っております。

それは、通産大臣の所信表明では、「当面の措置」をさらに継続していく、そういう中で措置をしていきたいというお考えを述べられておるわけ

です。その点について、私は今までの運営を見ておると、それから二年間で鎮静化へ向かったと言いつても、紛争の残つておるところについては深刻な問題がむしろまだ多く残つておる。そういう点では、問題点を整理をして、少なくとも法改正をやつて対応すべきではないか、こういうぐあいに考えておるわけですが、これまでの御検討の中で、問題点は一体どういうところにあつたと受け取られておるのか、あるいは法改正をやつて対応をされるというお考えはないかどうか、時間がありませんからその点、要約してお伺いをいたしました。

○山田（勝）政府委員　先生御指摘のとおり、五十七年二月から通産省が実施しております大型店の出店抑制措置、この効果と申しますか、五十七年度の三条届け出は百三十二件でございます、これはピーク時の五百数十件に比べますと五分の一程度になってございます。それから、今年度に入りまして、四月からこの一月まで十カ月間でございまして、四月からこの一月まで十カ月間でございまして、九十八件となっております、これを年度間推計をいたしますと大体百十五件から百二十件ということで、さらに昨年度に比べて低い水準になっております。

また、五十七年度以降の届け出件数に関する処理につきましては、比較的順調にいつております。ただし、先生御指摘のような、いろいろ前か

らの案件というものが各地で調整中ではございまして、それぞれの事情によりまして商調協あるいは大店審を通じまして適正かつ円滑に調整を進めていくところでございます。いろいろ難しい面もございまして、商調協、大店審を通じて、かつ都道府県あるいは市、それから通産局が指導体制をつくつていくところでございます。

それから、先生最後に御指摘の、さて、こういった点を踏まえまして大店法というのを改正する必要があるかどうかという点でございまして、先般産業構造審議会と中小企業政策審議会の合同部会で八〇年代の通産ビジョンというものをつくつたわけでございまして、この中でも指摘されておりますように、現在の小売業というものはいろいろな点で転換点に立っている、そういうこともございまして、中長期的な観点に立って、小売業全体の活力を維持していくという観点から慎重な検討が必要でござい

ます。いづれにせよ、この大店法改正問題も含めまして、この商業調整に関しましては引き続き事態の推移を見守り、監視を続け、事態の推移に適切に対処していく所存でござい

ます。○水田委員　答弁にもありましたように、累積した、深刻になっている地域というのは決して減っていないわけですね。そして、そういう中では自治体や、場合によつたら商工会議所で凍結決議をしている地域等もあるわけですね。ですから、事態の推移を見守るだけでは困る。問題点は一体何か。

〔委員長退席、渡辺（秀）委員長代理着席〕

私は例を挙げたいのです。証人を連れてきてもいいのですからね。伝聞証拠じゃない。そういうえげつない形で進んで、紛争が済んだというのもあるわけですね。そんなことを続けさせていいのかどうか。そういうことにならない対応をするために、問題点がどこでございまして、どういふところにある、それをどういふぐあいに法律改正をやつて、そういうことの起こらないようにするかどうか、ということを検討することではな

です。それはどうなのかということをお答えいただきたいと思います。

○山田(勝)政府委員 各地の商業調整につきましては、第一線では御承知の商工会議所あるいは商工会による商調協というものがこれを行っているわけでございます。この件につきましては従前とも、そして今度二月十六日に大臣談話が発表されました「当面の措置」を継続しつつ改善を図る、充実を図るということでございますが、その充実の中に、商工会議所あるいは商工会に、商調協の人選、人材の育成それからいろいろの行動規範と申しますか、選定、資質の向上を含めまして、その措置について実施をしていくように十分指導してまいる所存でございます。

○水田委員 それでは法改正は検討しないということですか。それだけ答えてください。

○山田(勝)政府委員 法改正につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、小売業をめぐるところが、いろいろ転換期にある、業種、業態がいろいろ動いておりますし、商業調整の問題につきましても二月十六日の大臣談話の方向で現在所要の措置を検討いたしておりますので、その事態の推移を監視しながら所要の措置を検討する、こういう状況でございます。

○水田委員 毎回同じ答弁をしてもらうては困るのです。法改正を含めた検討をするのか、それはしない、「当面の措置」の内容を少し充実して継続をしていくというのか、それをすばり答えてください。

○山田(勝)政府委員 現在だいま現行の法律体制というものがございまして、その運用をベストを尽くしてやらしていただきたいと思いますので、次第でございます。

また法律というものは、もちろん期限というものがある法律自体に区切つてはございませぬけれども、事態の推移というものを監視しながら弾力的に対応するような性格のものでございまして、その間事態の推移というものに適切に弾力的に対応して

ていきたいと思っております。

○水田委員 私は、時間がなから一つだけ例を申し上げたのです。そういうえげつないことがやられながら小売業者が押し切られていておる、解決したというものは、そういうことを申し上げたのですから。そういう事態が起こらないことが、いわゆる当面の措置を継続した上でございしないのです。当然法改正まで含めた検討をするということでは二年間を経過したのではないのです。か。それでなおかつ法改正については検討するということをお考えでないのは、時間がありませんから、まことに遺憾だということだけ申し上げます。

委員長にお願いですが、そういうことで通産省側は、紛争はだんだん縮小の方向へ行つておる、こう言つておるのです。そうじゃないのです。根拠が残つたのがずっとあるわけですね。ですから、これは委員会として一遍問題点のあるところを現地視察をしてぜひ調査をして、その上で委員会としてもう一遍論議をする、そういうことにぜひしていただきたいと思います。要望しておきますが、いかがですか。

○渡辺(秀)委員長代理 理事会で検討させていただきます。

○水田委員 そのようにお願いいたします。

経済企画庁長官、まことに申しわけないので、時間がなくなりまして順番が狂つたものですが、から、そういうことになつて申しわけないので、が、当面の経済政策について伺ひしておきたいと思ふのです。

経済企画庁長官、私は、いろいろとお話しになつておることと全く同感な点が多いわけですね。例えば、減税と増税を同時にやつても経済に与える効果はゼロ、こういうぐあいに答えておられるわけですね。内需拡大というのは、経済企画庁長官も通産大臣も言われるわけですが、五十九年度の予算を見ますと、内需拡大では大体個人消費ということが大きなファクターになるわけですね。その点で考えますと、政策減税を含めて減税が一兆二千四百億円で、増税——増税ということを行わない

のですが、私どもは増税と言ふのです。増収と言われるのですが、一兆二千七百五十億、これはまさにマイナスに響く。あるいは公共料金の値上げ、そして健保の負担などもかかれば、これは調査の仕方によつていろいろ違うのですが、一世帯当たり大体三万円から四万円ぐらゐる各家庭の支出がふえるということなんですね。これは、GNPの一番大きな部分を占める個人消費がマイナスに働くということになる。それからもう一つは、公共投資はほとんど横ばいということになる。公庫の融資も三万円減つて、民間で一生懸命やつてくれ、こういうことなんですね。これで内需拡大といふことを言われるのですが、あとは、いわゆる金利の引き下げとか、あるいは総合経済対策の中であつたおる、昨年行つたと同じようなことをやる。どう計算しても、言われる四・一%の伸びの中の内需三・六%というのは、この予算の数字を見る限り考えられない、こういうぐあいに思ふのですが、河本長官の御見解を伺ひたいと思ひます。

(渡辺(秀)委員長代理 退席、田原委員長代理着席)

それから、時間がありませんからまとめてお答えいただきたいと思います。経済政策で、いわゆる民間活力、民間活力という言葉を使つて民間に大變期待するような言い方がずっとされておるわけですね。しかし民間は非常に浮沈が激しいわけですから、非常に不安定な経済見通しになつておるんじゃないか。例えば、今日の日本の経済が少し操業率が上がったというものは、アメリカからの集中輸入的な輸入がとまつたことによつて国内の操業率が上がったという面もある。しかし、アメリカの経済も、いまの二千億ドルに近い赤字財政をずっと続けていけば、どうもこの夏あたりからおかしくなるのではないかとこの秋あたりからおかしくなる、日本の経済もこの秋あたりからおかしくなるのではないかと。そうすると、民間活力だけに期待するといふことが一体いいのかどうか。それでこういう見通しが立てられるのかどうかという点で

疑問に思ひますので、時間がありませんから、その点だけ伺ひたいと思ひます。

○河本國務大臣 ただいまの御質問は、昭和五十九年度の経済成長四・一%のうち、内需による成長が三・六%、外需による成長が〇・五%、こういうふうになつておるが、政府のいろいろな施策等を見ると、とても内需でそれだけの経済成長は難しいのではないかと、具体例を挙げたの御質問でございます。

まず第一に増減税の問題でございますが、確かに増税は景気に対してマイナスに働きますし、減税の方はプラスに働きます。しかし今回の増減税の内容を見ますと、やはり総合的に見ますと経済成長に対しては若干のプラスになつておる、私はこのように判断をいたしております。

それから、内需のうち政府の方が相当大きく見ておりますのは、個人消費とそれから設備投資でございますが、個人消費につきましては、景気がある程度五年ぶりに回復しておりますので、時間外手当、ボーナス等も若干出てるようでございます。そこで雇用者一人当たりの収入増は大体四・七%と想定をしております。それから雇用者が一・四%ぐらい前年に比べてふえると思つておる、このように判断をしております。これが一つの背景になつておるわけでございます。

なお、設備投資につきましては、これもやはり数年ぶりに中小企業でこの際設備投資をある程度やつてみようという機運が昨年の秋以降相当強くなつてまいりました。そういうことを背景にいたしまして、設備投資も大企業よりもむしろ中小企業の方が五十九年度は伸びるのではないか、昨年に比べて五十九年度は大体五%強設備投資全体が伸びるであらう、こういう判断をいたしまして、先ほど申し上げましたような内容の経済見通しを発表したわけでございます。

しかし、何分世界経済はまだ激しく動いておりますし、それから日本経済も幾つかの難しい要因がございまして、これからの経済運営につきま

しては、特に物価の安定を図りながら、財政と金融を実情に合ったように機動的に運用していくというところが非常に大事だ、このように判断をいたしておるところでございます。

○水田委員 もう一つ長官に聞いておきたいのですが、今回経済企画庁長官がいろいろ物を言われておる中で、財政が不如意の中での経済運営について昨年こういうことがあったと思うのです。

〔田原委員長代理退席、委員長着席〕

総合経済対策をつくる上で意見調整がおくれたので、関係省庁や学界、金融機関、産業界から参加を得て、当初景気調整再検討研究会、こういうものを発足させることにしておられたと思うのです。こういうところで、財政が非常に厳しい中で、どういう財政運営が経済を牽引するか、あるいは好ましいか、そういう検討、それができておれば、五十九年度の予算でも違っただろう。だから、財政支出の効果的な需要創出について経済企画庁長官が言われたことがもつと生かされて、今の景気対策に非常なプラスになって働くのじゃないか、そういうぐあいに思うのですが、この委員会というのは一体どういうぐあいに進んでおるのか、それが経済企画庁長官が言われておるお考えが十分こういう中で生かされたものになっておるのかどうか、この点を最後にお伺いしたいと思えます。

○谷村政府委員 研究会のことだけ先にちょっとお答えさせていただきます。

昨年の暮れに、学者を中心いたしましたして、確かに今御指摘のように、財政が非常に苦しい中で日本の経済政策をどういうふうに進めたいか、これが最もベターであるかという点について勉強する会を私の諮問機関という形で発足させていただいておるわけでございます。現在非常に熱心に御検討をいたしておりまして、六月ごろをめどに現在作業を進めておるといふ段階でございます。

○水田委員 私申し上げましたように、当初は学者だけではなくて、いわゆる関係の方々も皆入って御検討なさる、こういう構想がなぜそういうぐ

あいになったのですかね。金融機関とかあるいは産業界、あるいは関係省庁等。これは、政府の経済政策を決めるのに通産省や経済企画庁だけではいい形にならぬわけです。ですから経済企画庁長官があれだけのお考えを持ちながら、具体的に今度の政府案にはのっていない。そういう点を含めて、厳しい中でいよいよ長期的な財政の対応というのを検討されるのですが、学者だけでいいのかどうか私は疑問に思うのですが、その点は長官に答えていただいた方がいいと思うのです。

長官は政治家ですから、政治家の立場で、経済運営についてはこういう考えを持っている、それをちゃんと、学者ももちろん入る、あるいは産業界も入る、金融機関も入る、あるいはまた、関係各省庁というのは大変大事ですから、そういう点が入った中でやられる方が誤りのない財政運営の施策というのが生み出されるのではないかと、そういうぐあいに思うのですが、いかがですか。

○河本國務大臣 経済企画庁ではいろいろな政策を立案するのは調整局が進めております。そういうことで、調整局長として、自分の私的諮問機関として御指摘のような会をつくりまして今研究しておるのだと思えます。それなりに効果は上がっているとは思いますが、私も中身をよく知りませんので、さらに調整局長と相談をいたしまして、一層効果が上がるような、そういう運営の方向に指導していきたい、このように思います。

○水田委員 私の関連で横江委員があとを質問いたしますが、私はこれで終わります。

○横江委員 次は、関連質疑の申し出がありますので、これを許します。横江金夫君。

○横江委員 私は、ワールド・インポート・フェア・ナゴヤ85につきまして御質問いたしたいと思えます。

経済文化交流と友情の広場、また「ひろげよう国際交易の輪」、ワールド・インポート・フェア・ナゴヤ85の略称でありますけれども、輸入博の名古屋とかあるいは輸入博覧会が来年の三月二十一日から四月十四日までの二十五日間、名古屋市国

際展示場、名古屋港の金城埠頭、前の中国展が行われた場所でありまして、ここで行われるわけでありまして。主催構成団体であります名古屋商工会議所や愛知県、名古屋市あるいは名古屋港管理組合が中心になりまして官民挙げて進められておるところであります。

まず、この大きなねらいは、愛知、名古屋、それを取り巻く中部圏の地域経済の活性化はもちろんであります。積極的に輸入を拡大し、国際交流を促進することは論をまちません。今まとめた事業内容や構想を見ますと、まさに多彩であるわけでありまして。一万三千平米を誇るドーム型の国際展示場や世界の町並み、世界の商品を買取する国際バザールや、あるいは民族舞踊や音楽、そしてこの会場周辺で新しい景観の新しい橋が架かっています。そして、この時期に合わせましてオーストラリア、インドネシアからアラブ国際親善として名古屋に贈られてくるわけでありまして。多彩にしてこんな大規模な総合博覧会、私は他に例を見ないところであるというふうに感じます。

地域の活力活性化、そして貿易摩擦の解消、輸入拡大に努力を払っていただいております通産大臣として、この今計画が進められておるワールド・インポート・フェア・ナゴヤ85を大臣はどのような受けとめてみえるか、私は国策に合致した事業だと思えますけれども、まず第一にその見解を伺っていきたくと思えます。

○杉山政府委員 ただいま先生から御指摘のございましたワールド・インポート・フェア・ナゴヤ85が地元非常に熱心な御協力によりまして着々計画が進められておるといふことは十分存じております。特に、今先生からも御指摘のございましたように、貿易摩擦の解消、製品輸入の拡大ということに熱心に仕事として受けとめてやっております。私も通産省といたしまして、極めて時宜に適した計画だということで、できる限りの御支援をしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○横江委員 私は、このような熱意とそして情熱を持って、いわゆる愛知の、名古屋の活性化を含め、そして輸入を拡大をする、こういう計画を持って努力している地域というのは、今のところこの私ども愛知県、名古屋しかないような気がするのです。

こうしてまいりましたときに、私は、五十九年度を初年度としたジェトロの大規模インポートフェアについてお尋ねしたいと思えますが、この初年度の計画が進められておるわけでありましてけれども、私はこの大規模インポートフェアの実施を、ぜひ名古屋の今のこのフェアの中で実施をしていただきたい。それは他にそのような手を挙げている地域があるとすれば競合するわけでありまして、まず第一に、現時点そのような希望を持ったり、あるいは手を挙げておる、そういう熱意のあるような地域というのはあるのかどうかも含めまして、今のジェトロの問題、この大規模の実施をぜひ名古屋でやっていたきたいことを含めて御質問をするわけであります。

○杉山政府委員 ただいま先生からお尋ねのございました、ジェトロが五十九年度に実施をいたします大規模インポートフェアでございますが、これはジェトロが実施をするということで来年度予算案の中に一億三千万円余りの経費を計上いたしておるところでございます。先ほど来お話のございました、名古屋のインポートフェアにこのジェトロの大規模インポートフェアを誘致したいという地元側の熱心なお誘いがあるということもジェトロを通じて私も伺っております。ただ、何と申しまして、まだ五十九年度予算案、現在衆議院で御審議をいただいている段階でございますし、私も、このジェトロの大規模インポートフェアは米国の対象国として来年度は実施をしたいというところを考慮しておりますので、現時点ではまだ米国とのすり合わせ等も始めている状況でございます。したがって、地元からは熱心なお誘いはございますが、現時点でこれを名古屋

屋で実施するということを決定するにはまだ時期尚早かというふうに考えております。

ただ、お尋ねのご意見がありましたように、それではほかに同じような希望があるのかということにつきましては、現時点では私もまだ耳には聞いておりませんが、名古屋からお誘いをいただいているのが唯一のものでございます。そういう意味におきまして、地元の熱意は私も重々これを受けとめておりますが、もう少ししばらく決定までには時間をいただきたいというふうに考えております。

○横江委員 初年度のジェトロの計画、今確かに予算審議の最中でありまして、この決定する前に、予算的な上からいくならば、それは今局長の御答弁のとおりであると思うのです。しかし、私が申し上げましたように、この趣旨とかあるいは地元における熱意等々を考えていった場合に、できるだけ趣旨に沿うように努力をしていきたい、こういう御発言も実はいただいているわけでありまして、ジェトロの方の大規模インポートフェアについての中身を見てまいりまして、今回の場合にはその出品対象国はアメリカであるということとで、まだアメリカとは相談をされてないというお話であるわけでありまして、アメリカと相談をされてないということは、場所を決める際にもアメリカと相談をしなければいけないのかどうか。アメリカと相談をするというのはいわゆる出品対象品目についての相談であって、場所の問題までアメリカさんからこうです、ああですと言われる、干渉という言葉は悪いかもしれせんけれども、私はそこまでは必要がないという気がするので、どうして、アメリカとすり合わせがなからまだいけないというふうに言われるのか、この辺についてちょっと理解できないのです。

ただ、予算の問題につきましてははかりでございいます。わかります。そして、ほかに手を挙げてない、地域がないということにつきましては今お話があったわけでありまして、アメリカとのすり合わせの関係等で、場所選定についてはまさにアメリカからのそのようなことについては、私としては、品目の選定であって場所の問題までは必要ないじゃないかという気が、それこそ越権じゃないかという気がするのであれば、いかがでありますでしょうか。

○杉山政府委員 先生御指摘のとおりでございます。ただ、御理解いただきたい点がございいます。これは、先ほど御答弁を申し上げましたように、この大規模インポートフェアはジェトロが初めてやるわけでございます。そういう意味で、従来からやっておりますこととございまして、かなり前例等もありましてスムーズに進むわけでございますが、初めてやるものにつきましては、やはり第一回目はぜひとも成功させなければいけませんので、いろいろと下打ち合わせ等もございまして、予算案を御審議いただいております。また、時期が来ると、こういった点につきましても今のところまだ手控えている状況でございます。ただ、時期が来ると、三月から四月ということでございますし、かなり大規模なものを予定をいたしておりますので、なるべく早くこの準備に着手しなければいけないというののもまた事実でございます。その辺を兼ね合わせまして、今内部で慎重に検討しておりますところでございます。

○横江委員 確かに、時期は来年三月だといいますが、大きなプロジェクトでございますから一日も早く決めなければいけない、当然であると思えます。そうしてまいりますと、予算審議の関係等もあるわけでありまして、この大規模インポートフェアの実施場所等をいつまでにお決めになるのか、この見通しにつきましてもお聞かせいただきたいと思えます。

○杉山政府委員 開催決定の日時を今ここで、かくと申し上げることにつきましては、残念ながらまだそこまで検討が進んでおりませんので御容赦をいただきたいと思います。先ほど御答弁申し上げましたように、来年の三月の開催ということ

になりますと、なるべく早く決めたいということには私も当然考えておりますので、そういう意味で、なるべく早くタイミングを見まして決定をさせていただきたいと思っております。時期の点につきましては、今からいつまでということとは申し上げられませんが、ちよっと御理解いただきたいと思います。

○横江委員 先ほどの質問の中で、手を挙げている地域はないというお話をいただきました。この二月の十四日に、ジェトロ理事長に対して、実行委員会でありまして、名古屋市長、そして名古屋港の管理者であります名古屋港管理組合から、開催に際してぜひ実施をさせていただきたいというお願いが上がつていると思っております。その文書の中で、一番核であります、「このワールド・インポート・フェア・ナゴヤ85はまさに当地開催をお願いしております貴会」——ジェトロでございまして、「五十九年度事業、大規模インポートフェアを核として」——ここなんです、核として実施するものであります。これがなくて、刺身でいいますとワサビがないことだと思えます。「つきましては、如上の次第を充分お汲みとりいただきまして、大規模インポートフェアを当地において是非実施していただきます」という、二月十四日に来ているわけでありまして、これはまさに、この計画そのものも大きな計画でありますけれども、ジェトロのこの実施がされないという核がなくなってしまうという、計画そのものに大きな変更が起きてくるという問題でございまして、ぜひこのお願いを聞き入れていただきたいというところを強くお願いする次第でございます。

また、先般一月の二十六日に、名古屋財界、名友会の皆さん方が東京で会議をお開きになりました折に、中曽根総理も御出席をされまして、そしてそこで竹田商工会議所会頭から、このフェアは中部総ぐるみでぜひ成功させたい、そして愛知の活性化、中部の活性化を図ってほしい、そしてそのことと同時に、国策であるいわゆる輸入の拡大にも一助をしていきたい、どうぞ総理としてこの計画に、この事業に大きな協力をいただきたいという要請をされましたときに、総理は、まことに時宜を得たイベントであります、だから政府として積極的に協力をする、というお答えをそのときにいただいているわけでありまして。

今の答弁を聞いてまいりますと、まだ明確なお答えがでないような時期ではありますけれども、しかし、こういうように総理自身から明確に、鮮明に協力をしていくという態度表明がある以上は、予算の関係は別にしても、いつごろまでに決めるかとか、あるいはこういう考え方を持っているとかが、あるいはこういう考え方をあわせてこたえていけるのは政府として当然しかるべきだと思うのです。その辺の、そういうにじみ出る気持ちが出てこないと思うのです。

私は大臣に、総理がそのように協力をする理由は今申し上げましたとおりであります。そういう意味合いからまいりまして、ほかに手を挙げていない関係等も含めてもう一度お答えいただきたいと思っております。ジェトロの大規模インポートフェアを名古屋で実施をされる、この考え方にいつまで前向きな答弁をいただきたいと思えます。

○小此木国務大臣 このようなフェアは、今も政府委員からの答弁にありましたように、輸入の促進につきましても意義深いものがあると考えております。特に名古屋地域の関係者の間で計画されましたことは私は非常に多量にしまして、通産省といたしましてはできる限りの支援を行う所存であるということをお申し上げておきます。

○横江委員 今、大臣に多量にいたしまして、そのように期待をされているというふうにして、質問を終わっていきなさいと思えます。

○奥野（一）委員 最初に、通産行政の執行に当たっての基本的な態度について、ひとつ伺いしておきたいと思っております。

○奥野（一）委員 奥野一雄君。

大にも一助をしていきたい、どうぞ総理としてこの計画に、この事業に大きな協力をいただきたいという要請をされましたときに、総理は、まことに時宜を得たイベントであります、だから政府として積極的に協力をする、というお答えをそのときにいただいているわけでありまして。

今の答弁を聞いてまいりますと、まだ明確なお答えがでないような時期ではありますけれども、しかし、こういうように総理自身から明確に、鮮明に協力をしていくという態度表明がある以上は、予算の関係は別にしても、いつごろまでに決めるかとか、あるいはこういう考え方を持っているとかが、あるいはこういう考え方をあわせてこたえていけるのは政府として当然しかるべきだと思うのです。その辺の、そういうにじみ出る気持ちが出てこないと思うのです。

私は大臣に、総理がそのように協力をする理由は今申し上げましたとおりであります。そういう意味合いからまいりまして、ほかに手を挙げていない関係等も含めてもう一度お答えいただきたいと思っております。ジェトロの大規模インポートフェアを名古屋で実施をされる、この考え方にいつまで前向きな答弁をいただきたいと思えます。

○小此木国務大臣 このようなフェアは、今も政府委員からの答弁にありましたように、輸入の促進につきましても意義深いものがあると考えております。特に名古屋地域の関係者の間で計画されましたことは私は非常に多量にしまして、通産省といたしましてはできる限りの支援を行う所存であるということをお申し上げておきます。

○横江委員 今、大臣に多量にいたしまして、そのように期待をされているというふうにして、質問を終わっていきなさいと思えます。

○奥野（一）委員 最初に、通産行政の執行に当たっての基本的な態度について、ひとつ伺いしておきたいと思っております。

○奥野（一）委員 奥野一雄君。

大にも一助をしていきたい、どうぞ総理としてこの計画に、この事業に大きな協力をいただきたいという要請をされましたときに、総理は、まことに時宜を得たイベントであります、だから政府として積極的に協力をする、というお答えをそのときにいただいているわけでありまして。

私も地方におりますと、通産省というイメージはどちらかというと、中小商工業者や消費者の立場から見ますとどうも大企業寄りではないか、こういうイメージが非常に強いわけでありまして、これは従来からの経過がございまして、例えば先ごろ判決のございました石油カルテルなどの行政指導の問題、あるいは大型店進出などに対する指導の問題、そういうようなことから、今言いましたように、どうも通産省というのは大企業寄りのような印象を深く持っているわけでありまして、たまたま与野党が伯仲という状況がございまして、新しく通産大臣に就任をされたわけでありまして、中小商工業者なり消費者という人たちは、大臣がかわるたびに、今度の大臣は一体どちらの方に寄って通産行政を進めるのだろうか、こういうことについて大変関心を持っているわけでありまして、新しく就任されました通産大臣として、これからの通産行政をどういう立場で進められようとするのか、その辺のところをぜひひとつお聞かせいただきたいと思います。

○小此木国務大臣 我が国の社会的あるいは経済的な増進を図る上で、中小企業の果たす役割は言うまでもなく非常に大きいものがあるわけでありまして、この中で、五十九年度の予算におきましても、通産省は、一般会計の中で石特の繰入額を除けばあとの半分は中小企業対策費であるということをも御理解願いたいのでございます。その中にも、例えば新しい環境づくりとか新しい事業を興してこれを予算化する、例えばコミュニティマーケット構想であるとか村おこし事業であるとか、さらにはベンチャービジネスの振興とかという施策を施してまいる所存でございまして、また下請中小企業対策、さらには中小企業経営基盤の強化、あるいは政府系の中小企業の金融機関の貸付額の確保であるとか、通産省といたしましては中小企業の振興に懸命に努力をいたす所存でございまして。

○奥野(一)委員 ただいま大臣の方からお答えいただきましたが、中小企業に対する保護制度ある

いは育成、あるいは消費者行政などに対する保護育成、こういうようなものについてあるということとは私も承知をしているわけでありまして、この問題につきましては、後ほど中小企業対策の中でさらに詳しく伺いをしていくつもりでございまして、実際に今大臣が言われましたようないろいろな施策を行ってまいるわけでありまして、けれども、それではどれほどそのことが我が国の中小企業政策の上で効果をあらわしてまいるのか、これが一つ問題だと思っております。

御案内のとおり、最近、中小企業の倒産が大変ふえていっているわけですね。そういう面から見ますと、大臣が今そういうふうにお答えをされておられますけれども、しかし、この問題についてはまだ積極的な政策をとる必要があると私は思っているわけでありまして、細部につきましては、後ほどその点について触れてお尋ねをしてみたいと思います。今は基本的な問題だけで終わっておきたいと思っております。

次は、通産大臣それから経済企画庁長官にもちよっとお尋ねをしておきたいと思っております。所信表明の中で、先ほど水田委員などからもそれぞれ御質問があったわけですが、第一に、内需中心の経済運営と創造的発展基盤の形成、こういうことを通産大臣は取り上げておられるわけでありまして、また、河本経済企画庁長官も、国内民間需要を中心とした景気の特長的拡大を図る、こういうことを述べておられるわけでありまして、両大臣にお伺いをいたしたいのは、言っている言葉はわかるわけでありまして、けれども、しかし、それでは具体的にどういう施策をとられるのか、この辺のところを少し不明確な感じがするものでありますから、その点についてひとつ御見解をお示しいただきたいと私は思うわけですね。

○河本国務大臣 五十九年度の経済は民間中心の経済、内需中心の経済、こういうふうに私は考えておりますが、しばしば申し上げますように、財政の力が弱っておりますから、五十九

年度の経済成長に對しまして財政の及ぼす力はゼロ、こういう状態にございまして、そこで、どうしてもこういうときには金融政策が大きな役割を果たさなければならぬわけですが、その金融政策が内外のいろいろな制約がございまして、機動力が失われておる、こういう状態にございまして、したがって、財政の力が弱り、それから金融が機動力を失う、こういう中で経済政策でございまして、大要やりにくいと思っております。

ただしかし、幸いに第二次石油危機から五年ぶりで世界経済がようやく立ち直りの方向に向かつておりますし、その影響を受けて我が国にもよい兆候が幾つか出てまいりました。そういう中におきまして、今後は物価の安定を図ることが経済政策の根本でございまして、物価の安定を図りながら、財政と金融は機動力を失っておりますけれども、それでもなお工夫いかにしてはある程度のことができるのではないかと、このように私は考えておりますが、財政と金融の機動的な運営をできるだけ工夫する、同時に、我が国は貿易立国でございまして、ややもすると今、保護貿易的な傾向が世界にございまして、自由貿易を守っていくことが我が国の生存にとっての前提条件でございまして、対外経済摩擦を一刻も早く解消する、そういう方向で民間経済が伸びやすいような、そういう客観的な情勢をつくり上げていきたい、このように考えております。

○小此木国務大臣 悪い材料を抱えながらも、我が国の景気は緩やかなテンポながら確実に回復の基調を示しているわけにございまして、かようなときに、適切かつ機動的な経済運営を行って、内需中心の景気拡大を目指していかなければならないことでございまして、通産省といたしましては、具体的に、民間活力を喚起しながら、各種の設備投資減税あるいは規制の緩和、さらには機動的な金融政策というものをやってまいるという考え方でございまして。

○奥野(一)委員 通産大臣、予算委員会の方に御出席されるというような御予定のようでございますが、

すので、もう行かれましたか。それでは、また経済企画庁長官の方にもう一点お伺いしていきますが、五十九年度の政府の経済見通しによりますと、経常収支は二百三十億ドル程度黒字になる、こういう見通しをしておられるわけでありまして、民間の各機関の見通しでは、ほとんどが政府の見通しより上回る、こういう予測をしているわけにございまして、そのことから判断をしてみますと、今、内需中心型で民間活力を活用、こう言っておられますが、相変わらず外需中心の経済状態ということになるのではないかと、一つはこういうことが考えられるわけでありまして、

せんだって、NHKで百社に対する調査を行っておりますが、その中でも七十三社が貿易摩擦というものが起きているのではないかと、こういうことを回答しているわけにございまして。仮に貿易収支が一層黒字になるといことは、貿易摩擦がまた激化をするということになる。これを緩和しようということになれば、輸入を増大していかなければならない、こういう問題もまた出てくる可能性があるわけでありまして、そうなってきますと、そのはね返りは一体どこに行くのか。従来の例から見ますと、再びまた日本の農業あるいは水産業あるいは中小企業などにそういう影響が出てくるのではないだろうか、こう思われるわけにございまして、その辺の見解についてはいかがでしょうか。

○河本国務大臣 一月に発表いたしました政府の経済見通しの中で、貿易収支は五十八年度に引き続いて五十九年度も同じ数字の三百四十億ドル、経常収支も同じ数字の二百三十億ドルのプラスが続く、こういう数字を発表いたしましたけれども、一月前後の動きから見ますと、大体その見当でないかと思うのです。ただし、ことしのアメリカの経済も相当いいように思いますし、それからヨーロッパの経済も急速に回復の方向に行っております。そういうことで、あるいは一部の民間の調査研究所等の見通しのように、政府の見通しの黒字を上回る可能性も今後の経済動向いかんではあり得る、このように思います。

そこで、今御指摘がございました貿易摩擦、対外経済摩擦がさらに拡大した場合に、国内で、輸入の、特に製品輸入の拡大によって対応を図っていかねばならぬが、その場合における中小企業の影響、対策はどうか、こういうことでございます。通産省の中小企業庁からお答えがあらうと思いますが、基本的には申し上げますと、中小企業に影響が出る可能性ももちろんございましょう。そういう場合にはやはり政府としては格段の対応を考えていく必要がある、私はこのように思います。

○奥野(一)委員 今通産大臣がおりませんので、この点は後でちょっとまたお尋ねしていくことにします。

そこで、もう一つ長官にお尋ねをしておきたいのでありますけれども、この経済見通しの関係については、予算委員会でも武藤山治議員の方からも若干触れられております。過去の政府の経済見通しというのは、見通しと実績、若干近いものもありますけれども、大体外れる方が多い、こういう状況のようでございます。経済見通しということについて、民間でもいろいろ見通しを出しておるわけでありまして、政府の見通しというものと民間の見通しというものは、質的にやはり違うものでなければならぬのではないかと、私はこういうふうに思っているわけでありまして、それは、例えば政府の経済見通しというのは、民間が単に目標として出すものではなくて、政府の経済見通しというのは、日本の経済状況というものが見通しではこういう経済状況になりそうだが、それがもし悪い経済状況になるという見通しが仮に出るとい場合には、そういうような経済状況から好ましい経済状況に、可能な限り政府の持っている金融なり財政なりその他のいろいろな手段というものを使得って軌道修正をしていく、そういうものが加味されてこなければならぬのではないかと、こう思うのです。

そういう点から一つ考えてみますと、先ほど言いましたように、貿易収支が、一層黒字が増大する可能性があつて、そのことが逆に今度は輸入という形の中ではね返つてきて、国内の中小企業なり農業なり水産業に影響を与える可能性がありそうだと、例えばこういう判断が出てくる場合には、そういう事態にならないような手立てというものを政府の方でやはり講ずるという、そういう措置というものはとらなければならぬのではないかと、こういうふうに思うのです。

ですから、その辺のところをもう一遍ひとつお尋ねをしたいし、それから政府の経済見通しというのは、当たつても当たらずともどうつてことではないという、そういう性格のものなのかどうか、その辺のところもひとつ教えていただきたいと思うのです。

○河本國務大臣 経済見通しを立てます場合に、二つのやり方があると思うのです。そこに政策努力を加味するかどうか、あるいは自然の成り行きに任せての経済見通しを立てるかどうか、こういう二つのやり方があると思いますが、実際は、政府としてはこういう経済見通しを立てていく、政策を加味した経済見通しが立てられますと非常にいいと思うのですけれども、しかし、最近では、先ほども申し上げましたが、財政の力が大に弱つておりますし、金融政策は機動力を失つておる、こういう状態でございますので、なかなか政府の政策を加味しにくい、こういうこともございします。しかし、実際、そういうことでは何のために政府が存在しているんだ、こういう議論にも発展をいたしますので、やはり今後は財政と経済を可能な限り機動的に運営していく。そして、幸いに数年ぶりで景気回復の条件が整いつつございしますから、やはり日本の経済が力を回復しますような、そういう積極的な政策の工夫というものをできるだけ加味していく、こういうことが先ほど申し上げました財政と金融の機動的運営、こういう趣旨でございます。

○奥野(一)委員 今、長官の言われたことは私もそのとおりだと思うのです。そういうものでなければ政府の経済見通しというものは余り役に立たない、という言葉を使いますと語弊がありますが、あらあれですが、私はそういう感じを持つわけです。財政が豊かで景気もいいなというときにはどういふようなことをやってもうまくいくだろうと思うのですが、苦しいときにはなればなるほど政府の経済見通しというものと財政というものが一体となつて運営をされていかないと、そういう状況にならないのじゃないかと、そういう危惧を私は持っているわけですね。ぜひ近い将来、そういう面についての実現ができれば、御努力を賜りたいというふうに思っているわけでありまして、もう一つお尋ねをしておきたいのです。これは通産大臣の方にもお尋ねしたわけでありまして、今、国内の景気は徐々に回復しつつある、こういうお見通しでありまして、一般論としてそのとおりでないかと私は思うのです。しかし、地域的にいろいろアンバランスというものがまだ残つていふところがある。特に沖縄とか北海道のように一次産業が中心になつていふ地帯におきましては、いまだに最悪の状態が続いておる。日本の経済政策というものを立てていく場合には、マクロ的にやられるということもあるでしょうけれども、しかし、それぞれの地域によつては違うわけでありまして、そういう面に合致をするような経済政策というものもある程度示す必要があるのじゃないかと思うのです。そういう面では沖縄、北海道というのについて一体どういふ方針をお持ちになつておられるのか、お考えがあつたらひとつお聞かせをいただきたいと思うのです。

○河本國務大臣 二月の初めに経済企画庁で全国十カ所の地方経済の動きを調査をいたしました。係員を派遣いたしましたので、現地での経済界の代表の方々と懇談をいたしまして、現地の調査をしたわけでございますが、その結論として得ましたことは、大勢として日本経済は五年ぶりにようやく方向転換をして回復の方向に行きつつあることは事実だ、しかし、まだようやく回復の緒にいたばかりでございますので、そういうことで地域によりまして非常に大きなばらつきがあるということを認識をいたしました。それからもう一つは、業種によりまして非常に大きなばらつきがある、こういうことでございします。大勢としてはいい方向には行つておりますけれども、厳しいばらつきがございしますので、その点につきましてやはりきめの細かい具体的な対応策が必要だ、このように判断をいたしております。

○奥野(一)委員 その具体的なきめの細かい対応策というものを聞きをしたわけでありまして、すけれども、その辺のところは何かお持ちですか。

○河本國務大臣 実は、予算の目鼻がついた段階で政府部内で具体的に相談をしよう、こう思つておるのですが、その一つといたしまして、例えば公共事業の進め方なども地域の情勢を考えて配分する必要があります。これはないか、こういう感じもいたしますが、いざにいたしまして、今は予算の成立に全力を挙げまして、そういう相談をする、いともございせんので、もう少ししばらくしてから政府部内の意見を取りまとめた、このように考えております。

○奥野(一)委員 予算の面では、私も主張しておりますように、今、長官が言われましたように、いろいろな施策をその中でやろうとすれば、この予算では一体どうなのかな、こういう点は大変心配があるわけですね。公共事業などについては横ばいという状態であるし、私どもは修正案というものを提出しておりますけれども、ぜひその点についてもひとつ御吟味をお願いしたいと思うわけでありまして、以上で結構でございます。

長官にどうございまして。次に、中小企業の育成強化の問題であります。が、この点も大臣おられますが、通産大臣の所信表明の中で、我が国の企業全体の九九%以上、従業員の一%を占める中小企業が今日の経済大國としての我が国の礎を築いてきた、その健全な発展なくしては我が国の経済の真の発展はない、こう述べておられるわけでありまして、私もその

点については全く同感であるわけであります。

しかし、先ほどもちょっと申し上げましたように、こうした発展の中でも中小企業の倒産は最悪の状態を続けているわけであります。けさあたりの新聞を見ましても、大沢商会の倒産の連鎖倒産ということでマミヤ光機ですか、こういう倒産なども起きて、通産省あたりでも何らかの対応策をとるというようなことも出ておりますけれども、今言いましたように、大臣がこの所信表明で述べておられるような姿にしなければ日本の真の経済の発展はないのだ。そういうことと裏腹に中小企業の倒産は戦後最悪の状態を続けている。この点についてどういう対応策をとられるつもりなのか、お尋ねをしたいと思います。

○中澤政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、昨年一年間、昭和五十八年の倒産件数を見ますと一万九千余件ということで、不況の結果とはいえますけれども、これまでの倒産件数の水準を上回ったということで、私も非常に事態を深刻に考えております。内容を見ますと、主として建設業あるいは小売業という分野が非常に倒産の割合を占めておりまして、やはり公共事業あるいは住宅市況の悪化あるいは個人消費が伸びないというような事情がこの倒産のレベルを高めておるといふふうに考えております。

したがって、私もいろいろ考えております。従来からもそうございましたけれども、昨年あるいは五十九年度、今後の倒産に対します政策につきましても、特段に力を入れていきたいというふうに考えております。五十九年度予算におきましても、金融面あるいは保証面、あるいは具体的には中小企業の倒産を救うべき相談事業、あるいは経済事業、こういうような四つの柱の倒産対策を中心に特に力を入れていきたいというふうに考えております。

具体的には、金融面で、倒産を防止するために中小企業金融公庫などの政府系金融機関におきまします倒産対策貸し付け、これの枠を十分に確保するという点をしております。また、中小企業である

がために信用面で急場の金が借りられないという

ことがあるといけませんので、倒産関連の特例保証という形で、各県におきまして信用保証協会の保証につきましても、倒産の関連につきましてもは関連倒産が出ないよう、その保証の制度につきましても特別の優遇的な制度を設けるということもやっております。また、倒産対策として非常に有効に働くと考えられております共済事業につきましても、中小企業事業団の事業でございまして、これ共済事業も中小企業の方がなるべく入っていただく、あらかじめこの共済に入っているという倒産を防ぐということを考えております。また、非常に有効に働いておりますのは、各商工会議所あるいは商工会連合会に置かれております商工調停士の中小企業相談事業というものがございまして、これも来年度は二百一カ所というふうな増設をいたしまして、企業的に非常に苦しい状況にある中小企業者の御相談に乗るということにしております。これは昨年の例で申しまして、五十七年度でございまして、約三千七百件の御相談のうち三分の二以上がこの相談事業によって救われておるといふのが実績でござい

ます。大沢商会の件につきましても、既に政府系の金融機関あるいは保証協会等に対しまして、大沢商会等の関係中小企業に対する信用補完、あるいは金融につきましても迅速にこれに対応するような指示を通産省から発してございまして、万全の対策を講じていく方針でござい

ます。○奥野(一)委員 中小企業の対策の中で、もちろん今言われましたようなこともそれぞれ大変必要だといふふうに思うのですが、根本はやはり仕事をどう確保してやるか、これが今日では一番の重大な問題だといふふうに思っているわけですが、しかし、現実には倒産をされた大沢商会などの連鎖倒産防止、これについてはぜひひとつ全力を挙げていただきたいというふうに思っております。

時間の関係もございまして、少し急ぎたいというふうに思います。

一つは大店法の関係、先ほど水田委員の方にも

それぞれお答えがございましたし、また水田委員の方からも指摘もございました。確かに大型店の進出に対するトラブルというものは、進出件数が減ってきたということもございまして一応下火になった、こういうふうに見えるわけでありますが、先ほど水田委員からも指摘されておりますように、まだくすぶっているところが相当数ある。こういう面については、ぜひ関係者の皆さん方の方でも積極的に地域の実態というものを把握しておいていただきたいというふうに思っております。

そこでひとつ、指導の面でお尋ねをしておきたいのでありますが、これから別な形のトラブルが起きるような予感というものを私は持っているわけでありまして、それはどういふことかといふ点と、全部が全部ということではないかと思っております。進出大型店の地元経済との協調性の問題であります。私の方に寄せられております苦情の中でも、地元の経済というものの協調性が非常に少ない。大型店でありまして、例えば仕入れや何かにいたしまして、地元の問屋さんとか、そういうものを通さないで直接やられる、そのために地元の問屋さんの方が手を上げてしま

う、こういう状態があったり、あるいは正月の初売りなんかの問題についても、地元の方では三日から初売り、こういうことを主張いたしまして、大型店の方はもう二日、こういうことでトラブルがあったり、あるいは都市部の場合には別でありますけれども、郡部なんかの場合には売上金をその銀行を通さない、こういうようなこととか、そのほか印刷物とか、そういう大型店などが使うものについても、地元の業者は余り利用しないとか、小さな問題かもしれないが、そういうようなことが今出つつあるわけであり

ます。こういうことについても放置をしておきますと、トラブルがあつて、地元に進出をしてくて何とかそれがおさまったような形になっているんだが、今言ったようなことでまたトラブルが起きる可能性というものもあるわけでありまして、そ

ういふ面についての指導ということについてはや

られておるわけですか。あるいは全然手がつけられないという状態なのか、お聞かせをいただきたいと思うのです。

○山田(勝)政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、これからの地域小売商業というものは、大型店も中小小売業も共存共栄で、それぞれの業種業態別にその機能を分担しながら進んでいくというのが、先般産業構造審議会と中小企業政策審議会の合同部会でございまして、八〇年代の流通ビジョンにうたわれているところでござい

ます。この合同部会の委員の方々は当然大型店の方も、また中小小売店の方も、あるいは地方自治体の代表者、あるいは消費者、学識経験者が審議を重ねたところでございまして、まさに地域社会において流通産業というものが共存共栄で進んでいくのが、これからの八〇年代の道ではないかということが指摘されているわけ

でございます。個々の状況を見ますと、仕入れでございまして、あるいは金融機関の利用でございまして、あるいは金銭機

関の民間の自主判断ということになりますけれども、通産省といたしましては先生の御指摘のよう、まさに地方社会において共存共栄で進むのがいいという方向で指導をしてまい

すと、国全体では幾らか伸びているわけでありませんが、肝心の通産省というのは落ち込んでいるような状況になっているわけであります。これはどんな理由でそうなっているのか、その点ひとつお尋ねをしておきたいと思うわけです。

○中澤政府委員 昭和五十八年度の中小企業向け契約目標は、御指摘のとおり三七・三％でございます。過去最高の目標を設定しております。この達成につきましては、関係各省と常時連絡をとりながら、ぜひこの目標額を達成するように御協力をお願いしておるわけでございますが、その到達目標につきましては、まだ年度途中でございまして、最終的にどの程度のレベルになるかということとは、現段階では予測が困難な状況でございます。

なお、通産省の契約実績等につきましては、官房会計課長からお答え申し上げます。

○山本雅政府委員 通産省の官公需の中小企業向け比率につきましては、ただいま御指摘がございましたように、残念ながら五十七年度は五十六年度に比べてまして四％ポイント下回っておる実情でございます。

この理由をいたしましては、全体といたしまして通産省の官公需総額が、マイナスシーリングとか、あるいは年度途中で節約とかというのかかりまして、全体として小さくなった中で、大企業向けには、例えばコンピューターの借用とか、あるいは特別の実験機器等どうしても大企業でしか調達できないもので、なおかつその額がふえざるを得ないというものがあつたわけでございします。したがって、通産省といたしましては、御指摘のように、中小企業向けの、まさに官公需のおひきでございまして、何とかこの割合を下げないように、あるいはできればこれをふやしたいということで懸命に努力しておるのが実情でございますけれども、実績は残念ながら下がってしまったというのが記録に出ておるわけでございします。

○奥野(一)委員 これはひとつ要請をしておきたいのですけれども、今年度途中でことしの実績が

どうなるかということについてはまだはつきりしない、各省庁に対して働きかけをしていると言っているのが、各省庁の方で発注をする場合には、官公需のものは最初から、発注する段階から大企業向けとか中小企業向けというのとはわかつてはいますね。ですから、できれば年度途中で一遍くらい、今ののくらいいまいていっているのか、そういうものをつかんでおかないと、あと残された半年なら半年の間にそれを達成するために可能な努力をしていく、そういう方策がとれないのじゃないかと思うのです。そういう面について私はぜひ頭張っていただきたいと思うのです。まだ国全体では相対としては非常に低い率ですから、今過去最高の三七・三％の目標を設定したと言っておりますが、本来ならそれは五〇％を超えていかなければならない、これも後でちょっと触れますが、北海道庁なんかの場合を例にとりますと、既に件数で九〇％、金額でも八三％を超えているという実態ですから、やればやれるということだと思っておりますので、そういう面についての努力をひとつお願いしたいと思うのです。

そこで、関連して、四十一年の国会でこの官公需法が成立をしたときに、当時の山本中小企業庁長官が、少なくとも五〇％程度まで持っていく努力をした、こういうふうになつておるわけでありまして、しかし、今の実績というものを見ますと、五〇％台に持っていくことは相当な努力が必要である。これはただ単に、通商一連の働きかけをする程度ではそういう目標に到達をさせるといふことは非常に難しいと思うのです。

そこで、今年度も恐らくまた閣議決定が七月ごろにされるとおもうわけでありまして、その際にはぜひひとつ官公需法ができた当時の初心に立ち返って、この五〇％目標ということが達成できるようにひとつやっていただきたいと思うのですが、そういう面についてはどうお考えですか。

○中澤政府委員 先ほど御質問の中にございしました、年度中間におきましても実績をフォローすべきではないかという問題でございしますけれども、

私どもも、中間実績がどのようになっていくかというところは各省と連携をとりながらフォローしております。中間実績では、現在のところ四割近い三九・四％という相当高い実績になりつつあるわけでございします。ただ、例年大規模のプロジェクが後半に出てまいります。したがって、年度として締めくくるとどういうレベルになるかということが予測困難であるということでお答えしたわけでございます。

なお、官公需の目標として五〇％の設定についてどう思うかということでございますが、私どもといたしましては、国の契約目標を極力高いレベルに持っていくというところは同じ気持ちでございます。例年各省にそういう姿勢で御協力をいただいておりますけれども、国の契約内容あるいは政府機関の契約内容には、やはり非常に大きなプロジェクト、中小企業者には受注できないようなプロジェクトが相当割合で占めておりまして、この比率を一律に国の機関として五〇％に持っていくということは、率直に申し上げて非常に難しい状況でございます。

ただ、先生も北海道庁の例でお触れになりましたように、地方公共団体の発注は相対的に申しまして中小企業者に向きやすい内容になっておりまして、実績で申しましても五〇％をはるかに超えるレベルになっております。国と地方公共団体の発注とを合わせて考えますと、既に過去の例でも五七％というようにレベルに達しておるわけでございまして、私どもとしては当然地方公共団体に、国と同じような姿勢で中小企業向けの発注をふやすように要請しているところでございしますけれども、国の目標自体を一挙に五割にするということは非常に困難だという状況でございます。ただ我々としては、極力中小企業向けの目標比率を高めていきたい、そういう姿勢で今後も中小企業向けの契約設定をしていきたいというふうに考えております。

○奥野(一)委員 一遍に五〇％に持っていくというのは、もう非常に無理だということは私自身も

承知しておりますから、それに近づけるような努力というものは今後大いに進めていただきたい。次に、中小企業は事業所全体で九四・四％を今占めているわけでありまして、そのうち小規模事業というものは、その大体七、八割ぐらいを占めているのではないかとおもうように思っております。この小規模企業というものが支えにならないと中小全体の発展というものはないし、それがなければまた日本経済の発展ということも考えられないわけでありまして、さてそれでは、この小規模企業に一体どれほど官公需の発注が行われているのか、そのことについてはつかんでおられ

○中澤政府委員 中小企業の中で小規模企業者、これが非常にすそ野の広い範囲を占めておりまして、中小企業の中でも小規模企業者が、各地方におきましては大多数の分野にわたっておりまして、これは御指摘のとおりでございます。

ただ、官公需の目標の中におきまして、これがどのくらいの実績を占めているかということ、発注案件が国のベースで見ましても全体で千二百万件ございまして、この内容を、中小企業者の中で小企業者と通常の中小企業者という企業規模別に分類いたしました。整理、集計することになりますので、現在までのところ、そのような分類をいたしておりません。また、実際問題といたしまして、小企業者向けの分類を発注の段階で整理して、これを優先するということは事実上非常に難しいということを御説明しておきたいと思ひます。

○奥野(一)委員 千二百万件もある中ですから、これはなかなか大変だと思ふのです。しかし、閣議で決定してやるわけでありまして、その中にも大抵そういうものが出てくるのじゃないかと思うのですが、指導する場合に、小規模企業に対して可能な限り発注をしてほしい、こういう指導というものはやってもらわなければ困ると思うのです。大企業とか、あるいは中小でも中堅以上に

なりますと、ほぼ自分の力で何とかなる。しかし、全く小規模企業の場合にはそういうことができないわけですから、本当にきめの細かい血の通った中小企業対策をやろうとすれば、私はそこに重点を置かなければならないと思うのです。

中小企業に関するいろいろな法律がたくさんあるわけなんです、中小企業基本法なんかを見ましても、前文には非常にいいことが書いてあるわけですが、そしてわざわざ第四章には「小規模企業」という章まで設けて、対策というものをやらなければならないんだということまで述べてあるわけですね。そういう法律の精神というものを持ってやるならば、もっとこういう問題についても真剣に取り組んでほしいものだ、私はこういう点についてひとつ申し上げておきたいと思うのです。

時間の関係からちょっと急ぎます。

五十七年九月に行政管理局の行政監察が行われたわけですが、その中で官公需法の趣旨が非常に不徹底だ、いろいろ間違った扱いがされているというように指摘をされているわけでありました。大企業を中小企業に間違えて計上したものが十七調査機関あるとか、あるいは契約額の誤りは四億九千万あるとか、そういうようなものがあるわけでありました。報告で指摘をされている中で、資本金が十二億五千万円、従業員が一千五百八十二人あるのに中小企業の方に分類をしているとか、そういうようなことがあるわけでありました。これは恐らく抽出調査であらうというふうに思いますから、その中から全体を推計いたしますと、恐らく全庁にわたって相当な誤りがあるのではないだろうかと、こういうふうに思われるわけでありました。そうしますと、国全体として幾らか官公需の実績が伸びてきたといっても、そういう誤りまで含まれているということになりますと、それは余り当てにならないということになるわけでありました。官公需法ができてから十八年にもなるわけでありまして、そういうような状態では困るのではないかと、こう思うわけでありましたけれども、この点については今後どう対処されようとし

ているのか、見解を伺いたいと思います。

○中澤政府委員 先ほど御指摘のありました、中小企業向けの官公需施策につきましての行政管理局の行政監察の指摘につきましては、昨年十月に改善事項を徹底いたしました、各省にこれに盛り込まれた事項の改善につきまして厳重に改善措置をとるよう要請しております。

先ほど御指摘のような、大企業の契約が混在しておったというのは非常に遺憾な事態でございまして、より一層正確性の確保を図るということにつきましまして周知徹底をするようにしております。

また、先ほどの御指摘の中にもありましたように、小規模企業者の契約について活用するということのためには、分割発注の推進、あるいは同一資格等級区分内におきまして競争を確保する、いわゆるなるべく同じクラスのものの中で競争をさせ、小規模企業者に対する契約機会を確保するというような形での推進も行っております。また、随意契約を少額のものにつきましまして活用するということ措置を推進するというものとしておるわけでございますが、そのような措置を含めまして、行政管理局の指摘事項につきましましては、これを周知徹底と的確な実施をするというふうに既に措置をとったところでございます。

○奥野(一)委員 あと時間がありますので、もう一つこの点、ちょっとお尋ねしておきたいのです。

これは私はどうも不思議に思っているのです、今の中小企業というものの定義によりまして、資本金が何十億ありましても、従業員が三百人以下であれば中小企業、こういう分類になっているわけなんです、これからの科学技術の発展というものを考えていきますと、従業員がどんどん減っていくということが予想されるわけですね。事業規模から見ると当然これは大企業なんだ、こういうふうにも思われるところでも、従業員の数が三百人を切っておればこれは中小企業なんだ、こういう定義というものが果たして現在の実

態に合うのかどうか、もう合わない時代になってくるのではないかと、もう思うわけですが、この辺、何かお考えはありますか。

○中澤政府委員 中小企業の定義の問題でございまして、これは業種あるいは業態によりまして非常に複雑な関係になっておりまして、一部の業界からは、この一億円という規模はもう古い、四十八年以來とらわれているのを引き上げるべきだ、中堅企業対策というようにすることも含めて、上げるべきだという議論もございまして、これは非常に公正に、慎重に対処しなければいけないということでございます、定義問題自体につきましまして、中小企業政策審議会に小委員会を設けて、過去におきまして検討をしてきたところでございます。

その中間的な結論で申しますと、従業員規模の引き下げをしなければいけないという意見もある、あるいは定義改正をいろいろな角度から考えなければいけないという議論もあるけれども、仮にその範囲を下げるという場合には、中小企業政策が後退したという印象を与えるということもあって、それも今後一つの問題点として残すべきことであるという結論が出ております。最終的には、いろいろな業種、業態に応じて各界の議論を十分聴取した上で、引き続き検討していくべきだという結論になっておりまして、私どもも、規模については従業員の数で考えるべきだということも一つの問題だと思っておりますけれども、業種別、企業別に今後とも研究課題として取り組んでいきたいというふうに考えております。

○奥野(一)委員 私は、早晩こういう問題が出てくるような気がするわけですね。やはり検討というものは急いでいただかないと、実態としては当然大企業に分類されなければならないような企業が、中小企業ということで官公需の方の相当額が仮にそっちの方に行ってしまうことになるか、それが少し違った方向に行くのではないかと、

心配を持つわけでありまして、ぜひそういう面についての検討を進めていただきたいというふうに思うわけでありまして。

もう時間も余りありませんから、ちょっと先を急ぎます。

小規模企業者は、現在の大企業とか中堅企業などの中で大変苦勞しながら受注というものを確保するために努力をしているわけですが、そのためにいわゆる官公需適格組合というものをつくっているわけでありまして、この適格組合というものの組織状況、あるいはこの数年の発注状況はどうなっているか、これをひとつお聞きをしたいと思っております。

それから、続けてやりますが、これは先ほどの行政監察との関連でありますけれども、各省庁においては、適格組合というものを知らない、あるいは官公需制度を知らない窓口もあるということが監察結果の中でも指摘をされているわけですね。これは要望だけにどめておきますが、そういうことがないように、ぜひ各省庁の窓口の方にも指導していただきたいと思うわけでありまして。

それから、ただいまの答弁の中で、随意契約制度の活用についても大いに利用しながらというようにもございました。これも毎年の閣議決定の中に盛り込まれてはいるはずでありますから、ぜひこの随意契約制度なども活用されて、小規模企業とか適格組合とかいうものに対する発注を増加させる、そういうことについてもお考えをいただきたいのです。そのためには関係法令に関連規定を設ける必要があるのではないかと、こういうことも言われているわけでありまして、その点についての考え方を、簡単に結構でございますので、大急ぎでひとつお願いしたいと思います。

○中澤政府委員 官公需適格組合の実績でございまして、五十七年度末で組合数が四百四十三、受注金額が六百三十三億円ということで、これは過去の実績を逐年非常に伸びておるといえることでございます。

また、適格組合の活用につきましては、昨年度

におきましても中小企業庁長官名で、各省の中小企業の官公需担当官あてにこの活用方を要請しております。それぞれ窓口まで周知徹底していただくようお願いしております。

また、その裏腹といたしまして官公需適格組合の活用につきましては、中小企業中央会等の組織を通じて、中小企業側にも、これを体制として充実するようにしております。

隨意契約の活用は、先ほどお答えしたとおりでございます。

なお、関係法令でそのような制度を制度化すべきではないかということでございますけれども、先生御指摘のように、閣議決定におきまして、官公需適格組合あるいは指定品目というような制度につきましては、既にこれを法定ということになりますと、やはり関係省といたしましては、その指定品目の決定あるいは官公需適格組合に対する発注等につきましてやや硬直的と申しますか、非常に慎重な態度になるというところも予想されますので、むしろ現在の体制で、閣議決定等におきまして、行政レベルで実質的に振興を図っていくという方が適当ではないかというふうに我々としては考えております。

○奥野(一)委員 もう時間ですので、最後に一つだけ聞いておきたいのですが、大企業が最近だんだん中小の分野にまで入り込んでおるといふ状態があるわけであって、競争率というのには非常に激しくなっております。これは四十一年の官公需法制定のときにも、当時の長官からも答弁の中にあったわけでありまして、例えは同じ質のもので同じ価格のもの、こういうものについてはできる限り中小企業の方に渡す、こういうことについての努力をするということになっていくわけでありまして、その面についてはぜひ努力をしてもらいたい。

最後に一つだけ、一分間だけお尋ねしたいと思うのでありますが、これは予算にちよっと関連します。中身についてはもちろん触れる気はさらさらございません。基本的な考え方だけぜひ聞

いていただきたいと思うのですが、村おこし事業を今度やられるということになっておられるとは思いません。当然村おこし事業、いわゆる一村一品というのについては、その地域に根差した文化とか観光とか、そういうものも一緒に生かしていかねばだめだ。そのためには業界だけが頑張ってもだめなわけであって、自治体とか住民が一体となってやらないとこれは成功しないと思うのです。そういう面について当然自治体なり住民の協力体制を求めるといふ考え方をもちたいと思うのでありますが、その点について一つだけ見解をお聞きしておきたいと思

○中澤政府委員 全く先生の御指摘のとおりでございます。この村おこし事業自体、国の予算とともに県の予算で半額助成するというところでございまして、体制上もそうなっておりますし、自治体あるいはその地域の小規模企業者あるいは場合にやりますと研究機関等々、幅広い地域の方々の協力を得て商工会が中心になって実施するというふうに考えております。

○奥野(一)委員 終わるわけでありすけれども、通産大臣にお聞きすることはできなかったわけでありまして、中小企業の問題ではやらなければならぬことがたくさんあるわけでありまして、そういう面につきましてはぜひひとつ大臣の方でも積極的に関係の向きに指導されますようにお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思

います。どうもありがとうございました。

○梶山委員長 渡辺嘉蔵君。

○渡辺(嘉)委員 渡辺嘉蔵でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。まず第一に、通産大臣に御質問いたしたいわけですが、先ほどから先般並びに同志の議員から質疑が行われておりましたが、景気が緩やかな回復をしておる、これはもう再三聞かせていただいておりますわけですが、私どもの実感からいくと

アメリカの景気の回復とか原油の値下がりであるとか、アメリカの高金利の問題とか、そういう諸条件によって大企業なり一部の企業には、そういう恩恵を受けて回復基調あるいはまた指数等が出ておるかもしれないが、先ほどから話が出ております、企業数九〇％、従業員数八一％という中小企業の実態からいくと、そういう実感は今のところ私どもは全く受けておらぬわけです。

先ほどお答弁がありました、昨年の倒産件数が一万九千四百件、金額にいたしまして二兆五千八百四十一億、前年対比でいきますと、件数で二千三百三十三件、一〇％の増加であるわけですが、先ほど中小企業庁長官は深刻にと、こうおっしゃいましたけれども、文章表現としてはそれでいいかもしれませんが、昨年のこういう倒産の増加、特に昨年末に、十、十一、十二と非常に上がってきておるわけですが、この実態についてどのような認識をし、対策を講じておられるか、まずお伺いをしたいと思います。

○中澤政府委員 先ほど若干触れたわけでございますけれども、景気全体の回復の基調が主として輸出関連に中心にあるということでございまして、倒産の内容を見ました際にも、倒産件数が多い分野というのが建設業、それと中小小売業、これで七割前後の倒産になっております。したがって、やはりこの倒産に対する対応といたしまして、建設あるいは消費というような内需の喚起というものが基本的には倒産対策としても重要であるというふうに考えております。そういう意味で、昨年十月二十一日に決定いたしました総合経済対策というものが今後確実に展開するということ、私どもといたしましては倒産対策といたしましても基本的な対策であろうというふうに考えております。

しかし、倒産に対する対応療法と申しますか、関連倒産も含めまして、倒産の防止を中小企業対策としても全力を挙げなければならぬことは当然でございますので、倒産対策としての緊急の金融制度、これは政府系金融機関が中心でござい

すけれども、金融対策と、県の保証協会によります倒産関連の信用補完を迅速に行うということ、それと共済制度、さらには倒産防止の相談に各地区で商工会議所等が中心になりまして相談にのじていくということでの倒産防止の相談事業、このような四つの柱を中心に昨年来展開しているわけでございますけれども、五十九年度におきましても、これらの対策に十分な予算と体制をしいてまいりたいと考えております。

○渡辺(嘉)委員 長官のおっしゃったいろいろな対策につきましては、まだこれから聞くところから、そこまですべて質問しておらなかつたわけですが、先日、倒産件数が非常にふえておるが、いいのか、こう質問したら、いや総理府の統計によれば企業数もふえておるから、だからこの程度ふえても企業数とのバランスからいくと余り心配はない、こういう説明があったのですが、この点はどうですか。

○中澤政府委員 中小企業基本法が制定されました昭和三十三年、約二十年前と比べますと、確かに企業数も、それから従業者数もそれぞれ倍増しておるといふのが中小企業の実態だと思っております。ただ、五十八年一年の実績というのは、先ほど先生も御指摘のように、五十七年に比べても相当な高い水準になっておりますので、必ずしも企業数対比で問題がないと言いつける実態ではないと思っております。

ただ、民間の調査機関、二つばかり大手の調査機関でございますけれども、これらの調査機関が言っております倒産危機ラインというものがございまして、これは逐次変わっておりますけれども、かつては月間で千五百件と言われておったものが、最近ではこれらの調査機関は月間レベルでは千八百件を危機ラインと申しますかアラームラインというところで言っております。これはあくまでも民間の調査機関の判断でございますので、直ちに私ども引用するのはいかがかと思ひますけれども、ただ、そういう調査機関の倒産の判断と申しますか、危機ラインの判断というものが逐次上がつて

きているというのも事実でございます。

○渡辺委員 民間の調査機関ということでは、先日は、総理府の統計によれば事業所数がこういふふうだ、こういふふうだ、説明を受けたのです。だから総理府に聞いてみたら、そうしたら、総理府としては五十三年と五十六年には事業所数を調べたことはあるがそれ以後は調べておらぬ、こういうことなんですね。

そうすると倒産件数の増加は、五十六、五十七、五十八とこう調べてみますと、企業数がふえた五十三年と五十六年の統計がありますので調べてみると、五十三年と五十六年は企業数は一・五しかふえておらないのです。ところが倒産数は非常に勢いでふえておるのです。ちなみに五十六年度と五十八年度の倒産比率を見ますと八・七％、こう増加しているわけなんです。だから非常に深刻な事態にある、私もそれはそう見ておるわけなんです。

ところが今おっしゃったように、中小企業庁、通産省としてはどういふふうにお考えなのか。今の民間のそういう指数で判断をされるのか、それとも総理府で出したその指数で考えられておるのか、この点ひとつ明らかにしていただいて、今ほどの程度を危険ラインと判断しておられるか。

○中澤政府委員 私どもといたしましては、五十八年の倒産ラインが一萬九千件をオーバーしております、十三カ月連続して対前年比を上回っておりますということでございますので、倒産の水準は深刻であるというふうにお答えしたのでありますが、私どもの見解でございます。

あくまでも倒産の内容あるいはレベルというものを冷静に見て判断すべきだというふうにお考えしております。先ほど引例いたしましたのは、お断りしましたように、民間の調査機関がそういうふうな倒産危機ラインのレベルを引いておるということをお話ししたわけでございますので、私も一定のレベルで、これ以上低ければ安全である、あるいはこれ以上高くなった場合のみが危険である

というふうな一定の水準を持っておるというわけではございません。

○渡辺委員 ことしに入りましてから倒産件数がまた急増しておることは御案内のとおりだと思いますが、ことしの一月の倒産件数が千四百九十三件、前年度千二百五十一件ですから一九％増加しておるわけですね。それから金額にいたしましても、昨年の千四百四十一億が二千四百六億、四一・九％と金額もふえておるわけですね。二月は、これは二十七日の時点を民間の調査機関で調べたのを聞いたときには、前年度が二月には千三百三十五件、この二月二十七日のときには千六百件というふうには聞いていたのです。大変な増加ぶりだ、こう驚いたわけですが、そうすると、前年対比でいきますと二〇％近くこれもまたふえたわけなんです。そこへ二十八日に、先ほども質問が出た大沢商会の倒産が出たわけですが、これにまた関連をいたしまして二十九日に大沢カメラ販売、それから昨日がマミヤ光機、こういうふうな倒産がまた出てきたわけなんです。

こういう深刻な事態が一、二月と続いて今三月にのめり込んでおるわけなんです、これを見ますと、中小下請関連が数社あるとも千社近くあるとも言われておるわけですが、この倒産金額が大沢商会で約千億、それからその他二社で約二百四十億。そういういたしますと、これから何百社、こう言われるこの関連の業者のことを考えますと、これは大変深刻な問題が今まさに起きつつあるわけなんです。

まず、当面いたしますこの大沢、マミヤ関連の緊急対策について、大臣の方はどういふふうにお考えを認識して手を打っていただいておりますかということをお聞きすると、この倒産につきまして、先ほど商工中金、中小企業金融公庫あるいはまた共済の問題、いわゆる金融の問題から、あるいはまた保証の面から、相談の面から、いろいろな面から対応しますよ、こういうふうな回答は聞いたわけですが、本当にそれが具体的に進めていける実態であるかどうか、これをお伺いしたいと思います。

○中澤政府委員 大臣の答弁の前に実態、指示の点を先に御説明申し上げます。

先ほど御指摘のように、大沢商会あるいは関連会社の倒産という問題は非常に深刻に受けとめなければいかぬというふうな考えをしておりますので、はいけれどもこれに对应する措置が手おくれになってははいけないということで、私もいたしましては、その実態把握を急ぐと同時に、その対応策をいたしまして、先ほど御説明申し上げましたように、中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫のような政府系金融機関が、倒産対策としての特別な政策金融を実際上直ちに講ずるよう指示したところでございます。

また、特に関連倒産という面では、つなぎ融資という意味で、信用補完の足りない中小企業者が信用保証がとれないという形で連鎖倒産に巻き込まれることが心配でございますので、東京と大阪のそれぞれ信用保証協会に指示しまして、直接これらの信用補完面、信用保証面での措置が直ちに実行できるように、倒産関連の保証制度の事実上の発動をするように指示したところでございまして、正式な手続はあるいは来週にずれ込むかもしれませんが、少なくとも、実態的には直ちにこれに对应するようにということを示しておるわけでございます。

細かいこれらの制度融資あるいは保証制度の内容は逐一御説明申し上げますけれども、通常の金融あるいは保証に對しまして、保証率あるいは保証料等の面で非常に優遇された制度であるというところをこの際申し添えておきます。

○小此木國務大臣 景気が緩やかながら回復の兆しを見せているということは数字が示すところでございますが、また倒産件数が非常に多いということも数字の示すところでございます。このための施策は、先ほど中小企業庁長官から申し上げましたけれども、やはり金融であるとか、あるいは共済事業であるとか信用保証であるとか、きめ細かい相談等を行って、今後倒産防止を一生懸命やっておりますけれども、五十九年

度予算におきましては、さらにこれを充実して施策の遂行に努めてまいります。

大沢商会の倒産につきまして、これが中小企業の関連倒産ということも多く引き起こさないように、また、そのために仕事が多くなった中小企業をいかに救うかということにつきましても、最大限の努力をしております。

○渡辺委員 それでは一つお伺いいたすわけですが、今話が出ました信用保証等で保証の充実をしたい、金融の援助をしたい、いろいろな話が出たわけですが、今度の予算を背景にいたしまして、信用保証協会の基金が二十億から三十億に十億ふえております。これだけ見れば結構なんですけれども、お聞きいたしますと、そのほかの面で減っております。一般融資基金として十五億減っております、体質強化融資基金として十五億減っております、保険準備基金として十五億減っております、だからトータルすると四十五億減ったんだ。四十五億減ったから、だから信用保証協会に対する基金を十億ふやしたんだ、こういうことをおっしゃっておるわけなんです、四十五億減って十億ふやしたって、これはむしろ逆に三十五億減ったわけなんです。先ほどからお話がありましたように保証その他に力を入れておるという心配がないようにするんだ、こうおっしゃっておるが、予算そのものを見ておると、この信用保証協会等の機関に對するこういう減少はどういうことなんですか。

○中澤政府委員 信用保証協会に対する基金補助というものは、信用保証協会の経営基盤の強化を図るということで、昨年対比で十億円、すなわち三十億円の基金補助を行ったことは御指摘のとおりでございます。

これに對応いたしましたので、保険金の問題でございますけれども、中小企業信用保険公庫に對する出資金、この性格でございますが、これは保険金支払いと保険料の収入とのバランスで公庫がこれを補てんするという性格のものでございまして、保険公庫の保険収支は、昭和五十六年度、この年

度が四百二十七億円というところで最大の赤字を出したわけでございますが、その後、逐年これが改善してまいりました。昭和五十八年、これは本年度でございますけれども、三百七十七億円の実績見込みに対しまして、五十九年度の保険収支のアンバランスは二百八億円というふうに大幅に収支が改善するという見通しが出ておるわけでございます。これは最近、逐年改善しておるということでございます。したがって、先生御指摘の保険金に対するいわゆる基金補助は減少したということでございます。

また、融資基金の方は、これは各保証協会に対する融資基金の累計でございます。逐年、それが累積していくという形のものでございまして、五十八年度末の金額で三千三十五億円という残高になっております。これはさらに五十九年度現在の予算案の数字が追加されればこの金額が増加するということでございます。政策の後退であるという性格のものではないわけでございます。

○渡辺(喜)委員 私はそれぞれの現場の協会その他を当たってみたいわけですが、いまおっしゃったようなそういうものじゃないです。実際、この減少その他によって、それぞれの協会はいまだ大変なむしろ苦しい状態に追い込まれている。

それなら求償権回収貸付金を今度二百五十億から三百五十億にふやされた、これはいいと思うのですけれども、これはどういふものなんですか。

○中澤政府委員 求償権回収というものは、保証協会が保証いたしましたところの中小企業者が、不幸にして銀行等に対する支払いができなかったときに協会が代位弁済をいたしまして、その代位弁済の金額を中小企業者から求償する、その求償した結果が再保険されております保険公庫に返るという問題かと思ひます。

これはいろいろな要素がございすけれども、大きく申しまして、信用保険の保険支払いが累積してまいりましたので、当然その求償すべき金額も逐年ふえてきておりまして、その先行年度におきます求償金額を回収したものが五十九年度に入

ってまいりますので、その求償金額がふえる。それからもう一つは、回収につきましては、ある程度、各県あるいは国の保険金が相当大幅な赤字になっておりますので、その回収を中小企業者のサイドからも努力していただいで、保険公庫の収支を極力改善する方向で努力していただく、こういう改善努力の期待を持っておるということも事実でございます。

○渡辺(喜)委員 これは聞くところによると、回収実績によってこの貸し付けを配分しようというふうに私は聞いておるわけですが、もちろん回収も大事なんです。正直者がばかを見ないように、まじめに回収する人があつて、ふまじめ、ふまじめと言つたらおかしいですが、サボる人があつてはいけませんから。しかし、どうしても回収できない場合もあるのです。ところが、回収実績に応じてこれを配分するのだ、こういうふうにも聞いておりますが、そういうことをすると、現場ではかなり無理な回収でもし、そうしてもう少し緩めてやれば生き延びるものまでも足を引っ張つて締めつけてしまうような危険はないとは言えないわけなんです。こういう点は十分ひと配慮をして運用をやつていただきたいし、またその考え方は後でお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、翻つて、今緩やかにいろいろな指数は回復しつつある。しかし、先ほども先輩からの質問でもありましたように、アメリカの景気がいよいよ夏から秋口にかけて落ち込んだというふうなことになるかと、一時的に上の方に雨が降つてお湿りがあつたけれども、下の方までお湿りが来る間がなくてとまってしまうことだつて、今の民需の状態から見てもちろんないとは言えないのです。そういうふうに考えますと、人によつては景気の回復期にはこういう側面はふえるのだと言ふ人もあるのです。私は一概にそうだとは思ひかねけれども、そういう人もあるのです。とすれば、もし百歩下がつて、しからば中小企業がそういう上昇気流に乗り得るのはいつごろなのか。今日の日本経済は二重構造、常にこう言わ

れておるわけですが、この下請の関係、そうして零細企業の関係、これは先ほどから何回も言うように、とてもじゃないが今、上昇気流にそのうちに乗るだろうということであつておられるような状態じゃないのです。それまで息がつかないというのが実情なんです。

そういう中で、今度は中小企業予算全体が減少をした。前年度千七百六十三億、本年度は千六百五十八億、百四億の減少をした。しかし、その百四億の減少は、中小企業事業団の出資金が百七億減少したからである。しかしこれは、回収等によつて百八十六億増収があるから実質的には減つておらない、こういう御説明なんです。しからば今日のこの不況の克服のためにも設備の増加、充実は大きな柱であることは言を待たないわけですが、それがために中小企業事業団が高度化資金、近代化資金、いろいろ貸し付けをいたしておるわけですが、その回収に努力をしておられる、これは決して否定するものじゃないし、また必要だと考えておるわけですが、五十六年、五十七年と比較いたしますと回収率が非常にいいことは事実なんです。五十六年に比しまして五十七年は、三百八十四億のそれが四百五十四億、一八%の回収増加が行われております。設備近代化におきまして、三百十六億が、五十七年はそれが三百六十二億、一四・五%の回収実績を上げておられる。しかし、この回収をもう少しばく待つてもらうことによつて生き長らえるという可能性のある企業が、こういう回収によつて窮地に追い込まれるようなことはないかどうか。この回収とともに、百八十五億の回収等ということで、その中には事業団が自己資金ということで貸倒引当積立金から百六十二億を捻出しておられるということも承りまして、そういうことをすれば、事業団が今約五百億と言われる引当金のうちで百六十二億もこつちへ持つてきてしまつて、こういう状態の中で果たしていいのかどうか。とともに、こんなことは一回はできてあともできないわけなんです、が、あともやられるつもりなのか、それともこれは一

回限りのことなのか。そうすると、実質的にはこの中小企業対策ということとは、この予算を見る限りにおいては決して中身が充実して拡大しておる状態にないわけですが、この点御答弁をいただきたいと思ひます。

○中澤政府委員 高度化事業を中心といたします予算、一般会計からの繰り入れと、それから自己資金の増加あるいは回収金の増加によつて事業規模の拡大を維持しながら、一般会計からの繰り入れが約百億円減少しておるということは事実でございます。

回収金の増加という問題は、これはいわゆる約定回収金でございますから、先ほどの信用補充の点で使われております回収とは性格が違うわけでございまして、十二年あるいは十六年という長期の返済が予定どおりに行われれば一〇〇%の回収が行われるわけでございまして、事業規模の拡大とともにこの回収金が拡大してくるということは当然の結果でございます。特に無理をして事業団が回収を行っているというふうな実態は全くないわけでございます。これは御理解いただきたいと思ひます。

また、自己資金がふえましたのは、貸倒準備金等逐年積み上げてまいりました自己資金の準備金を、千分の五十を超える部分につきましてこの貸し付けの方の資金に投入したということでございます。これも決して事業団の運営に実質的な障害になるといふような問題ではございません。

高度化事業の重要性あるいは必要性につきましては、従来以上に今後重要であると考えておりますし、現に五十九年度におきましても、いろいろな事業につきまして高度化事業の貸し付け条件、運用の条件の改善をしたところでございまして、五十九年度あるいは六十年以降につきましても、事業内容の改善あるいは資金の確保、これにつきまして最大限の努力を払つていくという方針につきましては全く変更を考へないといううことを申し添えておきます。

○渡辺(喜)委員 先ほど大臣も、中小企業の育成

発展のために設備投資その他の増加のためにその対策を講じた、こういうふうにおっしゃっていただくわけですが、しかし今申し上げましたように、高度化資金の場合でも近代化資金の場合でも、予算はそれぞれ実際に減つておるのです。近代化資金でも、ちなみに申し上げれば、昨年度が五十四億、今年度が三十九億、総額においては五十七億、五十八億、五十九億とも三百九十億で、ふえておりません。物の値段が上がつておれば実質的には下がるわけですから。そういうふうに考えますと決してふえておらないのです。ふえた、ふえたとおっしゃるけれども、ふえておらない。

そして、事業団の中身から見ても、これが実質的にふえたと思えない。それから、倒産対策として信用保証協会の基金等についても心配ないとおっしゃるけれども、現場において、今申し上げたようにこういう四十五億減額しておる、こういう事実から、十億にふえてもこれは本当にスズメの涙です。二階から目撃です。ところが、現場の者は皆言うておるのです。ところが、おたくは、そうじゃないとおっしゃる。どういふことか、ちょっと御説明いただきたいのと、それから、先ほど申し上げた百六十二億を積立金から一応自己資金ということで回されたわけですが、これは答弁はなかったですけれども、毎年これをやられるのかどうか。

それから、もう一つ関連して聞いておきますが、倒産防止共済事業資金につきましても万全を期す、こういうことですが、ここの予算によりまして二十億、前年度は八十五億ですから、これまた六十五億減少しておるわけですね。そうしたら、昨年度八十五億減額したのは積み過ぎた余裕が五十五億出たとおっしゃるのですが、そんなはずなものかどうかという事です。そうしたら、これは少ないと思つてこれだけでやつたら、いま申し上げたように一月、二月も非常に激増しておる。そこへ今のようなものも出ておる。大沢商会のような倒産まで出た。こういう中で、果たしてこれでいいのかどうか。

もちろん、これは共済に加入しておる人が対象ですから、一般論ではございませんで、これは十分僕も承知しておりますが、あれも減つた、これも減つた、こういう中で万全だ、万全だとおっしゃるのか、それとも、こういうふうで足りません、しかしマイナスイメージでございませんで、この点、細かい点は長官で結構ですが、大まかなことは大臣の方から、本日はもつとふやしたいのだ、しかしこうなつたのだということなら、そういうことまで一遍きちつとお聞きしたい、こう思うのです。

○中澤政府委員 先生御指摘の設備近代化資金あるいは高度化資金というものは、御承知のように補助金ではございませんで、毎年渡し切りではなくて、この資金をファンドにいたしまして、ある一定年数で還流してくるという事は、先生御高承のとおりでございませんで、したがしまして、近代化資金あるいは高度化資金、非常に長年の実績が出てまいりまして事業規模も拡大はしてまいりまして、回収その他の資金が還流してくるという実績も御承知のとおりでございませんで、したがしまして、前年度額に対して本年度の予算額が減少したと申しまして、融資額なり事業規模という問題は後退しているのではなくてむしろ前進しておる。補助金でございませんで、渡し切りでございませんで、直ちに後退したということになりますけれども、そういう実態にはないということになります。御了解いただきたいと思ひます。近代化資金も、そのような意味で、融資規模につきましては五十九年度は前進するという形になっております。

なお、共済制度でございませんで、これも五十八年度におきまして八十五億円の融資をし、五十九年度が二十億円の融資だということは御指摘のとおりでございませんで、五十九年度におきまして、五十八年度にとりまいたいろいろな制度改善の結果、いわゆる契約件数あるいは事故の率というものが改善する結果、融資規模等のパラ

ンスがこのような形で改善するというところでございまして、倒産共済制度が内容として後退するといふものではございませんで、それぞれの制度につきまして、先生御指摘のように今後とも前進を図つていくという姿勢でございませんで。

なお、先ほど申し上げました自己資金の繰り入れといふものを今後考えていくかという問題でございませんで、これは六十年度の事業規模の見通しがつくのはこの秋以降でございませんで、その時点で立ちまして、全体の資金源の予算といふものをにらみまして決定していきたいといふふうに考えております。安易な取り崩しといふものを考えておるわけではございませんで。

○小此木國務大臣 現下の中小企業を取り巻く情勢といふものは非常に厳しい環境にあることは、委員のおっしゃるのとおりでございませんで。同時に、国家財政も非常に厳しい中にあるといふことも言ふまでもございませんで。そういう中で、中小企業対策費といふものは要求額のほぼ満額近い予算を確保いたしたわけではございませんで、これをもとに各般の施策を遂行してまいりませんで、これを具体的に申し上げれば、従来の施策の継続でございませんで、政府系の三金融機関の貸付枠の確保であるとか、新しい事業といたしましては、コミュニティマーケット構想であるとか、ベンチャービジネスであるとか、そのような一層の支援体制を中小企業に対して通産省として行うという考え方をどうか御理解願ひたいのでございませんで。

○渡辺(嘉)委員 それぞれ十分対応しておる、こういう御答弁ばかり出るわけなんです、しかし近代化資金一つ見ても、それは循環しておりますから、融資、回収そしてそれを上積みしてまた上積み、こういうことですから、予算が減つたところで貸し出し全体は減りませんよ、これは事実とおなりませんで。ところが、近代化資金一つ取り上げて、先ほど申し上げたように五十七億、五十八億、五十九億とも三百九十八億、九億です。変わつておりません。貸し出し計画だ、こう私は説明

を受けたのですよ。そうすると、その近代化資金の一つの単価が上がつておれば、それだけ事業は下がるよりしょうがないじゃないですか。貸し出し計画そのものが三百九十億で三年間連続だ、こうおっしゃつておるのですから。

それから、通産大臣は今それぞれ満額やつた、こうおっしゃいますけれども、私はなぜこれと言ふかといふと、中小企業の振興が内需、民需の向上でこれが大きくは景気の回復と、そして税の自然増収にはね返つて、財政再建にはね返つてくるんだ、こういう因果関係から、この中小企業並びに通産省予算について十分やつたとおっしゃるのです、この前僕が説明を聞いたときには、この通産省関係のその他の予算でもこれだけ減つておるじゃないですか、なぜですかと言つたら、これは特許庁の関係もあつた勘定があるからだ、しかしそのほかの百億くらいは削られたんです、技術革新その他の予算が削られたんです、こういうふうにおっしゃつたのです。大臣の答弁と大分違ふのですが、その点はどうなんですか。

○中澤政府委員 中小企業対策のいわゆる事業規模と申しますか、金融とかあるいは税制の問題を一応おくといたしまして、一般会計予算におきまして中小企業対策の事業規模、これは高度化事業等も含めましていわゆる予算を執行する規模といたしましては、私どもの試算では四〇強事業上ふえておるということが言えるわけではございませんで。これはそれぞれの項目をそれぞれ慎重に積算いたしまして計算した結果でございませんで。

さらに、先ほど大臣が答弁申しましたように、予算の内容を見ますと、技術あるいは情報、あるいは新しい商業対策といふような内容を中心に、新規の項目といたしまして、現在の中小企業が必要としておりますいわゆるソフトの経営資源を振興するといふ面について十分な配慮をしておるというのが実態でございませんで。

そのような意味におきまして、中小企業のみならず通産省全体の予算の中におきまして中小企業対策の位置づけも決して後退しておるわけではなく

て、前進をしておることが申し上げられるわけだと考えております。

○渡辺(嘉)委員 具体的に後ほどまた逐次、減ってきたしわ寄せを申し上げますし、県内においても回収によって非常に苦しんだ製材業者とか、いろいろな例を全部持ってくるのですが、今もう時間がありませんから申し上げますが、そういう事実は方々にあるということをこの際申し上げておきたい。回収のためにその企業は今大変な苦境に陥っております。それも林業との関係が絡まっておるわけですが、あるいはまた自動縫製システム等についても、こんなことで果たして本当にやれるような予算を組まれたのかどうか非常に疑問なんですけど、しかし、これは時間がありませんから、次の組織の關係その他があるときにまた質問するといいたしまして、河本企画庁長官にお伺いしたいわけなんです。

私も、長官のいろいろな談話あるいはまた新聞発表等を拝見いたしましたし、その勇氣と決断と構想に敬意を表したわけですが、これは私だけではなと思うのです。多くの人がいると思うのです。

そこで、今度の予算によって、私もアメリカのレーガンのやりましたあの政策をすべていとは到底考えませんが、あの減税の一部分につきましては、経済企画庁が出された八三年版の世界経済白書によりますと、八一、八二、八三年度の三年間の減税効果として、アメリカのGNPを三・二%押し上げると判断した、こういうふうに乗っておるわけですが、これはそのように判断をしておられるわけですか。

○河本國務大臣 アメリカ経済が昨年来急速に回復をいたしておりますのは、いろいろな理由はあると思うのですが、やはり最大の理由はレーガン大統領の大規模所得減税にあると思います。たまたまレーガン大統領が就任をいたしました当時、二けたインフレであったものが、インフレもだんだんおさまってまいりまして、大規模減税が非常に大きく効果が上がった。それが契機になりました。

五%成長を回復をし、あわせて失業者もだんだんと減ってきた、こういうことでなからうかと思えます。

○渡辺(嘉)委員 そのような評価をしておられて、そして河本長官は、だからということ、我々政治家として、行政だけでなく政治家としての決断の時期だ、こういうふうには私は受け取っておるわけですが、そのことはアメリカのこの数字をいろいろ調べてみても明らかで、減税効果を今度は減税の面においても、八一、八二、八三の減税効果が八四年度では六百七十八億、これは選挙のスローガンもある、こう言われておりますが、そういうふうに一〇%の増収増加を見込んでおる。

そこで今度は、日本の減税が、御案内のとおり、もう論議尽くされておるが、約一兆一千八百億、これが直接的に国民の懐に影響いたしますのはこれから一年先なんです、この一年間に日本の減税は景気にどのような経済効果を与えるか、これを一通承りたい。

○河本國務大臣 確かに減税は若干の経済効果はあろうかと思えます。しかし、別に増税等もございますので、差し引きいたしましたして、プラスはプラスだと思えますが、景気にはそんなに大きな影響はない。日本の経済の規模が約三百兆という規模でございますから、総合的には効果はあると思えますが、その効果の規模は小さい、このように評価しております。

○渡辺(嘉)委員 その点は同感だと私も思うわけなんです、そうすると、この際どういうふうにしたらいかなということなんです、先ほどから申し上げておりますように、これから一年間中小企業を初めとして深刻な倒産現象が出ないとは言えないわけですが、むしろ出ると思うわけ、そうすると、経済効果が出てくる一年先の減税、これも増税によって帳消しなんだ、こういうことになる、何にすぎるかということ、アメリカの景気にするが、こんなことはあり得ないわけですから、いいたしますと自助努力だ、みずから

頑張らなさい、政府も助けましょう。ところが、政府の自身を見てみると、いろいろおっしゃるけれども、実感として中小企業の方へその水がしみていって、恩恵がしみていっておるといことはこれから考えられないわけなんです。

だから私は、この際こういう減税のやり方を、単年度でばんと出すのではなくて、アメリカがやりましたのも、これも五年計画、六年計画で減税をやって、そして経済効果の波及を自然増収で賄う、こういうことをやっておるわけなんです、こういうような意味で、この際五年ぐらいの展望を持って、二年間なら二年間減税をして一年間振え置く、そして、あとの二年間でこの経済波及効果で一時的に出した公債を回収する、この際こういうような思い切ったことがなければ、先ほどから申し上げておるように、九九%の中小企業は助からぬのじゃないか、景気はむしろ落ち込んで民需は落ち込んでいくのじゃないか、こういう心配をするわけなんです、それとともに、その財源を捻出のためにこの際思い切ったそういう国債を出す。その国債は大企業を初めとしてそういうところを持たせる、引き受けさせる、そしてその金利を下げてしまふ。一%の金利を下げれば約一兆円ぐらいの財源は出てくるわけなんです、そういう思い切った決断等はどうかというふうに考えられるか、お聞かせいただきたい。

○河本國務大臣 今お述べになりましたが、アメリカの減税は、レーガンが大統領に就任をいたしました、一九八一年に五%減税、八二年には一五%減税、昨年八三年には二五%減税、そして本年以降は物価スライド制を加味いたしました、物価上昇分は減税を加算していく、こういうことでございますから、新年度の減税幅は、最近、専門家に計算をいただきましたと、大体GNPの三・一%、千二百億ドルを超えております。ただし、別に社会保障関係の増税がございますので、それはGNPの約〇・五%になっております。別に投資減税をやっておる、こういう内容でございます、私は、これはやはり大決断であったと思えます。

す。それが景気回復の起爆剤になったわけでございます。

そこで、我が国のことしの経済運営の方法といはしましては、財政の力も弱っておりますので、今回の予算は万やむを得なかったと思えます。しかし、経済動向いかんではやはり金融政策、財政政策を今後も経済の实情に合ったように機動的に運営していくということが必要だと思えます。そして、今回の増減税は不十分であります、これもいろいろな経過から万やむを得ないと思えます、しかし、本格的な税制の見直しをこの際検討いたしました、その場合に、やはり一つの柱として、もう一回景気浮揚に効果があるような大規模な所得減税を考えたらどうかと私は考え、一、月の政府と自由民主党の連絡会議がございます、そこで大蔵大臣と自由民主党の政策責任者に、若干の具体案を含めまして税制改革につきまして提案をいたしております、検討をお願いしておりますのでございます。せつかく五年ぶりに景気が回復の方向に行っておりますから、いろいろ工夫をいたしまして、この景気回復を何とか定着させる、そして持続させるということが当面の政府の大きな責任でなからうか、私はこのように考えております。

○渡辺(嘉)委員 せつかく期待しておる多くの人々を失望させないように、ひとつぜひ思い切った決断と、それからこの効果は来年しか出てきませんから、その間には当然私どもがお願いをしておる予算修正の問題、あるいはまた補正等々にひとつぜひ御理解をいただきたい。

そこで、時間がありませんので、もう数点用意しておりましたが、すべてはしりまして、ひとつ企業組合、協業組合及び協同組合のことについて大臣にお伺いしたいと思います。

この各組織が中小企業の相互扶助組織として昭和二十四年の法律によって、根拠法として成立しておることは御案内のとおりです。協業組合は昭和四十二年の組織法ですが、現在これが中小企業庁の調査でも三千三百六十二企業組合がございま

す。この中で中央会に加盟しておりますのが千二百三十七組合あります。そのうちで、中央会の調査によりますと、事業所数は約六千六百事業所中五千六百の事業所が分散型の企業組合で事業活動をしていておるわけでございます。これは中小企業、また零細企業者の知恵だと言われる特殊な経営の運営形態であるわけです。

そこで、この件につきましてまた後ほど別な機会にいろいろ質問するといいたしまして、この中で、まずこの企業組合は三十有年余の間、実に行行政と政治の谷間で放浪の状態にあったわけなんです。もちろんいろいろ制度融資その他の恩恵を受けておりますが、しかし抜本的な対策が講じられず、昭和二十二、三年当時の経済環境のままであつたわけなんです。ですから、これの将来の拡大充実にあつての対策をひとつ承りたいことと、二つ目には、この中小企業の団体が成立をいたしましたときに、昭和二十四年五月十九日、修正案が出まして、これが採決で議決されたわけですが、そのときに、この企業組合は新しい経営形態として会社と協同組合との中間的な形態のものであるという考え方が述べられておるわけですが、今日、協業組合ができましたので、私どもの認識では、協同組合により近い立場に企業組合があり、そして、その中間的にできた協業組合は株式会社に近い状態にある、こういう理解をいたして運営をいたしておるわけですが、この点について二つ目にお聞きをしたい。

それから、それがために今度はこれら企業組合は、昭和二十四年の成立のときから常に問題になつておりました、税法上の取り扱いを特別法人扱いとすること、並びに従事分置配当を損金扱いにすること、並びに内部留保に対しては協同組合並みに損金扱いにすること、こういうことを今日まで主張してまいつたわけですが、この点について当時の大臣は、大蔵省と交渉して努力いたした事録で述べていらつしやるわけなんです。この点について三つ目にお聞きをいたしたい。

それから、協業組合につきましては組合員の生前相続ができないので、もう十七、八年たつてきまると、その組合員のお父さんが今度には年によつて働けなくなる、それで息子さんが働いておつても組合員になれない、そういう障害があるわけなんです。これは当然生前においても相続して贈与できるような、そしてお父さんの跡を継いだ息子さんが協業組合の組合員になれるような法改正を一日も早くしていただくことが実態上必要ではないか、こういうことを四つ目に考えることも、これについては生前贈与ですから、贈与税をこぼとと取られたら意味ないわけですが、農業後継者のような扱いができないかどうか。

それから、地方税が今度この企業組合を含めて大幅に均等割がふえてくるわけですが、これが企業組合の場合には、分散型の企業組合であります。一、営業所が一つの市町村にあつただけでもこの高額の均等割が、いままでの一万六千円が四万円になる、四万八千円が十二万円になる、こういうことになるわけですが、これについて、こういう企業組合が中小企業相互扶助機関として生まれて進んでおるわけですから、当然ひとつ特別に扱つて、そして実態に合わせた配分の仕方でも均等割を徴収すべきではなからうか、徴収した均等割を市町村に配分する、こういう事業所の実態に応じたやり方でいくべきではなからうか。こういうふうなこの企業組合等の問題について質問いたしますが、まとめて御答弁いただきたい。

○梶山委員長 中澤中小企業庁長官。簡潔な答弁をお願いします。

○中澤政府委員 企業組合はいろいろな組合の中の重要な地位を占めております。特に小規模事業者が経営規模の適正化のためにこういう企業組合を組織するわけでございますので、金融面を含めまして、従来中小企業者として重要な施策を積極的に展開しておるわけでございます。

先ほどお尋ねの税法上の問題等につきましては、企業組合の性格上、その参加される中小企業の方々が、それぞれその企業組合に資金なり個人

の力を没入して参加するという特殊な性格から、税法上事業協同組合等と従来異なつた扱いを受けておるわけでございまして、ただいま御提言のいろいろな点につきましては、今後ともこのような実態を踏まえながら慎重に検討をまいりたいと思つております。

また、協業組合につきましては生前贈与の実行を考へる点について点でございます。現在、協同組合法あるいは団体法の改正につきまして私も政府部内で検討しておりますが、この問題につきましましては、協業組合の生前贈与の道を開くという点につきましては、贈与税につきましまして農業と同様の扱いをするという点でございます。農業の生前贈与に關しましていろいろの特別の措置につきましましては、農地の分割が図られないようにという意味で、特に一子相続という点の配慮からとられておる措置でございますので、直ちにこれを組合に適用するということとはなかなか容易でないといふふうな考へておりますけれども、継続して検討してまいる課題だと考へております。

その他もいろいろ御指摘の点につきましては、今後とも先生と十分御協議、御連絡を申し上げたいと思つております。

○渡辺(嘉)委員 終わります。ありがとうございます。

○梶山委員長 木内良明君。

○木内委員 私は、きょうは我が国の経済政策上極めて重要な課題でございます中小企業問題、とりわけ今や国家的緊急課題となつておる企業倒産の防止対策を中心に、小此木通産大臣並びに政府関係者の方々に質疑を行うものであります。大臣の時間が限定されておりますので、まず大臣にお伺いいたします。

中小企業は、その事業所の件数において全体の九九％、企業雇用者のうち、この分野での従業員数は全体の八割を超えている現状であります。同時に、この十年余り増加しました、いわゆる非農林業雇用者の中ではその九割以上を中小企業が

吸収しているわけでありまして、さらに、民間設備投資の面でも中小企業のそれは四割前後にまで達しているものであります。そういう意味から、まことに中小企業こそは日本経済の屋台骨として大変重要な意味を持つておるわけでございまして、今まさにこの中小企業の問題を直視して、そして同時に、健全な発展を促すための諸施策を講じていくことが私どもに課せられた大きな責務である、こういうふうな痛感しているわけであります。

しかるに今、不況の影響はもろに中小企業に集中しているわけでありまして、近年における倒産件数の推移を見ても、中小企業の倒産件数は状況は極めて厳しいと言わなければいけないわけでありまして、そうした状況の中で、五十九年度予算案の中で中小企業対策費は実は前年度比五・五割削減、こういう実態が一つあります。したがって、こうした面から考へても中小企業受難の様相がますます深刻になつてきておる、こういうふうな判断せざるを得ないわけでありまして、そこで、大臣にお聞きするわけであります。

先日の当委員会におきまして所信表明演説を聞いたわけでありまして、この中の「新時代に対応した中小企業政策の展開」という項目で、「中小企業は、今日、国民のニーズの多様化、技術革新の進展という環境変化の中で、機動性と旺盛な企業家精神をもつて、大きく活躍し得る機会を与えられております。」というぐあい、強いて暗れやかな中小企業問題の面だけを取り上げて強調されているかのような印象は受けたわけであります。またさらに大臣は所信表明の中で、「中小企業の経営基盤の充実を図るため、政府系金融機関による資金調達の円滑化、下請中小企業対策、小規模企業対策等に努めることとしております。」と極めて平板的に述べておられて、現今の深刻な不況の状態の中の中小企業への取り組みの熱意がもう一つ感じられないわけでありまして、実はまず初めに、この点について、今日の企業倒産の現実をよく踏まえられた上での所見を改め

てお伺いしたい、こう思います。

(委員長退席、渡辺(秀)委員長代理着席)

○小此木国務大臣 中小企業を取り巻く環境の厳しきというものは私もよく認識いたしております。倒産の件数が非常に多いということもまた、ことに憂慮にたえず、これを厳しく受けとめていくわけでございます。

今、五十九年度の予算のお話でございますけれども、財政の厳しい中で通産省の一般会計予算の中での中小企業対策費は、石炭会計への繰入額を除けば、あとの半分は中小企業対策費という要求額に対してはほぼ満額を獲得したということと、ぜひ御理解いただきたいのでございます。

中小企業対策で新しい対策としてどういうことを行ったかといえますれば、この厳しい中で中小企業新技術投資促進税制を創設いたしました。あるいは細かい点で言えばさまざまな新事業、すなわちコミュニティ・マーケット構想であるとか村おこし事業であるとか、さらには今委員おっしゃられました中小企業関係の府県系三金融機関の貸付額の増大等、懸命な努力をいたした次第でございます。この予算をもとに、我々通産省といたしましては施策の充実を期して、これを推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○木内委員 今大臣から御答弁があったわけでありまして、新規事業あるいは各種制度についての取り組みの姿勢を列挙いただきました。それぞれに極めて不十分で、指摘したいところもございまして、時間の関係等でこの質疑はまた後日の本委員会での質問等に譲りたい、こういうふうに思っています。

実は、今申し上げました企業倒産の問題に関連して、ここ数日米問題になっております大沢商会とマミヤ光機の大連鎖倒産についての質疑を申し上げたいと思っております。

大沢商会が融通手形を発行していたほか、連鎖倒産が必至だった取引先のマミヤ光機の株を虚偽の説明でコスモ・エイトに売り渡す一方、自分の保有株を高値で売り抜けていたというような報

道が新聞であるわけでありまして、私はまだ事実の確認はしておりませんが、こうした経緯等、これあり、大沢商会の倒産に至る経緯というものは、新聞報道等によれば極めて唐突であつて、また不明朗な点が多い。計画倒産ではないかというようなコスモ・エイトの社長の前で記者会見の発言もあるわけでございます。この大沢商会企業倒産関連の問題につきましては、後刻大臣が退席された後で中小企業庁長官を中心にお聞きをしたい、こういうふうに思っております。

そこで、連鎖倒産の防止という点でまず申し上げれば、金融支援措置の機動的、弾力的な実施ある対策というものが企業倒産防止のためにはどうしても必要なわけでありまして、大沢商会の倒産の原因については今なお事態は流動的でございます。し、今の段階で計画倒産云々ということも確かに時期尚早ではあると思っております。申し上げたような新聞報道によれば、計画倒産という推測もあるようでありまして、

そこで、仮に計画倒産ということになれば、被害者の立場ともなるコスモ・エイトと金融機関の関係について、常識的に見て少し不可解な問題が実はけさの読売新聞あるいは東京新聞等で指摘されているわけでありまして、コスモ・エイトの融資に際しまして大手都銀が無担保で融資していたということが言われております。私の理解では、これまで大蔵省は、ケースにもよるでしょうけれども、無担保融資については差し控えるよう指導してきているところでありまして、しかし、このコスモに對しましてはこれを行った。さらに、きのうの記者会見で、こうしたことをコスモの経営陣の方から実は認められておられる。大手都銀は、ベンチャービジネスという観点に立つてこれを行ったものと私も好意的に受けとめたところでありまして、特定の企業にのみこうした措置を行うことは、こうした中小企業問題等、融資を初めとする各種の要因が今問題として横たわっている中で、ほかとのバランスを欠くのではないかと一点。

また、コスモ・エイトの資金調達についての点でありますけれども、ことしの一月ごろからさまたま不透明さがマスコミの各紙を通じて言われてきております。また、一方で証券界では、昨年の春以降コスモ関連株とかあるいはオリムピック関連株、このオリムピックの筆頭株主はコスモであるわけですが、これも、こういつたいわゆる関連株等が一部グループにもてはやされて、こうした株は異常とも言えるような動きを示してきている。また、これはあくまでもうわさですけれども、コスモの役員陣がこうした株の動きに絡んでいて、こういうような話もあるように聞いております。こうした不透明さが、ともすればうわさとなつて、そのよって来るゆえんをしっかりと解明しなくてはいかぬと思つて、まずこの点についての大臣の率直な見解を伺いたいと思つております。なお、この問題については通告が大変急になりましたことをおわびしますが、ぜひお願いいたします。

○小此木国務大臣 現在掌握いたしておる部分だけを私から申し上げます。大沢商会は二月二十九日午前、会社更生法に基づく会社更生の申し立てを行ひまして、事実上倒産に至つたわけでございます。負債総額は五百四十億円、そのうち金融負債は三百四十四億円でございます。また一般負債は百九十六億円という状況であるわけでございます。大沢商会は種々のブランド商品の輸出入を行つておりますが、ブランド志向の変化への対応がうまくいって経営状態が悪化したと聞いております。また、世界の景気低迷の中で、プロ用大版カメラの海外への展開を過大に行つたことも経営悪化の一因と聞いておるわけでございます。いずれにいたしましても、本件は突然のことでもございまして、今後さらに事態の把握に努めてまいりたいと思つて存じます。

○木内委員 大臣が退席されるということでございますが、いまの状況の把握は大臣としてなさつておるのは当然ですけれども、短時間で結構ですから、いまの融資面における御答弁をおっしゃつていただいて、そうしていらしていただければと思います。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。コスモ・エイトと申しますのはいわゆるベンチャービジネスということで、昭和五十六年の五月に設立された会社でございます。急速に伸びているわけでございますが、このコスモ・エイトに対する金融機関の融資がどうかというお尋ねでございますが、私もいたしまして、一般論をいたしまして、民間の金融機関がそれぞれの融資先に融資をしていくという場合に、これはやはり健全金融という立場でそれぞれの銀行の経営判断のもとに行われていると思つております。このコスモ・エイトに対する民間銀行の融資が妥当なものであるかどうかという点につきましては、問題があるかどうかという点につきましては、私も私としては大蔵省等関係の機関の判断にお任せしたいと思つております。

○木内委員 関係の各機関に判断をゆだねるといふのは、今結論出ないということですね。ということは、言いかえればレギュラーなケースではない、異常な融資の状態である、このように受けとめたのでございまして、いいですか。○志賀(学)政府委員 現時点におきまして私どもとしては、いかなる融資がいかなる形で行われていたかということにつきましては実態を把握していません。いずれにいたしましても、その点を含めまして関係の機関の判断、調査に任せなければならぬのではないかと思つております。

○木内委員 今申し上げた計画倒産云々の問題につきまして、実態の把握並びに公表の時期、見通しとしてはいつごろを予定されておられますか。○志賀(学)政府委員 けさの新聞におきましてコスモ・エイトの確井社長が大沢商会の倒産について、計画倒産ではないかということを言つておられることは承知しております。ただ、私もいたしまして、そういったことについて現時点に

○木内委員　現状では十分に調査も進んでいないと思いますけれども、この大沢商会並びにマミヤ光機関連のいわゆる連鎖倒産を防止する意味から、まず実態の把握が必要になってくると思います。関連中小企業の実態は今の程度まで掌握されておられるのか。また、その資本金別、従業員別規模、どのように把握されておられるのか。何かきょうの午前中の閣議後の大臣の記者会見で

○中澤府委員 大沢商会の信用保険法に基づきます指定につきましては緊急を要しますので、来週早々、時期的には五日または六日には正式に告示が行い得るように現在準備を進めております。ただ、正式指定前にも実質的には大沢商会関連の中小企業者に影響が出る場合には、実質的な意味での手を打つようにすでに関係方面に指示をしておるところでございます。

また、現実にはそのようなつきまぎ対策だけではなくて、仕事がなくなつた場合、取引をあつせんするということが重要でございますので、下請取引のあつせん事業、これは通常のケースもございまずけれども、特にこのような関連中小企業者に対しましては、下請取引のあつせんの体制を強化してまいりたいというふうに考えております。

なお、倒産防止事業につきましては、関連倒産につきまして商工会議所あるいは商工会の連合会

けでありますけれども、この関連のマミヤ光機の側面というものが今後このベンチャービジネス育成という場で大きな課題を投げかけてくると思うのです。投資家の保護あるいはベンチャービジネスの企業家精神を阻害するような結果になることも当然予想されるわけでございまして、近年極めて新しいテーマであるこのベンチャービジネス対策として、今後、今回のこの事件に関連させてどのような対応をお考えになっておられるか、この

点お聞きします。

○中澤政府委員 ペンチャービジネス自体につきましては、一般的に申しまして、産業あるいは企業の経済の活性化を促すという意味で、日本だけではなくて、むしろ欧米で新しい中小企業の一つのタイプとして将来が期待されているということに申すことができると思います。

ただ、ペンチャービジネスと申しますと、まさにベンチャーというのにはリスクが高いという意味でございまして、これ自体が非常にリスクの高い企業群であるということも肯定せざるを得ないというふうに考えておるわけでございまして、私どももいたしましては、個々のケースの問題は別にいたしまして、やはりこのような積極的な企業家精神を持ったところの中小企業の一環に對しましては積極的な施策が必要であると思っております。

ただ、当然のことではございますけれども、それぞれの企業が妥当な経済的あるいは社会的判断を逸脱して行動するような場合には十分なチェックが必要だということに考えております。

○木内委員 それでは一般的な倒産の問題に入っていきたいと思ひます。

昨年の一月から十二月、さらにことしの一月にかけての企業倒産の実態をどのように認識しておられるか、その推移と傾向性も含めて簡単に御答えください。

○中澤政府委員 五十八年に入りましてから一般的には経済が回復基調に入ったというふうに見られておりますけれども、倒産件数に限りますと、五十八年一月以降本年の一月まで十三カ月連続いたしまして対前年の同期比を上回っております。このこと、非常に高い倒産水準にあるというふうに見えております。

つの特徴でございます。また、企業倒産の原因を見ますと、売上不振でございまして、か債権回収困難というふうな形で、いわゆる不況型倒産というものがこれまた七割近くを占めておるということで、放慢経営とかいような自己責任に帰すべきものではなくて、不況の影響を色濃く受けておるという点が特色だと思っております。

○木内委員 昨年の総合経済対策を初めとしまして、倒産防止対策についてはかなりいろいろな制度を整備され、同時に充実を期されていることと私は判断したいわけでありまして、この十三カ月間連続して前年同月の倒産件数を上回っておりますという問題はしっかりと認識していかなくてはならないというふうに思ひます。

この一月までの状況がそうであったわけではございますけれども、今後二月三月にかけてのいわば倒産の増勢傾向というものは相当予想されるわけでございます。大半の企業の決算期と重なる三月にかけて、いわゆる季節的な資金不足というようなことになってくるわけでありまして、この増勢傾向についてのある程度のしつかりした見通しを持ち、同時に、これに對應できるいわゆる施策を今与えられたこの制度の中で考えていくということが大事じゃないか、こういうふうに思ひます。

○中澤政府委員 御指摘のように二月の水準自体も、これは間もなく全体の数字が出ると思ひますけれども、楽観を許さない状況でございまして、三月は決算期ということで、恐らく絶対数としては相当高い水準が出てくるのではないかとこのように憂慮しております。

また、今回の大沢商会の関連の倒産というものが、これは我々もいたしましては極力防止するつもりでございまして、ある程度影響が出てくるというものはこの年度末、二月、三月の倒産レベルというものは憂慮すべきレベルになりかねないというふうに考えております。

は、個別の対策もさることながら、倒産関連金融あるいは倒産の保証の体制あるいは倒産共済の貸し付けにつきましては、迅速な貸し付けができるというふうな措置を含めまして、倒産防止対策に万全を期してまいりたいと思っております。

ただ、やや明るい面といたしましては、年末来一月以降設備投資につきましての申し込みがふえておるという点、あるいは個人消費に對しては、まあもう統計指標が上向きの数値が出ておるという点、あるいは住宅戸数も一月につきましては初めて十万户レベルに乗るという点等々、いわゆる内需の落ち込みを示しておりました住宅建設あるいは個人消費というものが、まして、先行きこれが回復してくるという指標が出てまいりました。

さらには、下請中小企業が大幅に依存しております輸出面につきましても、徐々にではございますけれども、この影響がよい方向に春以来出てくるということも期待しております。倒産の対策につきましては万全を期しながら、全体の中小企業をめぐります景況が五十九年度におきましては上向きに転ずるということを期待しておるわけでございます。

○木内委員 長官の方からいろいろ施策を講ずるとか景況効果ももうすぐ出てくるのではないかとこのようにお話し、また設備投資に關連しての話もございました。しかし、昨年あるいは一昨年のこの会議録等を見ても、あるいはまた河本経済企画庁長官の経済演説の中で言われている、緩やかながら景況回復の過程にあるというような発言を見ても、その都度実は大変に楽観的な観測をされておられて、結果的には倒産件数の推移を見てもこれが減少のカーブをとっていないという事態があるわけでありまして。

例えば、昨年「総合経済対策」に中小企業対策を盛り込んでおりまして、この中には、政府系中小企業金融機関の貸出金利引き下げ等とあわせて、倒産防止対策の機動的運用ということを示して積極的に取り組むということを言われてきたわけでありまして。しかし、その後の月別倒産状況を見ると、五十八年十月千七百八十六件、十一月千八百二十一件、十二月千八百七十七件、こういうふうに移りましてきているわけでありまして、さらに本年一月についても前年同月比、決して減つてはいないどころか大変な増加を示している。倒産防止というのは、これは大変に厳しい取り組みが必要とされるわけでありまして、しかしながら「総合経済対策」に言われるような具体的な施策というものが機動的に運用されていないために効果的な結果というものがこの数字上出ていないわけでありまして。私は、そう判断せざるを得ないわけでありまして。

そこでお聞きするわけですが、昨年の「総合経済対策」の中に盛り込まれた中小企業対策、さらに倒産防止対策、いわばこうした内容がこれまでの倒産件数の推移にどのように反映して、どのように実効効果をもたらしているとお考えなのか、しつかりお答えいただきたいと思ひます。

○中澤政府委員 昨年十月二十一日の「総合経済対策」の中で、内需拡大による景況振興策ということで、公共事業対策等々の中で中小企業対策が盛り込まれたことは御指摘のとおりでございます。

実施状況といたしましては、中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫等の貸し付けの基準金利を十月二十八日に〇・一%引き下げをするということと、あるいは五十八年度下期の貸付資金枠を前年同期に比しまして二割増という形で三兆二千六百七十四億円確保するという措置をとりましたという点、あるいは中小企業庁長官名で官公需の担当官に對しまして五十八年度目標のさらに確実な達成を要請したという点、あるいは倒産防止対策の各省協議会の幹事会を開きまして、倒産対策につきまして各省レベルにおきましてさらに積極的な展開をお願いしたという点等々、枚挙をいたしますと数え切れないほどございまして、確かに結果的には倒産レベルは非常に高いレベルで

ただ私もいたしましたのは、このような施策が中小企業の厳しい環境におきまして相当程度の防止効果があったというふうには考えておりまして、先ほどもるる申し上げましたように、内容について見ますと、建設業でございますとか一般小売業でございますとか、なかなか政策の効果だけでは浸透がしにくいような業種、すそ野の広い業種に多発しておるということが倒産のレベルの原因になっておるということでございますので、そうだからといって、もちろん対策の手を緩めるというわけではございませんけれども、やはり基本的に、内需全体の回復がしっかりとした足取りで中小企業分野にも定着してくるということ、この倒産件数を思い切った低レベルに引き下げていくことの根本原因ではないかというふうに考えておるわけでございます。

○木内委員 どうも、制度の運用でございまずとか通産省の倒産防止に対する努力は十分やっているとだけども、内需の拡大等の盛り上がり欠けるために、やむを得ず倒産がふえているというふうなニュアンスに聞こえてならないわけです。本当に一〇〇%、制度の本来の趣旨、目的に沿った運用をされ、あるいはこれが効果的に、機動的に動いているのかどうかという問題を実は探ってみなくちゃいけない。今の中小企業庁長官の話は、私どもとしてはしっかりやっているのです、だけれども、どうも内需の拡大等に原因を持ってきたがっているような印象を私は受けるわけであります。長官、今ある制度等がすべて十分に機能しているというふうにお考えでしょうか、倒産防止に拘けての各種制度。

○中澤政府委員　もとより私どもの制度、万能ではございませんし、また、いろいろな面で改善すべき余地があるかもしれないというふうには承知しております。

ただ、具体的な一例で申しますと、数年前、なか

金融のあつせんをした場合あるいは取引のあつせんをしたケース、いろいろございますけれども、結果といたしまして倒産の防止がそのような非常に明白な形で出ているということは、私どもとしてはやはり政策努力をすればそれだけ顕著な実績が上がるというふうに思っておりますのでございまして、現在の制度が万全とは思っておりませんけれども、なお一層努力をしていきたいというふうに考えるわけでございます。

○木内委員　政策努力によりまして相当件数の企業倒産を未然に防がれているという実績、私はよく認識しているつもりでありますし、また、このの間に至る関係者の方のそうした御努力については十分理解もしていきたい、こういうふうに思うのです。

ところで長官、昨年の十一月行政管理庁行政政策局が行った「昭和五十七年度新規行政施策の定期調査」、ここにおける「中小企業倒産防止共済法及び中小企業倒産防止共済事業の施行状況に關する調査結果報告書」、これが出ているわけでありますけれども、実はきょう、この内容を中心にお聞きしたいと思っておりました。ただ、時間がないので極めて残念であります。今まさに言われた政策努力はされておられるわけでありますけれども、制度本来の趣旨に沿って機能してない例の一つとして、私は今この倒産防止共済制度というものを指摘させていただきたい、こういうふうに思っています。この昨年十一月の行管庁からの指摘は、簡単に結構ですけれども、どういう内容だった

て、共済事由発生率の見込みが大幅に上回つておる、あるいは回収率が当初見込みよりも下回つておるといふことなので、五十五年以降毎年多額の出資を余儀なくされておる。したがつて、共済制度の維持継続が、今後の見通しについても出資がないと継続が困難であるといふふうに見られるといふことでございます。

したがって、検討課題といたしまして、具体的には其済制度の本旨に従つて相互扶助の精神で運営されることを基本としていることなので、「國の財政に依存している現状を改善し、経営の自立化に向つて見直しを行うこと。このため、精細な見通しの上に立つて、其済事由発生率抑制のための方策、掛金の額、貸付額等について早急に検討を行うこと。」というのが指摘の内容でございませう。

○木内委員 確かに今言われた内容での指摘がなされたわけでありますね。実はこれ昭和五十五年の第九十一国会のときにちょうど改正案が出てまいりました。私は、その審議に当委員会に参加してまいりました。そうした現状を非常に遺憾に思っておりますし、また、今の商工委員長の堀山委員長も当時通産省の政務次官でいられてこの審議には参加しておられる。そういうことで、今はさらにと行管庁の指摘については長官おっしゃいましたけれども、財政的な基盤が非常に脆弱になっていて、その原因はいろいろあるわけでありますけれども、私から見れば、この制度というもの、このままほうっておいたら、まさに存立の危機さえ招くような、そういう厳しい見方をし

例えば、加入件数が非常に少ないということ
で、財政的基盤が非常に弱くなっているわけ
でありますけれども、この原因について私は、例
えばこの共済に加盟することによって生ずるいわ
ゆるメリットがまだまだ弱いんだ、利用者にとつ
ては、こうした点をまず指摘したいというふうな
思ひます。時間があればたつぷりと、都道府県別
の訪問等による事業の拡大による加入件数の促
進、あるいはまた、そうしないところでのいわゆ
る顕著な減少等についても触れてみたかったわけ
でありますけれども、この財政的基盤をまずしつ
かりさせるための加入の問題については具体的に
どのように対応されますか。

防ぐために非常にすそ野の広い、数の多い中小企業者の加入が前提となるということが非常に大事な点でございまして、そういう意味で加入促進というのが基本的に重要であるということは私も十分承知しております。

の四月以降、従来は中小企業団体を通じて加入促進をしてもらったのですが、五十八年度以降は、これに加えて一般の金融機関、民間の金融機関も含めまして中小企業者に対する加入を進めていただく。金融機関対策といたしましては、百八十万部のパンフレットを刷りまして約二万の金融機関の支店にこれを配付いたしました。金融機関に融資の申し込みに見える中小企業者の方に金融機関から転ばぬ先のつえという形でこの共済に入っていたということをお勧めしております。その結果五十八年度以降は、大ざっぱに

申しますと前年比三割以上の加入の増加を見ておるわけでございまして、私どももいたしましては、さらにこの加入促進に対する、きめ細かくかつ各地域の隅々まで浸透するような形での促進対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○木内委員 加入促進ということをお聞きしますと、必ずPR効果という面から、ちらしであるとか、あるいは広告ということになってくるわけでありまして、実はこの行管庁の調査によりますと、各都道府県別に加入差が生じている。例えば経営指導員等が中小企業者を個別に訪問して積極的な努力を行っているところは加入率が非常に高く、そうじゃないところは低いというような現実が確かにあるわけでありまして、ですからPR云々ということも大変前提条件として大切なことであるけれども、同時に通産局単位でも結構ですし、あるいは委託団体別でも結構でございますし、さらには都道府県別にでも加入目標というものを設定するなど、具体的な経営指導員等の訪問を促すような、こういう指導も必要ではないかというふうに思います。

時間が大変半端になってしまいました。最後に一点、この制度における保険制度についてお聞きします。

これは各委員会の答弁を見てみましても、保険制度についてはこれまで否定的でございました。しかし五十五年五月の当委員会における附帯決議、この中に「共済保険制度の導入その他共済制度に関する基本的事項について引き続き十分に検討を加えるとともに」云々ということがございまして、また、たしか左近中小企業庁長官だったと思ひますけれども、全くこの保険制度面での導入を行わないと決めたわけではない、今後必要が生じたときにはこれを検討するということの意味の答弁をされておられるわけでありまして、この保険制度の問題、さらにまた、共済事由の緩和というような点について改正を行って、そうしてこの制度の充実、また基盤の拡充というものをを行う必要がある、こういうふうに思います。

いま申し上げた二点をお聞きして、私の質問を終りたいと思います。

○中澤政府委員 倒産防止共済制度につきまして、六十年年度におきましてこの改正を行うべく現在抜本的な形での制度の見直しと申しますか、検討を行っておるところでございまして。ただ、保険制度の導入というところまでいくかどうか、あるいは保険制度につきましてもメリット、デメリットにつきましても十分掘り下げて検討する必要があると思ひます。保険を導入した場合にはむしろ掛け捨てになるという形では保険額が少なくて済むわけでございますけれども、一方、保険金額ということで返済を前提としないわけでございますので、保険料率が非常に高い形になるというデメリットはございまして。したがって、保険制度がそもそもこの制度になじむかどうかということとは慎重に検討してまいりたいと思っております。

共済事由の拡大等につきましては、これまで実績を見ながら検討してまいり所存でございましてけれども、事故率が当初予期したレベルよりも高いということなどを勘案いたしますと、保険事由、共済事由を無制限に広げるといことはなかなか容易でないというふうに考えております。

いづれにいたしましても、過去の実績、特に五十八年度もろもろの制度改善を行っておりますので、その結果等も十分踏まえまして、六十年年度におきましては法改正を含めまして制度の見直しを行いたいということでございまして。

○木内委員 以上で終わります。

○渡辺秀委員 長代理 長田武士君。

○長田委員 経企庁長官、予算委員会だそうですからお引き取りいただいた結構でございます、ちょっと時間がかりますので。

初めにエネルギー政策に対する基本的な姿勢についてお尋ねをしたいと考えます。

総合エネルギー調査会によりまして長期エネルギー需給見通し、これはたしか最初が昭和四十二年の二月だったかと思ひますが、その次は四十五年

年の七月であったわけでありまして。その後五十年の八月にも見通しを改定されたわけでありまして、五十二年の見通しの改定によりまして、六十年年度におきましてこの総合エネルギー需要量は対策促進ケースで石油換算六億六千万キロリットルというふうになっております。そして五十四年八月の改定では六十年年度五億八千二百百万キロリットルに減りまして、次の五十七年四月の改定では六十五年の見通しで五億九千万キロリットル、そして昨年十一月の改定では六十五年の見通しが四億六千万キロリットル、そして七十年年度では五億三千万キロリットル、七十五年では六億キロリットル程度というふうに、当初、昭和四十五年

ころの見通しに比べてますと大体半分程度に減っておりますわけでありまして。また、五十年代に入りましてからの見通しと比べてみましても、大体三割から四割近く減少いたしております。こう見てまいりますと、どうも今までの見通しが多分に厳し過ぎたようにも私は考えるわけでありまして。

私は、それは決して非難するつもりは全くないのでありまして、そういつた厳しい見通しに立つてエネルギー対策を推進するために、どうしてもよって立つところは財源という問題に突き当たります。そういう意味で、昭和四十九年には電源開発促進税が設けられました。そして五十二年には石油税が新設されたわけでありまして。また、石油の備蓄を義務づけるための石油備蓄法も、昭和五十年だったと思うのでございます。設立されました。こうした一連の処置によりまして我が国のエネルギー政策が現在まで構築されていったわけでありまして。

そこで、このような一連のエネルギー政策に必要な予算の財源といたしまして、電源開発促進税や石油税が大きな役割を果たしたわけでありまして、この間、電促税はすでに二回引き上げを行っております。現在、昨年の引き上げによりまして一千キロワットアワー当たり四百四十五円というふうな状況でございまして。これは税を新設した翌年すなわち昭和五十年でありますけれども、

も、税収額が二百九十九億圓にしかすぎなかったものが、昭和五十九年度の予算では二百五十六億圓と当初の実績の実に七・二倍にも膨れ上がっております。

また石油税にいたしましても、税を新設した昭和五十二年でありますけれども、この六月からですが、その収入は一千四百六十六億圓にしかすぎなかったわけでありまして、五十九年度の予算では、石油が値下がりして、輸入量が減りましたとはいへ、現行法のままでも税収は三千六十億圓。これと石油税の引き上げ、今回は一・二%、金額にしまして六百七十億圓、これを含めまして三千七百三十億圓の税収が予定されておるわけでありまして。これは当初からいいますと三倍以上のいわゆる税収であります。

そこで、通産大臣にお尋ねしたいのであります。我が国のエネルギー政策や予算を見てまいりますと、だんだん際限なく膨らんでおります。一体今回の石油税の値上げや昨年の電促税の引き上げにも見られますとおり、今後ともエネルギー政策の上ですますこの傾向が強まっておりますけれども、こういう傾向でいいのかどうか。見直す時期が来ているのじゃないか、そういうことを私は危惧しているわけでありまして、ひとつ通産大臣の率直な意見を聞かせてください。

○小此木國務大臣 我が国のエネルギーの状況というものは非常に脆弱な供給構造にあることは何回も私が申し上げたとおりでございまして。しかしながら、このエネルギー問題の解決というものが経済の持続的な成長のためには欠くべからざるものであるということも御承知のとおりでござい

ます。そういう折に、現在、世界の石油の供給というものは非常に緩和基調にございましてけれども、我が国がその依存を中東に頼っている、その中東が非常に不安定な情勢であるということは、なお逼迫した情勢というものが当分続くわけでございまして。したがって、今いろいろと委員が申し上げられたようなエネルギーコストの減少というふうな

要請も配慮しながら、やはり私たちはこの油の供給というものの安全保障というものを基本にしながら、今までと同じような石油、いわゆるエネルギー対策というものを着実に推進していく、これが当面の私たちの考え方でございます。

○長田委員 通産大臣、私申し上げておりますのは、国の財政の面から言いますと、どうしてもある程度予算を削らなくてはならない、そういう事態に陥っているのです。予算を見てもそうじゃありませんか。そういう意味で、代替エネルギーの開発とか、それは必要であります。必要でありますけれども、いま私が数字を示したように、際限なくどんどんどんふえていくということについて、これでもいいのかという疑問を私は率直に言って持ちます。その点についてもう一度明確な答弁をしてください。

○小比木国務大臣 OPEC諸国の原油の値下げというものが石油税の負担を非常に減少させた、それが今回の税の拡充ということにつながるわけでございまして、今回の拡充というものは中長期的な観点から必要最小限の措置をしたわけでございます。石油の値段が下がったということによりまして、税の負担というものはそれほど大きなものになるとは私どもには考えられないわけでございます。

○長田委員 今通産大臣が言われましたとおり、去年の春でしたか、OPECが五ドル引き下げを行いました。その影響といたしまして効果、経済効果というのは我が国もようやく出てきたような感じを持っております。まだ銀行性は残っておりますけれども、企業の業績に明るさが見え始めてまいりました。景気も緩やかながら上昇を続けております状況でございます。

この原油価格の値下がり、輸入代金の支払いが約二兆円減ったわけでありまして、当時経企庁が世界経済モデルを使いまして計算したところによりますと、原油五ドルの値下がりは一二年目には〇・三五％、二年目には〇・九三％実質経済成長率を押し上げる、このようにモデルを発表いたしました。

ております。また国内物価は、一年目には二・〇四、二年目には三・八九下がり、産業連関表によりまして計算いたしましたも、卸売物価は二・一％、消費者物価は一・〇五％それぞれ引き下げだけの効果が出てくるであろうというふうにモデルが示しております。

我々は第一次石油ショック以来十年にわたってインフレと不況に非常に泣かされてまいりました。ですから、この原油の値下がりによる経済効果は確実なものとして国民に還元するために種々の提案を私もしてまいりました。例えば電力会社が原油の値下がりによりまして受ける利益、九電力で五千億円については、料金の値下げが無理ならば、これは大蔵省も相当難色を示しましたけれども、無税の処置をとった上でガラス張りにして積み立てておいて、後に電気料金の引き上げが必要、例えば原油が上がったとか、あるいは為替レートが変動したというときに電気料金を上げるというようにすることが随分ありましたけれども、そういうときに緊急避難的にそういう金を使おうべきだ、このように私は提案をいたしました。前通産大臣もこれについては非常に賛成をいたしました。

ところがどうでしょう。去年の十月二十一日の政府の総合経済対策の一環といたしまして電力会社に一千百億円の削減、それから五千億円の追加の公共投資をやらせ、こういう経済対策が打ち出されました。通産省が行政指導をやりまして、この国民に還元すべき五千億円というお金は結局は公共投資に回ってしまった、いわゆる設備投資に回してしまっただけ、こういう事実があります。そういうことをしたのでは経済効果というのは非常に薄い、何にもならぬということ、私はそのときも強く主張しました。そういう意味で今回のLPGやLNGの新規課税によって経済効果というものがまさになくなってしまおうというところを危惧しておるわけであります。

こうした石油税の引き上げが今後物価の上昇とか、あるいは景気の回復ということについて相当

足を引っ張られるであろうというように私は考えます。ですから私は、この石油税の問題については、昨年の二月ごろ当委員会及び物価問題等特別委員会におきまして、通産大臣にも経企庁長官にもこの点は重々申し入れました。そして石油税の問題については、消費者ばかりではなくて財界あるいは言論界からもこぞって反対をいたしております。またOPECでも昨年の三月に、石油の値下がりがあるても、石油関税の導入等の措置をとると、経済成長どころか逆に低下するというような分析結果を発表いたしております。そうして先進各国に警鐘を鳴らしておるわけですね。

通産大臣、私はこの問題については率直な意見は今申し上げたとおりなんです。経済効果を失う、さらに景気の足を引っ張る、物価の上昇につながるという点において、これは余り得策な政策手段ではなからう、このように考えておりますが、どうでしょうか。

○小比木国務大臣 石油の値下がりによる経済効果というものは確かにございましょう。しかし、石油の値下がりによってエネルギー対策あるいは代替エネルギー対策というものの根拠になるこの石油税収というものがまた減少してしまう。これは中長期的に見て我が国のエネルギー対策というものを進めなければならぬ財源を低減することでありまして、したがって、今回の石油税の拡充というものは、歳出を極力抑えて必要最小限の措置を行わざるを得なかったということ、これを御理解願いたいのでございます。

○長田委員 石油税は現状は三・五％。これは従価税ですからね、原油が下がれば税収が減るのは当然の理だろうと私は考えます。それだけではありませぬ。既に石油の輸入量や消費量が第一次石油ショック以来、その当時と比べてまいりましたと大幅に減少いたしております。価格ばかりでなく量も減っております。これを輸入量で見てもありますと、よく聞いてください。四十八年度が二億八千九百万キロリッター。ところが五十七年度は二億七百万キロリッター。実に八千二百万キ

ロリッターも減少しておるのです。これはいいことなんです。日本にとっては、値段が下がる、輸入量が減るということは、経済効果にとってはまさにタイムリーであると私は考えております。

五十八年度の輸入量は第一次石油ショックのころの三分の二程度にまで減っているというのが現実です。一方、石油消費量のGNP原単位で見ても、八二年には五七・一％にまで下がっております。そうして昨年の四一六月期では五四・七七とさらに減っております現状であります。五十七年度のアメリカが七四・六六ですね。西ドイツが六六・三六となっておりますから、これらと比較いたしますと、我が国の石油消費量というのは極めて著実に減ってきておるといえるのは実態でも明らかです。もちろんこれは節約もありますけれども、石炭とかLNGなどへのエネルギーの転換が進められた結果だろうと私は考えます。

すなわち四十八年から五十七年までに我が国のGNPは実質で一・四一倍に増えておりますけれども、エネルギー全体の需要量は、第一次石油ショックのころからほとんどふえていないのが実情です。数字、私きょう全部持ってきましたけれども、これは間違いないのです。エネルギーのGNP原単位が約三割方減っているためであらうかと考えます。

こうした国内事情の変化は、原油の値下がりという国際的なエネルギー情勢の変化とともに、当然我が国のエネルギー政策に反映されなければならぬであらうと私は考えます。したがって、通産大臣は、こうしたエネルギー情勢の変化に対しまして、当然具体的なエネルギー政策の新しい方向を示すべきである、このように考えております。今後とも石油や電力の消費が減った場合、石油税や電力税の引き上げを続けていってしまおうというような安易な考え方はぜひとらないでほしい、そういうふうに考えますが、どうでしょうか。

○小比木国務大臣 エネルギー対策におきましては、何よりもそれは第一に国民の生活を安定させること、国民経済を安定させる供給ということをしていかなければならないことだと思ふのです。もちろん多角的な供給ということが可能であるならば結構なことですが、それは非常に難しい日本のいわば悲願でございまして、現状では多角的な供給ということを大いに望みながらも、安定的な供給を確保するということが私はまず第一の問題だと思ふのです。

二番目には、もちろんそのための備蓄を行うということ、さらにIEAを中心とした国際協力をしていくことが今我々の考える諸点だと思ふのです。こういうことのために、新しい事態を迎えたと申しましたが、やはり日本は、何回も申し上げることでございしますが、中東における依存度というものが非常に高い、中東の情勢というものは依然として前よりも非常に不安定な状態であるということを考えれば、諸般の情勢を踏まえまして、エネルギー政策というものをこの場でどう改めていくかということは私は非常に難しい問題であると思ひます。

以上、私が申し上げたような観点に立ちまして政策を遂行していくことが現在の立場でございします。

○長田委員 私は、通産大臣、第一次の石油ショック以来の状況と現状では大分違うということを言いたいのです。したがって、代替エネルギーの開発等々私は絶対必要だと思ひます。だけれども、これ、内容に触れますけれども、ひとつお聞きになってください。昨年の十一月十六日、総合エネルギー調査会が「長期エネルギー需給見通し」を発表いたしました。その中で、第二次石油ショック後におけるエネルギー情勢の変化に対応して新たなエネルギー政策の基本理念ともいべきものをこの中で提言をいたしております。この提言は、第一次石油ショック後、エネルギーであれば何でも確保しよう、利用しようという政策は転換する必要があると言っています。そしてこれ

からはセキリティ一本やりではなくて、エネルギーコストの上昇が国民生活に与える影響が甚大であるから、エネルギーコストの低減を図ることがセキリティの確保とともに重要な課題であるということも提言をいたしております。セキリティの確保を急ぎ過ぎると、どうしても国民に過重な負担を強いるようになることは当然であります。

今回の石油税の増税、三・五%から一・二%引き上げて四・七ということでありまして。さらにLPG、LNGへの新税、これも一・二%新税を課するということでありまして、こういう考え方はどうもこの提言とはそぐわないんじゃないか。ただ、輸入が減り、エネルギーが五ドル安くなった、したがって石油税が落ち込む、だから石油税を上げればいいんだというように安易なやり方は、私は政策判断としてはこの提言にも反するんじゃないかというふうに考えますが、どうでしょう。

○豊島政府委員 確かに石油情勢、需給が緩和しておるといふことも事実でございまして、エネルギーの消費というところが、先生最初に申されましたように、省エネ効果その他で非常に減ってきておるといふことも事実でございします。しかし、先ほど来大臣が申し上げておられますように、中長期的に見るとエネルギー問題は非常に大事でございまして、そういう意味で、基本的には石油の安定確保も必要だし、備蓄も必要だ、あるいは省エネ、代エネも進めなければいけないということを再三申し上げておるところでございします。

ところで、昨年の総合エネルギー調査会が答申との絡みで、エネルギーコストを下げると言っているときに一体どういうことか、こういうことでございしますが、私もどなたもいたして、その報告を受けるまでもなく、こういう情勢でございまして、できる限りエネルギー政策というのは効率的あるいは重点的にやっていくということとでございまして、例えば代替エネルギーの開発、新エネルギーの開発につきましても、やはり

ある程度経済性を考えていかなければいけないということ、段階ごとに評価をしていくということもいたしております。

例えば太陽熱発電というものは既に初期の段階はやっていただいておりますが、現在の日本の日照条件、気象条件を考えると、なかなか当面の技術では日本で十分利用できないということ、その辺で打ち切る。あるいは石炭液化につきましても、三つの方式で実験的なプラントをやっております。またたけでございしますが、五十九年度から二百トンないし二百五十トンのパイロットプラントをつくるという段階になりますと、従来の成果を十分考えて、これを一本に絞るといふことで、できるだけ効率的にやろう、こういうことでございまして、備蓄その他につきましても、できる限りコストの安くなるように、そういう努力を続けておるといふことでございします。

しかし、そうはいいたしても、やはり必要なのは一定の削減に限度があるということとでございまして、そういう意味で、中長期的に見て不足する財源について石油税の増税をお願いしたわけではございしますが、翻って、なぜこのようにGNP当たりのエネルギー消費が下がったか、あるいは代エネの導入が下がったかということにつきまして、これまでのエネルギー政策、省エネ、代エネ政策というのが日本だけの努力ではなくて世界的な努力ですが、そういうことを怠りなくやっていたためにこういう事態が生じて、望ましい状態ができていくわけではございまして、これを一日たりとも緩めるということは結局またものもくあみになってしまふということとでございします。

したがって、石油税の増税につきましても、あらゆる経費を削減して必要最小限度、そのこと自身が中長期的に見るとエネルギーコストの上昇を抑える、あるいは低減、そういうふうにならざる、このように考えておるわけではございします。

○長田委員 それではお尋ねしますけれども、L

PG、LNG新税ですね。これは新税ですから、政府の基本方針の「増税なき財政再建」、これに反しませんか。問題だよ、これは。

○豊島政府委員 今御指摘の石油税について増税するということ、それから新しく対象を広げたことにつきまして、増税なき財政再建に反するのじゃないかということとでございしますが、政府の方針あるいは閣議の答申を我々よく読んでおるわけではございしますが、その場合、歳入を最大限に確保しようというところが一つのことでございまして、それでもなお足りない場合においても、第一の条件を満たすわけですが、その次に、やはり税というものは国民の負担率を上げるような新税のあれは困る、こういうことでございまして、私も、石油税の増税をいたしましたが、過去における税の負担に比べましてむしろ今後は減っていく。石油の税の増収自身もそれほど大きなものではございせんし、GNP当たりの負担ということからいいますと、具体的数字を申し上げますと、過去大体〇・二%弱というところとでございまして、今後ともそれ以下の水準にとどまるといふことでございまして、そういう意味から「増税なき財政再建」、そういう点にも特に反しない、そういうふうにも考えられるというふうに思ふ次第でございします。

〔渡辺秀一委員長代理退席、委員長着席〕
○長田委員 「増税なき財政再建」に反しないということですね。反しないのです。間違いないですか。はっきり言ってよ。

○豊島政府委員 一応形式的には、税の増税を上げるといふことでございしますが、閣議で指摘しております意味での「増税なき財政再建」、すなわち国民の負担率をこれによって上げることには結果的にならない。したがって、私どもとしてはそのように理解しておるわけではございします。

○長田委員 私にはちよつとわからない。こういうことでは、ちよつと次の質問に進めませんか。
○堀山委員長 豊島資源エネルギー庁長官、再答

弁を願います。

○豊島政府委員 臨時行政調査会の基本答申、五十七年七月のことです。増税なき財政再建」という基本方針は断固堅持すべきである。ここで「増税なき財政再建」とは、当面の財政再建に当たっては、何よりもまず歳入の徹底的削減によってこれを行うべきであり、全体としての租税負担率（対国民所得比）の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない、ということの意味でいる。ということである。したがって、国民所得に占める石油税収の割合というものは、過去大体〇・二％ぐらいでございましたが、五十九年度は〇・一六％ぐらい、六十年代、これは予測の問題でございまして、一定の率でGNPの伸びを見ておるわけですが、〇・一七％ぐらい、これは計算によって若干の幅はあるかも知れませんが、そういう意味で、基本的には税負担率の上昇をもたらすような新たな措置ということではないというふうに我々は理解しておるわけでございまして。

○長田委員 どうも、私たちの理解とちよと違ふようですね。頭の構造がやはりそちらの方がいいもので、徹底的な削減をすればいいんだというこの理解でいいですか、新税は設けておらず、まず歳入の徹底削減を行うべくということと、そういうことを努力して、それと同時に、「全体としての租税負担率（対国民所得比）」の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない」ということではございまして、今回の石油税の拡充におきましては、税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置ということには当たらないというふうに考えております。したがつて、臨調で言う「増税なき財政再建」の精神には反しておらない。税金は上げない方がそれはよろしいのかもしれないけれども、反しておるわけではない、こういうことではございまして。

○長田委員 通産大臣、今の答弁でおわかりでしょうか。私、どうもわからないのですけれども、通産大臣、ちよと簡単に言っていただけですが、

○小此木国務大臣 何回も申し上げますとおり、今回の石油税の拡充は、原油価格の引き下げに伴う税収の減少見込み、このためにこれに対応しなければならぬという措置は御理解いただけたらと思うのです。その拡充に当たりましては、いろいろな意味で施策の重点化、効率化によりまして最大限の歳入カットを行った、その上で、エネルギー対策というものを中長期的な面であらえて着実に推進していかねばならないということも御理解いただけたらと思うのでございまして。そして最後に、今回の措置によって石油税収は、今までの実績と比べてそれほど大幅に増加するものではない、したがって臨調答申には反しないという我々の考え方を御理解いただきたい、かようなことでございまして。

○長田委員 今回の石油税問題は、ようやく息を吹き返しておりますところの基礎素材産業にこれは新たな打撃を与えておるのです。それだけではありません。LNGへの課税は、国際的にも今後問題になるだろうという感じが私は持っております。今、LNG価格は石油に連動いたしておりますが、長期契約で硬直的になっておるわけでありまして、今産ガス国との取引関係を緩和するための交渉が行われております。LNGの新規課税は産ガス国に格好の口実を与えることになりかねないんじゃないかというふうに危惧している向きも非常にあります。

○長田委員 あれは目的税的なものに使うというふうになつてたのです。ちよと話が違ふじやないですか。

○豊島政府委員 先ほど大臣が答弁いたしましたように、石油対策あるいは石油代替エネルギー対策というものは中長期的な観点から進めなくちゃいけないということ、そういう意味での中長期的な安定的な財源が必要だということではございまして。そこで、先ほど来議論になっておりますように、石油の値段が五ドル下がった、あるいは需要が減少したということもございまして、歳入を最大限カットする、それから石油税の中で特別会計に繰り入れられておるような未済額、先ほどございまして五千億弱でございまして、それを仮に全額取り崩すとしたとしても、中長期的には依然として相当穴があくということではございましておるわけでございまして。

○長田委員 あれは目的税的なものに使うというふうになつてたのです。ちよと話が違ふじやないですか。

○豊島政府委員 石油税として収入で上がったものににつきましては、一たん一般会計を通じて特別会計に繰り入れられる、その年度に必要な額が繰り入れられるということになっておまして、それ

れまでの未済額も当然繰り入れの対象になるわけではございまして。ただ、実際問題としてこれが一般会計に積み立てられておるわけではなくて、いろいろ財政が苦しい中で使われておるわけではございまして、実際それを積み立てておるわけではないからそう簡単ではないということではございまして、いずれにしても、石油及び石油代替エネルギー政策に使用するために特別会計へ入るということでは先生のおっしゃるとおりでございまして、今後当然全部入る、その時期が若干ずれるということではございまして、全部入る、そういう趣旨においては全くおっしゃるとおりでございまして、変わりがございません。

○長田委員 石油税が繰り入れられておる石炭特別会計、この予算の使い方も一度考え直したらいんじゃないかと私は思うのです。例えば石炭液化化などのために五十八年度では二百三億、この予算では百九十六億使用することになっているのです。間違いないですね。しかし、専門家の話によりますと、仮に石炭液化ができるようになったとしたとしても、一バレル当たり大体八十ドル以上になると言っているのです。したがって、原油が八十ドル以上に値上がりするということになるならば話は別ですが、今二十九ドルで一生懸命に研究する。多少コストは下がると私は見るのでありますけれども、今そんなに急いで百九十六億も使わなくてもいいんじゃないか。歳入削減、むだ削減とさっき言いましたね。もう徹底的に歳入カットしたと言っておりましたか。けれども、百九十六億は大金じゃないですか。しかも石炭液化をやっても八十ドルですよ。幾らコストを下げてても七十ドルは無理だろうというふうな専門家は言っております。こういうものを一生懸命やれやれといって金を出しておるということになりまして、石油税は上げなくても済むのじゃないかという感じが私は非常に強く持つわけではあります。しかも、この石炭液化は今後七年度に一千億を

注ぎ込もうという計画なんでしょう。これは私だけではない、一般国民の皆さんだってみんな疑問を持つと思いますよ。そして石特会計ではこうした石油代替エネルギー対策に毎年五百億円以上の予算が使われておりますね。また、電源開発特別会計を見ても、太陽エネルギー発電等の開発導入のための五十八年度の予算は百三十億円、五十九年度は百四十七億円という大金が注ぎ込まれようとしておるわけでありまして、四国の西条市に太陽光試験発電所というのがあります。これは一千キロワットですよ。パイロットプラントが建設されておるわけですが、これらの研究開発は、私はやめろとは言いませんけれども、石油税や電報税の値上げをしてまでもやらなくちゃならないものかなという疑問を持っております。こういう点はある程度スローダウンすべきじゃないかと思いますが、この二点についてどうでしょうか。

○豊島政府委員 石炭液化が、現在の原油二十九ドルのときにすぐ要るのかという御議論でございますが、確かに今直ちに石炭液化プロジェクトがないと、液化ができないうと、ということではないかも知れません。ただ、現在の日本の石炭液化の研究開発段階と申しますのは、ようやく五十八年度で実験プラントの段階を経て五十九年度以降パイロットプラントの段階に入ろうということでございます。その後にはさらに実用化するためには実証プラント、デモンストレーションプラントというものをつくらなくちゃいけないわけでございます。

いずれにしても、将来石油の需給がタイト化してくるということになりますと、この液化はどうしても必要になるわけでございます。石炭をそのまま燃やしたのでは使えない分野がございますので、そのためにどうしても必要だ。諸外国の情勢を見ますと、アメリカあたりではもうパイロットプラントの段階を終わりました。実用化段階はもう少し見合わせておるといふことでございまして、日本の段階から見ますと、少なくとも実用化

の必要が生じたときのために必要な基礎的な研究というのはどうしても続けていく必要がある。自分でも技術を持たない外国から技術を入れるためにもそれだけの力が必要でございます。また、アメリカあたりで開発されておる水準もまだ必ずしも十分なものではないということで、非常に基礎的な段階でございまして、これは着実に時間をかけてやっていく、そういう意味で現時点から十分準備をしていかなければいけないと思えます。

なお、今後一千億くらいかかるのじゃないかというお話でございますが、実は五十五年に石炭液化を考えたときには、もっと早く実用化の段階が要るのじゃないかということ、たとえば実証段階六十五年くらいまでに一兆円くらいの金が必要のじゃないかということ、そういう意味で現時点から絞りを絞って、さらに先ほど申しましたように三プロジェクトを一プロジェクトに縮める、合理化するということ、三千億以上かかるものを一千億に縮めた、節約した、効率化した、こういうことでございまして、必要なものにつぎまして最大限の効率化を図ってやっておるといふのが石炭液化の研究開発の現状で、どうしてもこれだけは必要であると考へておる次第でございます。

それから仁尾町の太陽熱発電でございますが、これは私も先ほど触れたわけでございますが、一応やってみた結果それなりの成果は上がったわけでございます。ただ、現在の技術水準あるいは一般的なエネルギーの情勢、あるいは日本における気象の特殊条件といふことが、サウジアラビアその他における日照時間とか日照の強さの問題から見ると、どうも太陽熱発電についてはなかなか日本では経済化できないだろう。まあ、サウジとかそういうところへ持っていきばまた別ですが、そういう意味で太陽熱発電については一応の研究結果があったので、それ以上ステップアップするということはこの際やめるといふことで、だからいつまでもやることは決してしない、そういう意味で打ち切ったということでございます。

○長田委員 今お話がありました石炭液化ですけれども、一千億使って実用化の見通しはありますか。

○豊島政府委員 石油の需給ないし価格がどうなるかということにつきましては、いろいろと議論のあるところでございますが、IEAあるいはメジャーその他の研究機関の予測によりますと、共通して、大体一九九〇年からその後半にかけていろいろな節約とか代替エネルギーの開発が進んでも八百ないし四百万バレルの不足があるだろう、そうすると石油の価格もそれに比べて相当上がるということが基本的には一致した見解でございます。したがって、今すぐということではございせんが、一九九〇年代から後半にかけてそういう情勢が出てくるということになりますと、当然のことながら従来石油で賄っていた分もそれ以外で賄わなければいけないということでございます。特に流体燃料で賄わなければならぬ分野につきましては、液化ということがなければ十分それに對抗できないというのが一般的な見方でございます。したがって、それがいつの時期になるかということについては、幅のある議論でございますし、今後のエネルギー情勢によります。

いずれにしても、今申し上げましたような石油情勢を踏まえて考へるとどうしても必要である、このように考へる次第でございます。○長田委員 私は、石油国家備蓄の問題にいたしましてもちよつと疑問を持っています。もちろん中東情勢の問題、さつき通産大臣おっしゃいましたけれども、あることは私は十分承知をいたしております。この問題についてあとちよつと触れるわけですが、通産大臣よく御存じのとおりであります。石油の備蓄について、既に民間が国の援助を得まして常に九十日分は用意されております。それ以上備蓄を行っておるわけですね。国家備蓄は、当初の計画では、六十三年までに三千万キロリッターの備蓄を行うという計画をいたしました。これは昭和五十二年六月の長期エ

ネルギー需給見通しが一日当たり石油の消費量が六十年におきまして百万キロリッターとなっておりまして、それを三十倍いたしまして三千万キロリッターに決めたという経緯があるのです。ところが、先ほども申し上げましたように、エネルギー消費量はほとんどふえておりませんし、石油は逆に減り続けておるといふのが現状であります。すなわち、石油は五十七年度で一日当たりの消費量が五十四万キロリッター、昨年十一月の長期エネルギー需給見通しでは、六十五年における一日当たりの石油の消費量を五十六万キロリッターとして計算をいたしております。そこで、通産省は国家備蓄の目標年度を六十二年から二年間繰り下げたのでありますけれども、一日当たりの石油消費量の見通しが五割以上も減っておるにもかかわらず、五十三年度当初一日当たり消費量百万キロリッターを基礎としてつくられた備蓄目標三千万キロリッターを見直そうという状況ではないようであります。しかも、国家備蓄は五十七年度の一日当たりの消費量五十四万キロリッターで割ってまいりますと約二十二日分に当たる一千九百九十万キロリッターに達しております。そうして五十九年度にも二百五十万キロリッターを積み増しをしようというふうな計画でございまして、備蓄基地の建設も推進する計画で約千七百八十億円の予算が実は計上されております。

通産大臣、石油の消費量は、以上、私がるる申し上げましたとおり、大分下降をみなんです。これはいいことなんです。そういう意味で、私は備蓄をないがしろにしろとは決して言っておりませんけれども、そこらの見直しでエネルギーコストにどうしても降りかかってくる。また石油税を上げるとか新税を設けるといふ結果になり、国民が負担をするということになります。こうなつたのではうまくないのではないかと意味で、この備蓄の問題についても再検討する必要があるのではなかろうか、このように私は考へていますが、どうでしょうか。

○豊島政府委員 民間備蓄のほかに国家備蓄三千
万キロリットルを目標に推進するというのは、五
十三年当時の状況といたしましては、IEAの加
盟国の平均の備蓄が百二十日であった、日本はI
EA加盟国の中でもエネルギーにおける石油依存
度が非常に高い、しかも中東依存も高いというこ
とで、少なくともIEA並みまでは持つていかな
くちゃいけないということでございます。当時
の一日当たり百万キロリットルということだとす
と、九十日にプラス三十日分ということだと大体
三千万キロリットルを三十日分として持たなくち
やいけない、こういうことで、それは先生の御指
摘のとおりだと思います。

それでは、その三千万キロリットルは今日のよ
うに石油需要が減っている際、見直すべきではな
いかというのが御指摘かと思えます。この点につ
きましては、私もどうしても当然いろいろ議論は
いたしましたが、昨年の総合エネルギー調査会
のエネルギー政策の再点検といえますが総点検にお
きまして、いろいろと審議を賜ったところでござ
います。その後の情勢から見てもこの程
度のものでは、この程度といえますが、百二十日
分ぐらいでは非常に不足するといえます。IE
Aの情勢を見ますと大体平均百六十七日というこ
とでございまして、西独あたりは百三十日を越え
る、アメリカも三百日を越えるということござ
いまして、日本のエネルギーの脆弱なる供給構造
を見ますと、IEAの諸国の平均とまでいくか
どうかは別として、そこまで、それに近づきよう
にできるだけ努力しなくちゃいけない、そういう
ことにいたしますと、この三千万キロリットルと
いうのは大体五十三日分くらいでございます。し
か、IEAで百六十七日と申しますのは、デッド
ストックその他をとっておりますので、日本もそ
の百四十三日というのをIEA並みにいたします
と大体百二十八日になるわけでございまして、そ
ういう意味で、日本の置かれた状態から見て、
まだまだ十分ではないという感じがいたしましたわけ

でございます。

なお、昨年の五月にございましたIEAの閣僚
会議でも、備蓄の必要性は、今後引き続き強化し
ていけというところも決議されておりますし、それ
から八二年のIEAがいたしております対日審査
の中でも、日本の輸入依存度の高さを考える場
合、備蓄についてはもっと充実しろということも
言われております。

そんなことを考えて総合いたしますと、三千万
キロリットルというのは決して多いとはいえな
い、むしろ国際的に見ると現状でも少ない、こ
ういうことでございまして、そこで、見直す必要は
ない。ただ、それに付きましても効率的にやると
いうことの必要性はございまして、それはそれと
して進めていくということでございます。

○長田委員 エネルギー庁長官、多ければ多いほ
どいいのです。私はそれに逆らおうなんて思っ
ていないのです。ただ、当初の目標と現在では状
況が違うでしょうということなんです。そういう
点で、当初の目標についてはその成果は十分達成
できておる。そして、備蓄するには金が相当かか
るのです。それに対してまた石油税の値上げとか
新税の創設ということを考えた上でやると、これ
はちょっと話が筋が違いはしませんかということ
を言っているのです。簡単に答えてよ。

○豊島政府委員 確かに五十三年当時としては、
とりあえず国際並みということで、百二十日ぐら
いあれば何とか国際的なレベルに達するかという
ことでございましてけれども、現状から見ますと
それではとても不十分でございます。国際的な
水準に届くかどうかは別として、それに向かって
着実にふやしていく必要がある、そういう意味で
言うとも、現状を見ますと確かに一日当たりの消費
量は減っておりますが、国際的な立場を考えます
と、やはり三千万を要する必要がある、こういう
ことでございまして、もちろんそのためにコストは
要るわけですが、それだけの必要性がある
ということでございます。

日本は、御承知のように、石油の消費において

もあるいは輸入においても自由世界で二位という
ことで、日本がそれだけの石油を使っているとい
うことから考えますと、輸入しているということ
から考えますと、国際的な責務としても、そうい
う供給途絶のときにも日本がちゃんとそれだけの
備えをしているということは、国際協力の観点か
らいっても当然必要である。むしろ、国際並みの
備蓄ということはそういう観点からも要請される
のではない。そういう意味で、この際要する必
要はない。情勢は、需要が減ったということでは
変わっておりますが、全体的な絡み、国際的な見
方からいうと、やはりこの程度はどうしても必要
だ、こういうふうに見えるわけでございまして。

○長田委員 去年の十二月十七日に外務省が資料
を出しております。これは、ホルムズ海峡が封
鎖された場合石油の供給がとまっても、我が国は
国内備蓄だけで二百十五日間持ちこたえることが
できるといような資料が出ています。御存じで
すね。外務省から出ている。

○豊島政府委員 その資料は私も見ておりませ
ん。

○長田委員 では、私が見ておりますから御説明
を申し上げます。

また、IEAの緊急融通制度が発動されれば、
何と七百六十六日間持ちこたえることができるとい
う試算を外務省が発表いたしております。すなわ
ち、ホルムズ海峡を通過して我が国に供給される石
油の量は、我が国の輸入量全体の約六割なんです
ね。その輸入が仮にとまったといたしまして、
国民や産業界が冷静に対応すれば混乱が起きる心
配のないことをこの表で示しております。

ですから、エネルギー政策の基本的考え方はい
たしまして、石油ショックのころの考え方をい
つまでも踏襲するのではなくて、情勢の変化に十
分対応して、もっとエネルギーコストを引き下げ
るというコスト面からの重視を図る必要があるの
ではないか、そういうことを私は言いたい。そう
すれば、石油税の引き上げなんというのはやらな
くて済む。石油に対する税金は、石油税のほかに

石油関税というのがありますね。それから、ガソ
リン税、石油ガス税、ジェット燃料税、軽油引取
税など、数多く課税されておるわけであります。
五十八年度で申しますと、所得税、法人税に次い
で第三位であります。国税収入の実に七・六％に
達しております。ところが、その使い道の七九・
一％は道路整備の財源であります。エネルギー対
策に使われているのは、石炭対策、石油代替エネ
ルギー対策、石油対策の三つを合計いたしました
も、わずか一八・八％であります。一八・八％で
すよ。

そこで、今後のエネルギー対策を考える上でも
う一つ重要なことは、こうした石油関連の税金の
使い道についても見直しを図っていく必要が当然
出てきたのではないかとこのように私は考えてお
ります。そういう意味で、通産大臣、今御説明し
たとおりでありまして、外務省の資料というのは
非常に楽観的です。そして、備蓄は大切です。し
かし、産業界が、あるいは我々の国民生活が混乱
する状況ではないかということを外務省は、このよ
うに発表いたしております。一方においては、通産
省は、それそれというわけで税金を上げよう、足
らない足りないと言っている。第三位です。石油関
連税が。そして、使っているのはほとんど道路。
石油対策なんてうまいことを言ったって、全然使
っていない。こういう実態でいいんですかね。

○豊島政府委員 外務省の資料、私もよく知りま
せんので、何とも申し上げられませんが、簡単に
言いますと、現在大体百二十日の備蓄があるわけ
でございますが、そのうちランニングストックが
四十五日あるとしますと、これは製油所に回ると
もありまして、製品備蓄として、いろいろと
製品の在庫として全国にディストリビュートす
るためにはどうしても必要なもので、これもゼロに
するわけにはいかないと考えると、大体七十五日
分ぐらいある。ホルムズ海峡の依存度は、六〇と
いうのは六五でもいいのですが、仮に今八三年の
平均が六五といたしますと、そうすると、それで

割ると、百十五、六日という数字になるわけでございます。

もちろん、ホルムズ海峡が仮に封鎖されても、船が全部とまりまして、若干の供給余力のある国もございまして、そこが増産をする、あるいは節約をする、IEAというところもございまして、先ほどのような大きな数字になるということとは私どもとても予想できないわけでございます。一度どういう資料があるのか見てみたいと思っております。いずれにしても、それはそれとして、エネルギーコストの低減を図るということは中長期的にも必要でございます。備蓄は短期的な混乱を防ぐということでございまして、中長期的に見て、エネルギーコストを下げるという考え、上げないためには、代エネ、省エネ対策を着実にやっていくことが、結局、産業、国民生活にとっても長い目で見て利するというわけでございます。そのこと自身は、石油ショック以来の今日の状況、代エネ、省エネを進めてきたというところによつてはつきりしているのではないかとと思ひます。

それから第二の、先生御指摘の、石油関係の税が非常に多い、しかもその八割以上が道路財源であるというところは御指摘のとおりでございます。が、この現状につきまして、私も所管外にわたるものもございまして、正式に今コメントするということはこの場で差し控えていただきたいと思います。先生のような御意見が非常に重要な意見としてあるということは我々も承知しておるわけでございます。その辺は非常に大事な、非常に貴重な御意見だと思ひます。しかし、いずれにいたしましても、この問題につきまして、今後の道路整備の進め方がどうなるのか、あるいはエネルギー対策との関係をどうするのか、あるいは受益と負担との関係をどうするのかというところで、いろいろな角度から総合的に検討するべき問題であるというところは、先生御指摘のとおりだと思ひます。我々も、そういうことでいろいろと勉強していく必要があると考えておる次第でございます。

でございます。

○長田委員 時間が参りましたので、最後なんですけれども、通産大臣、今申し上げましたとおり、私は、歳出の削減というのはいまだにできる余地があるように思ひます。そういう意味では、今回、石油税を引き上げる、さらにはLPG、LNGに對して一・二%の税を課するということは、こういう点をもう一度洗い直せば必要ないんじゃないか、僕はこのように考えますが、この石油税等についての撤回の考え方はありませんか、ありますか、最後にお尋ねをして終わります。

○小此木國務大臣 御意見は十分承りましたけれども、当面この対策を見直すつもりはございません。

○長田委員 終わります。

○靑山委員 靑山丘君。

○靑山委員 商工委員会における私の質問の最初です。できるだけ通産大臣に総括的に入り口の話でお尋ねをしていきたいと思います。

昭和五十六年、最初の対米自動車自主規制のときの通産大臣、田中通産大臣が、いかなる場合においても一九八四年三月を限度として終了する、こういうふうな自主規制について発表しておられますが、今回さらに一年間延長、こういう発表がなされました。その背景について、どのように受けとめておられてこのようなことになったのか、お尋ねいたします。

○小此木國務大臣 対米自動車輸出の自主規制は八一年から八三年までのものでございまして、その翌年に自主規制が解除されるということは当然そこには混乱が生ずるであろうということによりまして、八四年は経過的な措置としてこれを行ったというところで御理解願ひたいのでございます。

○靑山委員 気持ちにはわかりますが、実は今回の措置は、前回の三年間の措置もそうですが、ガットの精神には沿わない、全く二国間の任意のもので、日本の自発的なものだ、こういうことなんでしょうが、OECDあたりは、保護貿易主義を助長させる、そういう結果になっていくので好ま

くないと表明しているのです。もし、こういう自主規制がさらに進められるということになってきますと、本来は国際ルールの中でやっていくのが一番好ましかったのではないかと思ふのです。それを、アメリカとだけということになってくると、まじいのじゃないかと思ふのです。いかがでしょうか。

○志賀(學)政府委員 お答え申し上げます。

まず、八一年度から三年間の輸出自主規制措置に入つたわけでございますけれども、現在が三年目の実施をしているわけでございますが、この現在行つております輸出の自主規制措置と申しますのは、これは先ほど大臣もお答え申し上げたわけでありまして、当時アメリカにおきまして自動車産業が大変な苦境に陥つて、アメリカ政府の方から、アメリカの自動車産業としてその再建のために努力をしようと思つておる、ただ、その努力をやっている間、日本サイドにおいて配慮をしてくれないか、こういうような趣旨のお話でございます。そういうことを踏まえて、私も日本サイドといたしまして、アメリカ側がそういう努力をするということ前提にいたしました。で、むしろ自由貿易体制を守つていく、そのために日本として、自主的な日本の判断として自主規制をやつた方が、結局は自由貿易体制を守ることにつながつていくであろう、こういう大局的な立場に立ちまして行つたわけでございます。

それで、この八四年度の問題につきましては、これも先ほど大臣からお答え申し上げましたけれども、本来、八三年度で終わるわけでありまして、三年間横ばいで来ておるわけでございます。それから、その終わった後、そこで全く何らの対応もとらないということになりますと、場合によればアメリカに對して輸出がまた急激にふえて、それによつてアメリカの自動車産業をめぐりましてまたいろいろな問題が起こってくる。そうしますと、また自由貿易体制にひびが入りかねない、悪影響を及ぼしかねないという観点から、四年目につきまして、これは延長ということではなく経過

的な措置としてやると判断をしたわけでございます。

○靑山委員 自由貿易体制を維持したい、日米経済関係を一層発展していかなければいけない、そういう大局的な見地から自主的ななされた自主規制ですね。三年間の間に非常に大きな成果を上げられたと私は思ひます。アメリカの自動車業界も大きく立ち直つてきていると思ふのです。けさもやりとりがありました。クライスラーあたりも大変大きな収益を上げてきておる。そういう見地から見てもいいと思います。この三年間合理化も進んだ、損益分岐点も下がってきている、非常に大きな利益も上がつてきている。その成果を踏まえて、普通なら最初に出されたように、いかなる場合においても一九八四年三月を限度として終了するであろうと一般的に見てきたわけなんです。そこで、アメリカの自動車業界の今後の見通しについてはどのように受けとめておられますか。アメリカの自動車市場の動向をどんなふうにとらえておられますか。

○志賀(學)政府委員 ただいま先生からお話ございましたように、一九八三年のアメリカの自動車メーカーの収益状況は大変好転しております。その背景といたしましては、一つには一九八三年のアメリカにおける自動車の需要がかなり回復してきたことがあつたと思ひます。同時にもう一つは、この三年の間にアメリカの自動車メーカーが経営の合理化に努力をされた、それによつて例えば損益分岐点もかなり下がつてきております。そういうことを背景にいたしまして、一九八三年のアメリカのカーメーカーの経営状況は非常に好転したと思つております。

そこで、今後どうなるかでございますけれども、現在のアメリカ商務省の見通しによりますと、一九八四年のアメリカの乗用車の需要は大体千二十万台くらいになるのではないかと、いうふうな現時点で言われておるわけでございます。○靑山委員 千二十万台と言へば、損益分岐点が今恐らく八百万台ぐらゐに下がつてきておるんで

しょう、相当な好況になってきておるはずですし、大型車需要も回復してきておる、状況は非常によろしい。にもかかわらずローカルコンテンツ法案が上院で通過するのではないかと、いろいろな報道がなされますと、我々は誠意を持ってやってきました、そしてアメリカの業界も、かつて我々が自主規制をしたときのよう米国自動車産業界が直面している困難、こういう困難は今や消失してきている状況であると思うのです。にもかかわらずローカルコンテンツ法案が出てきておる。もう一つは、アメリカの新聞でも、ニューヨーク・タイムズでもワシントン・ポストでもあるいはウォール・ストリート・ジャーナルでもその他の新聞でも、消費者保護の立場から日本車の自主規制は好ましくないという論調があるのです。そういうような立場をいろいろ踏まえてみると、ローカルコンテンツ法案がおかつまだ出てきているというのはまさに残念だと思ふのです。その辺の御見解いかがでしょうか。

○小比木国務大臣 ローカルコンテンツ法はまさにガットの違反でございまして、この法案がもしも成立するということになりますれば、自由貿易体制の崩壊にもつながりかねない問題であると私は認識いたしております。したがって、私たちが機会あるごとにこのローカルコンテンツ法案の成立に懸念を表明しておりますし、私が過日アメリカに行きましたときにも、ブッシュ副大統領あるいはボルドリッジ商務長官にこの懸念をはっきり表現いたしましたのでございます。この法案はアメリカ政府自体も反対でございまして、レーガン大統領も種々の機会をとらえてその意思を表明いたしているということも御承知のとおりでございます。

○青山委員 ぜひとつその態度で接していただきたいと思ひます。現在アメリカの自動車関連の失業者は、業績の急回復によってかなり減少したと言われておりますが、それでもなおかなりの失業者がいることは否めない事実であります。特に、本年は上院議員選挙、大統領選挙との絡みもあつて、アメリカ業界の動きは実に注目すべきであると思ひますが、今後の対米自動車輸出問題に対する政府の取り組み姿勢を伺つておきたいと思ひます。

○小比木国務大臣 対米自動車輸出問題に關する我が国の業界の態度というものは、自由貿易体制というものを維持推進するのであるということとは我々は強く主張し、日米の合意はもろろあるわけでございます。さりとて選挙の年である、さまざまな情勢によつて、一方において保護主義の台頭というものが否定するわけにはまいりません。そういう中で、自動車の輸出というものが非常に難しい、あるいは市場そのものもある意味で成熟化しているということになりますれば、対米自動車輸出、自動車業界そのものが新しい時代を迎えつつあるということも言えると思ひます。ですから、今後この面におきまして、やはり調和ある通商というものを考えていかなければならない。ということとは、節度ある輸出であるとか、そういうものを円滑にするための条件、側面からの産業協力というようなこともやはり行つていくべき時代がやってきましたと私は考える次第であります。

○青山委員 日本の自動車産業は輸出比率が非常に高い、そしてまた非常にすそ野の広い産業、順調に努力の成果が上がつていっているのですが、自動車産業に対する経済政策としてのビジョンはお持ちであるか、明らかにしていただきたいと思います。

○小比木国務大臣 自動車輸出の問題でも業界は新しい時代を迎えたということは、一方において我が国の自動車市場そのものもやはりある意味で成熟化してきたということが言えるわけでございます。したがつて、国内の市場のもとで流通販売、これもやはり新しい検討の時代に入つてくることは当然だと私は思ひます。

○青山委員 いや、私がお尋ねしたのは、今後の我が国の自動車産業に対して、経済政策としてどのようなビジョンをお持ちなのかということをお

よつと伺いたいと思ひました。

○小比木国務大臣 今私が申し上げたような環境の中で新しい時代に入った、したがつて、それを検討していくということのもとに、経済政策あるいはビジョンを打ち立てていかなければならないということをお願いしたいと思います。

○志賀(學)政府委員 ただいま大臣からお答え申し上げたとおりでございますけれども、具体的に、大臣がお答え申し上げましたように、国内市場も成熟の段階に入つてきております。成長期と同じような考え方はなかなかない面がございます。そういう観点から、具体的には流通委員方あるいは学識経験者の方、そういった第三者も入つての研究会でございまして、これは業界の方からのお研究でございますけれども、そういった場におきまして、これからの国内におきます流通販売のあり方という問題について現在勉強をしております、こういう段階でございます。

○青山委員 ぜひとつ、非常にすそ野の広い自動車産業というものを育てていくという意味で、産業政策としてのビジョンを持って取り組んでいただきたいと思います。

高度情報技術問題について若干お尋ねします。通産省は今後の高度情報化社会に対応するため、それにふさわしい制度の見直し、新たなルールづくり等の基盤整備に取り組みとして、昨年十二月の産業構造審議会の答申を受けてプログラム権法、情報化基盤整備法、両法案の提出を検討していると聞いております。

そこで、まずプログラム権法についてお尋ねしたいのですが、ソフトウェアの法的保護について、その必要と認識について御見解を伺つておきたいと思ひます。

○志賀(學)政府委員 ただいま先生からお話がございますように、産業構造審議会情報産業部会におきまして、昨年一年かけましていろいろな問題を検討してまいりました。その一つといたしまして、コンピュータプログラム権法の問題がござい

ます法制度の問題を大変重要な問題として私たちが把握をいたしました背景といたしましては、御案内のように、非常に急速にコンピュータが普及してまいつております。それに伴ひまして、コンピュータプログラムの需要というものが急速にふえてきています。そういう観点から申しますと、コンピュータプログラムの開発を促進していかねばいけない。そのためには、やはり開発のために投下した資本が確実に回収される、こういうことがはつきりいたしませんとなかなか開発が進まない。また、その利用の効率化という観点から申しますと、流通を促進していくということが大事でございまして、こういった点に立ちましても、権利の明確化ということが大変大切でござい

ます。また、このコンピュータプログラムがいろいろな分野において使われるということになってまいりますと、使用者、利用者の利益の保護ということもやはり考えていかなければいけない。こういった権利の保護あるいは利用の促進、あるいは使用者の利益の保護、そういったものを一つのバランスのとれた形で法律的な枠組みをつくつていかないと、これからの情報化の進展に伴ひまして、コンピュータプログラムの開発なり利用というものがうまくいかないだろう、こういうことで情報産業部会において一年間の御検討をお願いしたわけでございます。

そういうことから申しまして、これはいろいろな考え方があつてございまして、これはいろいろ情報産業部会の答申では、プログラム権法という一つの独立の法律として、先ほど申し上げましたようないろいろな観点の一つの体系の中に取り込んで、現在そういう方向に沿つていろいろ検討をしております、こういう段階でございます。

○青山委員 プログラムの法的保護が必要であるという考え方は、恐らく通産省も、今ちよつと問題になつておる著作権法、文化庁の方も、その辺では一致していると思うのです。ところが文化庁

あたりは著作権法の一部改正で進めたいというようなことで、若干主張点が違うようですな。

○吉田説明員 文化庁といたしましては、昨年の二月から著作権審議会の第六小委員会、コンピュータソフトウェアの法的保護についての御検討をお願いしていたわけでございますが、その審議結果が中間報告としてこの一月に公表され、取りまとめられたわけでございます。この中では、著作権法によるプログラムのより有効な保護を図るための提言が行われておるわけでございまして、私どももいたしましては、コンピュータソフトウェア、プログラムは著作物であるという考え方のもとに著作権法での保護、さらに具体的な必要性に応じて著作権法に手を加えながら保護の有効化を図っていくという考え方でいるわけでございませう。

○青山委員 この相違点をざりざりと煮詰めていってかえって溝を深めてしまつてもよくないと思ひます。まだ時期が少し早いような気がするのです。さうはさうと入り口だけで、次に掘り下げてお尋ねする時期が必ず来るので、余り深く入るつもりはないのですが、郵政省から若干反対の意見書ですが、提出されておると聞いておるのですが、その辺の内容と考へ方はどうですか。

○志賀(学)政府委員 今の先生の御質問は、コンピュータプログラムの法的保護の問題についての郵政省の意見が出されているか、こういうお尋ねだと思ひますけれども、私どももいたしましては、通産省に対して郵政省から正式に御意見をいただいているということとはございせんので、そういう意味でコメントを差し控えていたたたいたと思ひます。

○青山委員 それじゃ電気通信サービスの権利義務の関係について、郵政省から意見書が出されているのですか。その内容はどんなことですか。

○内海説明員 電気通信技術が高度化しておりますので、電話網などとかあるいはデータ通信、また最近話題になっておりますVANなどとかビデオテクス、そういうような電気通信システムの中に

おきましては非常に多くのソフトウェアが使われております。ソフトウェアというのは電気通信のあり方そのものになつておるわけでございまして、郵政省といたしましては、ソフトウェアの保護問題については非常に重大な関心を持つておるところでございませう。

今先生お尋ねの、意見書を出しているかということですが、私どもの方では意見書という形では別に出しているところではございませう。ただ、考へ方を少しまとめているところでございませう。私どもも考へておりますところは、ソフトウェアの法的保護というのは、そもそも開発者の権利を保護し、ソフトウェアの円滑な流通を確保することに目的があるわけでございまして、そういう趣旨に沿つたような保護制度になつてほしいという趣旨で、電気通信に関連することについていろいろ調査研究している最中というところでございませう。

○青山委員 ソフトウェア、プログラムの法的保護の立場で文化庁との相違点、また電気通信サービスの権利義務の関係では郵政省との関係、さらにソフトウェアの法的保護についてアメリカから若干懸念が示されておる。なかなか大変なことなのですけれども、しかし、これは今の高度情報化社会の中で何とか克服していかなければならぬ重要な課題です。

二月二十三日に日米ハイテク作業部会においてアメリカ側は、プログラム権法が成立するならばソフトウェアの輸入制限の可能性もあり得る、こんな発表がなされておるのですが、通産省としてはどのような考へ方でお答えですか。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。

その前に、文化庁との関係で一言申し上げます。と、よりよくコンピュータプログラムを守つていきたい、その点におきまして、私どもも文化庁も同じ考へてございませう。そういう意味におきまして、文化庁と私どもの間で共通認識があるというところで、そういう共通認識の上に立つてさらにお話し合いを進めていきたいというふうに私ども

もは思つております。

次に、アメリカとの関係でございませうけれども、先生今お話がございましたように、先般日米ハイテク・ワーク・グループにおきまして、アメリカ側とのコンピュータプログラムの法的保護の問題について意見交換をいたしました。私どももいたしましては、かなりお互いに理解が進んだというふうに思つております。

論点は、一つはコンピュータプログラムについての裁定制度の問題、それからもう一つが権利の存続期間、長さの問題、この二点というふうに私どもは了解をしております。

この二つの問題をめぐりまして、いろいろ意見交換をやつたわけでございませうけれども、先ほど申し上げましたように、かなりお互いに理解が進んだ、先般のハイテク・ワーク・グループにおいて言つた意見をお互い持ち帰つていろいろ検討して、またさらに議論を進めていきたいと思います。これが現在の状態でございませう。

新聞に、ただいま先生がお話しになりましたような記事が出たわけでございませうけれども、私ども、実際に会議に参加した、あるいはアメリカ側からいろいろ話を聞いている立場から申しますと、新聞のその取り上げ方というのはややオーバーではないのかなという感じを持っております。

○青山委員 二正面作戦でなかなか大変だというような報道でしたが、共通の基盤に立つて、例えば文化庁とでも、郵政省との間では共通の基盤とは言えないかもしれないが、しかし、共通の基盤に立つて政府内部での調整をぜひひとつ進めていただきたいと思ひます。

それから、情報化基盤整備法案について、郵政省との間に、郵政省は高度化基盤整備法案というやうなもので、立場の相違で若干主張点が違つておるというやうなことから、今回は見送られるというやうな新聞報道がなされましたが、そのとおりでしょうか。もしそうだったとしますら、どんな背景で見送られるのか。

○志賀(学)政府委員 昨年一年かけました産業構

造審議会の情報産業部会の中問答申の中に、この高度情報化社会を迎えるに当たつて、いろいろな面で基盤を整備していくことが必要だろつたということが言われているわけであります。先ほどのコンピュータプログラムの問題もその一つであるわけでありますけれども、そのほか、コンピュータセキュリティの問題等々、いろいろな問題が指摘されているわけでございませう。また、その一つといたしまして、情報処理の分野においてその民間活力が十分発揮できるような自由な基盤を整備することが必要である、そういう観点からいろいろ面での既存の制度というものを見直していくべきである、こういうことが指摘されているわけでございませう。

私ども、その答申に基づきまして基盤整備法というやうなことを考へていつたらどうかということと検討を進めているわけでございませう。ただ、いづれにいたしましても大変分野が広うございませう。そういうことから、現在どのような問題について法案の内容にどのような取り入れたいらいいだろうかというやうなことを現在中で勉強しておる、検討しておるということとございまして、郵政省の方とお話しを申し上げるというやうな段階にはまだなつていないわけでございませう。

○青山委員 そこでVANですけれども、高度情報化社会になつてきまして、このVAN事業に対して非常に深い関心が寄せられておるわけですが、このVANの事業を進めていく上でも通産省と郵政省では随分主張点が違つておる。郵政の立場でちよつと意見を聞かせていただかせんか。

○内海説明員 昨年臨調答申が出まして、電電公社の改革を図らねばならないということ、それにあわせて、電気通信分野の範囲に新規参入と申しますか、競争原理を導入しなければならぬというやうな答申が出まして、それを受けて、本年一月二十五日に「行政改革に関する当面の実施方針について」という閣議決定がなされました、それを受けて、現在郵政省の中でいろいろな法案を検討している最中でございませう。

先生おっしゃられましたV.A.Nは、言ってみれば、いろいろなコンピュータあるいはいろいろな端末、これはそのままでなかなかうまくつながらない、電線ですなだけでなかなかつながらないのですが、途中でそれを上手につないでくれる、そういう新しい通信事業が今非常に期待されているところでございます、そのために、自由で、非常に発展するような電気通信制度を早くつくらなければならない、そういうふうにかえていく次第でございます。

○青山委員 通産省と郵政省の問題、後でまた改めて触れさせてもらいたいと思います。
大臣、石油産業の再編集約化の問題で少しお尋ねしたいのですが、最近になって再編集約化の動きが非常に高まってきておりますが、政府としては、現状、石油産業の今取り巻いております環境をどのように見ておられるか。

それから、私ちょっと先走っていかうかもしれませんが、経営基盤が非常に弱い、そういう体質を何とか強めていかなければならない。実は、石油業法を中心として行政がかなり底支えしてきた時代と、その石油業法の中で、ちょっと言い過ぎるかもしれませんが、むしろ情眼をむきほたててきた業界、そのためにかえって逆の意味での過当競争になつてきて混乱を招いてきておる、こういうような認識に立っておるのですが、大臣の御見解はいかがでしょうか。石油産業の再編集約化に対する考え方を聞かせていただきたいと思ひます。

○小此木国務大臣 おっしゃるとおり、石油産業を取り巻く環境というものは極めて厳しいことにあるのは事実でございます。このために構造改善というものの必要性もあると思ひます。現在いろいろな意味で集約化という動きがあり、また、ありとすれば、通産省といたしましては、これを支援したりあるいは援助したりすることも必要でございます。そういうことによりまして業界の過当競争そのものを防ぎ、あるいは効率化を高めるといふことがあれば、石油業界にとりましてむしろ喜ばしいことではないかと考えられます。

るわけでございます。

また、流通の面におきましても、流通の面の方がむしろ過当競争的な体質を持っているわけでございいますから、この面においても我々は検討していかなければならないものと考えております。

○青山委員 さてそこで、業界の体質改善、そのために再編集約化、これを行行政指導のもとに進めてきたわけですが、本来、再編集約化といった問題は、構造改善事業、これは本来事業者自身が努力をして再編集約化に取り組んでいくべきものであらうと思ふのですけれども、政府が余り入ってくるのはさうかという面もやっぱあります。その辺の御見解はいかがでございますか。

○豊島政府委員 石油産業の構造改善というのは、本来自主的な努力といひますか、経営者自身が考える問題であるということにおいては、今先生のおっしゃるとおりだと思ひます。しかし、石油産業の置かれてある立場、あるいは石油産業の、何といひますか、特性といひますか、そういう点で、なかなか自分たちの努力だけでいくかどうか。下手をすれば、完全に自由化してしまうと、さらに競争激化して経営体質が悪くなる。そういういたしますと、日本のエネルギーを、当面最もウエートの高い石油の安定供給をつかさどるその石油産業自身が弱体化してしまうということは、国民経済的に見ましても好ましくないということでございます。したがって、自主的な努力を前提としつつ、それを促進するような方向での政府の誘導ということもやはり必要ではないか、このように考えておるわけでございます。

○青山委員 石油産業の再編集約化を促進するための誘導政策として、ガソリンの増産分の優先配分とか、あるいは第二次精製設備の高度化の認可を優先的にしていくとか、こういう誘導政策がとられていく。これは極めて重大なものとむち、効きますよ、これ。随分効くそうですね。この誘導政策がとられるかのような報道がなされておりますが、実際はどうなんですか。

○豊島政府委員 先ほども申し上げましたけれども、石油産業の自主的な対応を基本とすべきであるということでございます。行政介入というの、五十六年の十二月に石油審議会の石油部会小委員会の答申がございましたように、だんだんソフト化していくということも言われておるわけでございいます。しかしその中で、補助的な手段として、一層企業の自主的対応への自覚を促して、これを具体化させるためにいろいろなことを考えていかなければいけないというふうに考えておるわけです。

したがって、具体的にどこまでやるかということとはこれからの問題でございますが、例えば政策投融資というものを使うということも考えられるわけでございいます。それから設備許可等、これは必ずしもあめとかむちとかいうことじゃなくて、石油産業の効率化ということを考える場合において当然集約化していく、そういう設備投資の方法が当然効率化に役立つわけでございいますから、そういう意味で、設備許可の運用等においては当然そういう配慮をする。これは必ずしも狭い意味でのあめとむちに入らないのじゃないかと私は思うわけです。しかし、さらに生産計画あるいは販売計画の合理性といひますか適正化というのを考えていかなければいけないということでございます。今までのところガソリンの割り当てをこれに使うかどうかということを決めているわけではございませんが、いずれにしても有効な手段であることが必要だと思ひます。しかし、その中においてやはり合理性というのをとらえていく必要はあるわけでございまして、その限りにおいては十分に慎重に検討していきたい、こう考えておるわけでございます。

○青山委員 再編集約化のためのいわゆる集約基準案なるものがあるのだそうですが、この中には販売提携が含まれていると理解してよろしいのでしょうか。もし、この販売提携が含まれていくということになってきますと、仕切り価格の調整が認められていくということになっていくのではないかと。末端の消費者にとりますと価格に相当影響してくる、こういうことで懸念が示されておるところだと思ふのです。集約基準案の中に販売提携が含まれているとすると、仕切り価格の調整がなされていくのではないかと。その辺の資源エネルギー庁と公正取引委員会の御見解を伺いたしたいと思います。

○豊島政府委員 元集約化の形態につきましては、合併というのが一番わかりやすい方法であるわけですが、必ずしも合併でなくても、合併と同じ効果があるようなものであればそれはそれなりの意味がある、こういうことでございいます。したがって、仮に販売面での業務提携、販売面を含めた業務提携ということでも、合併と同じような効果があればそれでいいという一つの考え方をとっておるわけでございいます。その場合、合併してしまえば、当然のことながら仕切り価格というのは一本になるわけでございいますし、当然取引条件も一本になるわけでございいます。したがって、販売面での提携になると、そういうことも合併と同じように起こる。そういうこと自身は問題がないかと思ひますが、ただその場合でも、ただ単に販売面でのそういう提携だけをすることというのでは効率化といひますか、そういう効果が十分でないわけでございいますので、当然のことながら製品の相互融通あるいは輸送上の共同利用等、物流面での合理化、効率化を図る。いわゆるコストも下げて、しかも自律的な秩序も保つ、この両方相まっていくということになるか、このように考えております。そういう提携でなければならぬという考えでございます。

○佐藤（徳）政府委員 御説明申し上げます。先生御存じのように、二月二十七日に石油審議会の石油部会小委員会が中間報告を出しております。その中に元集約化の形態といたしまして合併あるいは共販会社あるいは業務提携について触れられておりますし、今エネルギー庁から御説明ありましたようなことが触れられておるわけでございます。それで、そういう小委員会の御報告でござい

すので、私もとしてその問題について直接意見を申し上げる立場にはございませんが、一般的に申し上げますと、このような集約化といえます。これは、やはり業界全体の合理化、効率化を目指して、その効果が需要者を初めとしたしまして国民経済全体に還元される、及ぶというふうなものでなければならぬというぐあいには私も考えております。したがって、そのためには、まず業界全体が競争力を持つて、個々の企業が創意工夫を発揮しながら合理化を進めていく、個々の企業が十分お考えになってお進めになるということが大切であろうかと思っております。

そのような意味でございます。今御指摘ございました価格等の調整を内容とした業務提携、これは具体的にどんなものになるかはまだ具体化しておりませんが、そういうようなものが本当の合理化、効率化に資するものであろうかというようにも考えられますし、したがって、業務提携の内容につきましても、需要者でございますとか国民全体の役に立つものである、そういう点から、我々としても具体的に話が出た場合には、十分検討していかなければならないというぐあいに考えております。先生が今おっしゃいましたように、単に価格水準だけを高くするということなどは余り適当ではないのではなからうかというぐあいに私も考えております。

いざいざにしても、集約化に当たりましては、具体的な問題が出ました段階で、独禁法の適正な運用という観点から十分慎重に検討させていただく、そういうことで考えておる次第でございます。

○青山委員 あわせて公正取引委員会にお尋ねしたいのですが、今の問題は一枚の紙のようなもので、裏もあれば表もある。表のことばかりを見ていたと裏のことを忘れるという意味で御理解いただきたいと思うのです。ただ、今政府が進めております石油業界の再編合理化、集約化、この一連の動きに対して公正取引委員会はどのように受け

とめておられるのか、聞いておきたいと思っております。

○佐藤(徳)政府委員 先生御指摘のように、最近、石油業界で集約化の動きが活発になっております。その点は新聞報道等で私も承知しております。その集約化の動きにつきましてもは関心を持って見ておるところでございます。

私もとしては、先ほど申し上げましたように、こういう集約化という問題は国民経済的に見ても役立ち、企業そのものについても合理化、効率化というものに役立つもので、企業が自主的に判断してやりになるもので、そういう考え方が基本であるというぐあいに考えております。したがって、集約化が、その具体的内容を私も承知しておりますが、その具体的内容なりあるいは集約化の程度等によりまして、仮に有効な競争単位が著しく減少するというようなことになりましても、これは競争面から好ましくない動きになりましても、石油業界の動向等について今後とも関心を持って見ていく、先ほど申し上げましたような一般的な考え方のもとに見ていく、こういうことでございます。

○青山委員 今の点をぜひひとつ公取の委員長の方にも伝えていただきたいと思います。

それから、体質を強くしていかなければいけない、こういうことから再編成集約化が進められてまいりますと、どうしても雇用問題が出てきまね、減量化、減員化。政府としては、これらの雇用問題にどのように対処していかれるおつもりか、お尋ねしたいと思っております。

○豊島政府委員 合理化ということになりますと、いわゆる雇用問題というのはすぐ念頭に浮かぶわけでございます。私も承知しては、これは企業が自主的に判断する問題でございますが、それはそれとして、やはり雇用面に悪影響がないような、スムーズに円滑にいくような方法で企業がいくよう指導していきたいと思っております。

○青山委員 スムーズに円滑に、それはぜひいつ

ていただきたいが、具体的に何か考えておられたら、ひとつ発表していただきたいのですが。

○豊島政府委員 これは一般的な場合もいろいろ同じようなことがあるかと思いますが、自然に退職していく人もいろいろございますし、関連事業というものもいろいろあるわけでございますが、そういう中を中心として、それ以上の問題については、また企業として当然進めていく場合に労働組合との話し合いということもあるわけでございまして、そういうことで、一挙にいくわけでもなし、時間をかけてやっていくわけでございまして、スムーズにいくことが現在期待されるわけでございます。

○青山委員 石油環境を取り巻く状況が大きく変わってきております。もうやがて石油業法の見直し、今よく伝えられるところでは体質化とか言われているのですけれども、石油業法あるいは揮発油販売業法への見直しが必要で出てくると思うのです。石油環境を取り巻く状況が非常に大きく変わってきたという中で、こういう問題が避けられないと思うのです。この両法の見直しという問題をどのように考えておられますか。

○豊島政府委員 これまで石油審議会におきまして、構造改善の問題につきましては、過剰設備の処理とか、設備の高度化とか、あるいは今回の元売の集約化の問題といたしましては御提言いただいております。石油業法の問題につきましては、今日それなりの機能を果たしておるわけでございまして、当面漸進的にソフト化する、一時は生産計画というものを四半期ごとにつくっておつたのですが、それをもう少し緩めるとか、いろいろとソフト化もしておるわけでございまして、そういう方向でさらに長期的観点からこの法律の取り扱いはどうかは審議会でも今後検討していただく、このように私も考えておるわけでございます。

なお、揮発油業法の問題につきましてもいろいろ意見がございまして、登録制の問題その他についてもいろいろございまして、諸外国の実情を

見ましても、スタンダードがだんだん減っているというときに、日本だけが減らないというふうな問題がございまして、この問題につきましても、やはり日本のスタンダードの七割はいわゆる零細、一スタンド一企業というふうなことでございまして、そういう零細企業あるいは中小企業の問題というものが大きくございまして、この問題につきましても別途私といいますが、資源エネルギー庁長官の私的諮問機関として流通問題をさらに検討を始め、こういう手順にしております。

いざいざいたしまして、現在の石油情勢あるいはエネルギー情勢の変化に応じてどうあるべきかというところは当然検討の課題だ、石油審議会その他で十分議論をしていただいて、それに沿って我々としても考えていく、このようにいたしたいと考えております。

○青山委員 石油業法が制定された当時はそれなりに役割を果たしてきたし、今日までそれなりの成果は上がっていると思うのです。ところが、しかし石油環境を取り巻く状況が大きく変わってきております今日の段階では、かつてそれがよくない結果を生んできているのじゃないか。例えば欧米の石油産業界では、状況の変化に機械に对应して今日までいろいろな形で体質を強化してきた。ところが、日本の石油業界ではそれができなかった。この原因には、やはり石油業法によるガイドがあったことにも原因があると私は思うのです。

そこで、古くて新しい問題になってきておりますが、石油業界の再編成集約化を進めていかなければならないという機運が今ようやく盛り上がりつつありますが、これまでは円高による差益が上がってくるに急にその熱が冷めてしまった、市況が回復して収益が上がってくるその熱も冷めてしまった、今回は本気かどうかというふうな声も実は業界の中にあるわけで、その辺の考え方はどうなんですか。

○豊島政府委員 石油の構造改善、それから元売の集約化の問題は非常に長い、昔から言われてお

ったことで、なかなか進まなかったわけでございますが、しかし最近の石油業界をめぐる環境は大変厳しいわけでございまして、先ほど来議論になっておりますが、石油の需要自身は伸びないというところが大体はつきりしておるわけでございまして、それから情勢が相当変わってきているということで、原油ソースはだんだん重質化していく、その中において需要はだんだん軽質あるいは中間留分がふえていくということで、それに対応したそれなりの体制もとらなければいけない。設備もそれに合わせてつくっていくかなければならない。あるいは石油につきましても、やはり国民経済的にもあるいは産業にとつても、産業で言えばコストに非常に関係があるわけでございまして、したがって、その要請も非常に強い。軍油が高ければ石油とか何かに転換してしまうということで、そういう情勢に対応していくためには、今までのような甘い考えではいけないという認識は経営者の間にも非常に広まっておるわけでございまして。そういうことから、もちろんいろいろな提言といいますが、石油審議会あるいは役所における考え方の披露ということも関係していようかと思ひますが、経営者自身としてもそういう状況に何とか対応して生き残っていくといひますか、そのためには何としてでも構造改善をやらなければいけない、そういう考え方は非常に深く浸透しているといひますか、皆そういう考え方を持つに至っている、このように感じております。

○青山委員 今回は本気だということですね。そこで、あとの問題を一つだけ。

為替リスク対策が私は必要じゃないかと思うのです。今までのような、為替のリスクに対する体制ができておりませんと、何かもうばくち的な体質でして、じいっと辛抱しておつて、円高になれば急に顔色がよくなつてくる、円安になると急に顔色が失われるというようなことでなくて、為替リスク対策がそろそろ肝要ではないか。そのためには法的な措置が必要であらうと思ひますが、その辺の御見解はいかがでしょうか。

○豊島政府委員 石油産業は為替の変動によって相当影響を受けるわけでございまして、御指摘のように、為替が高くて円高になればそれだけもうかるということもございまして、その利益を享受するということも非常にあつたわけでございまして。しかしそれではいかに不安定である。経営的に見ても、経営基盤を揺るがすような状況に置いておいてはいけないということで、五十六年十二月に、先ほど来申し上げております石油審議会の石油部会的小委員会、為替リスク対策を講ずるよう提言いたしました。その中身としては、為替の予約といふことでございまして、もう一つは輸入金融の円転といひますか、円金融へのシフト、こういうことを提案したわけでございまして、これを進めるべきである。そこでガイドラインとして大体予約は三分の一ぐらいはすべきじゃないかということもございまして。

そういうことで、最近の実情を見ますと、たしか五十五年ごろには一〇％ぐらい、それから一番低いときには四割ぐらゐしか予約してなかったのが、現在では三割ぐらゐ、ちよつと月によつてあるいは時期によつて上下ございしますが、大体その辺までは来ておるといふことで一応安定化しておる。それから円シフトの問題につきましても、これは金融機関との力関係とかいろいろございまして、必ずしも石油産業といひますか、企業の自律的な判断だけではなかなかいかに面もあると思ひますが、その可能な範囲では相当円シフトも行われている、それによるリスクだけではなくて、場合によつては金利負担も減つておる、こういう実態でございまして。

なお、こういう為替リスクを避けるために税法上その他の措置が要するのじゃないかということにつきましても、簡単に言ひますと、為替変動のための準備金といふのを免税にする措置といふこともしばしば議論されておるわけでございしますが、この点につきましても税法上のいろいろな、税理論上といひますか、問題もございまして実現しておらないわけでもございしますが、いずれにしまして

も、そういう為替リスクを回避する対策ということとは今後とも真剣に検討し、また実行していかなければいけない、このように考えております。

○青山委員 質問の時間がなくなつてきましたので、エネルギー問題はまた尋ねさせていただきますから、せつかく来ていただいた方、申しわけなかつたかもしませんが、次の機会に延ばさせていただきます。

最後に、本当にわずかなつてきましたが、中小企業問題についてざつと私がお尋ねしますので、総括して答えていただきたいと思ひます。

一つは、我が国産業の基盤ともいふべき中小企業は全事業所数の九割、全従業員数の八割を占めておりまして、その施策自体も世界に類を見ないは充実してきているわけであります。しかしながら、それを利用する中小企業側から見ますと、例えば金融制度一つとてみても、どれをどう利用してよいのかわからない、利用しづらいという声を耳にします。中小企業者の側に立った利用しやすい、わかりやすい制度への見直しの必要性があるのではないかと思ひます。この点はいかがでしょうか。

それから、事業承継税制についてお尋ねをいたします。

五十八年度に同族会社の株式評価方法が改善されました。個人事業者の事業用土地の評価減額率も引き上げられましたが、事業承継の円滑化のためにこれがどの程度効果があつたのか示していただきたいと思ひます。

それから、私どもがかねてから生前贈与の場合、相続税の納税を猶予すべきだと主張してまいりましたが、生前贈与の場合の納税猶予制度について御見解を示していただきたい。

それから第三点、中小企業大学校についてであります。現在は、東京校と関西校が開校され、直方校を初め旭川校、広島校、瀬戸校がその開校に向けて準備を進めております。中小企業大学校の地方校に対する基本的な考え方を示していただきたい。

なお、五十九年度予算で広島校、瀬戸校に建設等基本構想策定事業として二千万円が計上されておりますが、早期開校の望まれております両校に対して今後のスケジュールを伺つておきたいと思ひます。

○中澤政府委員 簡潔にお答えいたします。

第一点の、金融制度の利用について中小企業者の側に立つてわかりやすい制度、あるいは周知徹底を図るべきではないか、ごもっともでございします。私どもの場合、新しい制度をつくり出す場合には、極力前の制度との統合あるいはスクラップ・アンド・ビルドというふうな基本精神でやっておりますけれども、なお一層中小企業政府機関の窓口までその利用方法につきまして徹底いたしましたして、中小企業者から見ても使いやすい、わかりやすい制度にしてまいりたいと思つております。

第二点の承継税制でございしますけれども、五十八年度にとられました改善につきましても、評価方法の改善等につきまして相当な効果があるというところを確信しております。ただ、実際どのような形で実績としてあらわれてくるかということにつきましても、まだ年度途中でございしますので、統計あるいは実績が出ておる状況ではございしません。

さらに、生前贈与につきましても相続税の猶予の制度をとるべきではないか、これは恐らく農業に比較されての御質問かと思ひますけれども、私どもは五十八年度にとりました承継税制の効果も十分見守るといふことと同時に、生前贈与の問題につきましても、中小企業者の場合には農業と違ひまして、中小企業者の資産というものが農地のようには一次生産手段ではないということと、これを分割しないということに農業の場合の生前贈与の趣旨がございしますので、事情が若干異なります。しかし、継続的な検討課題としては今後とも検討を続けてまいりたいという姿勢であります。

さらに、大学校につきましても、五十六年二月の中小企業近代化審議会の人間能力分科会の答申に基づきまして、全国的な展開を中小企業大学校

は図るべきだという姿勢であります。ただ、このテンポにつきましては、財政事情もございまして、中長期的な観点から逐次これを充実してまいりたいというところでございます。先生御指摘の広島、瀬戸校につきましては、五十九年度に基本構想策定費ということで二千万円がついたわけでございます。先ほど述べましたように、長期的に大学校の建設をどのようにして進めていくかというところにつきまして、広島市、瀬戸市を例にとりまして、今後の地方校の建設、運営に關します基本構想を作成してまいりたい、かように考えておる次第でございます。以上でございます。

○青山委員 質問を終わります。

○小沢(和)委員 初めに、経済運営上の基本的な問題で長官に二、三の点をお尋ねしたいと思ひます。

長官は、今までの所信表明などの中で、日本経済が順調に回復しているという認識を示されております。むしろこの機会に大きく経済成長をさせれば財政危機なども打開するチャンスにすることもできる、そういう大変楽観的な認識を表明されているようでありますけれども、私は、景気が潤っているのは輸出関連の大企業などを中心にしての話であつて、中小企業や労働者などには相変わらず厳しいというところについては、先ほどからいろいろと言われてきたとおりで思ふのです。特に、中小企業の倒産について言うなら、五十八年は年間史上最高ということでしたし、ことしの一月になつてからも、一月としては過去最高という状態でありまして、こういうような中小企業などの今なお非常に深刻な状態を打開する上で決定的なことは、私は、やはり内需を振興することにあるのではないかと、政治はそこに力を入れていかねばならないのじゃないかと考えております。

世帯当たりで年間に三万四千円も新たな負担が加わるというようなことが言われておる。こういうような予算を組んだのでは、内需は振興するどころか、ますます落ち込んで、結局のところ中小企業などがこういう非常な苦境にあるという状態はいふにたつても打開できないんじゃないか、どうもいふけれども、私は、今度の予算を見て心配するわけですから、この点、長官、どのようにお考えでしょうか。

○河本國務大臣 現在の経済情勢は、五年ぶりにようやく方向転換をして上向いてきた、こういう状態でございます。長い間の不況が続いておりましたから、先月企画庁で全国の地方経済の調査をしたんですが、やはり地方、地方によりましては非常に厳しいところがあると思ひます。つまり、地方によつてばつても大きなばらつきがございます。そこで、これからの経済運営いかんによりましては、大勢は上向いてきたわけでありまして、私は日本経済はよくなるのではないかと思つております。

○小沢(和)委員 私が質問したことにそれではお答えをいただけないことになると思ふので、五十九年度の予算で、一世帯当たり新たに三万四千円もの負担が加ふてくるような予算を組んだのでは、内需を大いに盛り立てて日本経済を確実に景気回復の軌道に乗せようと言つても、それはできないんじゃないですかということを、経済のかじ取りの責任者である長官にお尋ねしているわけですが、その点いかがですか。

○河本國務大臣 そこで、これからの経済政策の進め方でありまして、経済の情勢を見ながら、金融政策あるいは財政政策を経済の实情に合ったように機動的に運用していくということが大事だと思ひます。五十九年度の予算そのものは、財政が非常に厳しいものですから、この予算で景気を刺激する、そういう内容のものではありません。下支えぐらゐな効果はあるかと思ひますけれども、経済成長に対してはゼロの効果しかない、こうい

うことでありますので、今後の経済動向を見ながら、先ほど申し上げましたような財政と金融の機動的運営が必要だ、このように思つております。

○小沢(和)委員 景気刺激としての効果は余り期待できないというふうに言われましたけれども、私は、これはマイナスの刺激にしかならないのではないかと、長官はそういう認識の上で立つて、いわゆる所得税の大型減税をということを主張されるわけでありまして、そういう大型の減税が個人消費を刺激するということでは、我が党自身も今度の予算の修正案の中で二兆円の減税をということ

を提起しているわけでありまして、景気を支え、刺激をするような力になつていくためには、私は、それを保証する財源というのをはつきりなければいけないんじゃないかと思ふのです。長官の論文なども二、三読ましていただきたし、たけれども、そのところが漠然として思ふのです。景気が上向いてきて自然増収が期待できるだろうというふうなお話もありませんけれども、自然増収というのは私はそんなに大きなものが期待できるとは考えられない。そうすると、赤字国債を一時期出しても、景気がよくなつてきたら、後から間接税などによつてカバーしていけばいいじゃないかというふうなお話もありまして、しかし、以後で四兆円の減税に見合うような四兆円の大型間接税をやるということになつたのでは、私は、長期的に見たらこれでは一つも景気の刺激にならないのじゃないのか、支える力がそこから生まれてこないのじゃないのかというふうに考へるのです。その点はいかがでしようか。

○河本國務大臣 五十九年度の予算は減税と増税をやつておるわけでありまして、これはこれでいふなら経過から見て万やむを得なかつた、こう思つておりますが、これでは税制の抜本的な改革にもなりませんし、景気に対する効果も皆無とは言

いせんが、非常に弱い、こういうことでありますので、税制の根本的な見直しをいたしまして、それによつて経済に効果が出るような、そういう対策を検討してもらいたいということを先般政府と与党の連絡会議で提唱をいたしまして、今大蔵大臣や自由民主党の政務調査会に研究してもらつておるわけでございますが、四兆円ということと言つてないのです。大型の所得税減税ということ

を言つておるわけでありまして、別の場所で大規模減税とは何ぞや、こういう質問がありましたので、そこで、昭和四十九年に一兆八千億の所得税の減税をしたことがあるわけでありまして、そのときの経済の規模と今の経済の規模は相当違いますので、今の経済の規模に直すとそのときの減税はほぼ現在の四兆でしよう、こういうことを言ひまして、それが一つの参考になりまして、こういうことを言つたわけでありまして、四兆という数字にはこだわつておるわけではございません。

ただ、臨調の答申には、直間比率を見直しますから、直間比率を見直すということになりますと、直接税である所得税の大幅減税をして、そして適当な時期に間接税の増徴をする、こういうことではないと直間比率は改善されませんから、まず所得税の減税をして、そして景気よくなくなつた段階で間接税の増徴をしたらどうでしよう、そういう点を研究してください、こういうことを言つておるわけでは

○小沢(和)委員 私は、中曽根さんが今やられようとしていて、河本長官がお考えになつていて、どこがどう違うのかというところがよくわからないんですよ。今出されてる予算というの、一兆円減税やけれども、一兆円以上する増税をするというのがセットになつて出てきているわけですね。ところが、長官のは、大型減税をやつて、景気がよくなつたら間接税をということ

で、ずれるというだけであつて、私は、結局のところは同じことを言われているのじゃないかと思ふのです。私は、長期的に見た場合には、本当

に内需をそれで手がたく盛り立てていく効果というのには疑問ではないかと思うのです。やはり本当に国民の購買力を引き出していくためには、私たちが常々言っているように、大企業やあるいは大資産家などの今の優遇税制などを改めて、そこから財源を新たに取るというようなことがなければ裏づけがないのじゃないかというふうに考えます。

そのところは、きょうは議論としてはもうこれ以上はしないことにしたいと思います。今長官が触れられたいわゆる直間比率の見直しということも、私にしてみると大変気になるとなっています。

先ほど直間比率のバランスが崩れているというような表現を長官はされましたけれども、私は、崩れているというのは何を基準にして崩れているのかよくわからないんです。かつて六、四であったのが近ごろは七、三にまでなってきたというところを崩れているというふうに言われるのかもしれないけれども、私に言わせれば、間接税というのは、ぜいたく品などにかけられるような場合を除くと、大体大衆課税になつてしまふのじゃないかと思うのです。しかも、これは直接税金を取られたという感じがしないような形でどんどん取られていくから、税金を取る側にすれば非常にやりやすいというので、大型の税金を取りやすい制度だということがいつも問題になるわけですね。だから、今の財政危機を打開していく上で大型間接税を早く入れたいということは、大蔵当局などの意図としてよく問題になるわけですが、結局河本長官も大型の減税をと言われて、その財源は大型間接税に求められていくということになるなら、私もとしてはそういうような財源の求め方というのは賛成できません。大型間接税などは入るべきではないというふうに私は考えるわけですが、その点いかがでしょうか。

○河本國務大臣 私は、大型間接税というようにことは言っていないのです。ただ、所得税の大減税をやつて、そうすれば今のようない経済情勢ですと

ほぼ一年以内に景気は非常によくなる、こういう感じがいたします。そこで、景気がよくなった段階で間接税の増徴を考えたらどうか、そういう点を研究してみたい、こういう提案をしておるわけでありまして、私は税の専門家でありまふので、税の専門家にその点をよく調べてください、こういう提案をしておるというのが現状でございます。

○小沢(和)委員 私の持ち時間は余りないので、それではこの問題についての議論はきょうは一応これぐらいで置いて、次に、通産大臣の方もお見えになりましたので、通産行政の問題で若干お尋ねをしたいと思ひます。

私が特にきょうお尋ねをしたいと思つてゐるのは、通産行政が大企業に非常に手厚くて、中小企業対策の予算がどんどん削られていつてゐるのではないかとこのように感じております。その点を若干議論してみたいと思つてゐるのですが、まず、この数年の国の一般会計予算総額の中に占める中小企業対策費の比率がどう推移しているかということについて、ここ数年分の数字、実績で挙げていただきたいと思います。

○中澤政府委員 お答えいたします。この数年という前提で申しますと、五年前の昭和五十五年をとりますと〇・五七%でございます。それ以降逐次、〇・五三、〇・五〇、〇・四八でございます。五十九年度予算につきましては〇・四五という数値になっております。

○小沢(和)委員 今のお答えで明らかなとおり、このところ中小企業対策の予算比率は、予算総額の中で一貫してずっと下がつていつてゐるわけですね。そしてこの〇・四五%というのは、中小企業基本法が施行されてからもう二十年以上になりますけれども、私が調べたのはこの期間で最低だと思ひます。これは随分調子や財政審議会などで、中小企業対策は相当充実してきたので、今後は全体として抑えなさいという方向が指示されているが、私は、その方向を忠実に守つた予算だといふふうに言わざるを得ません。

ところが、先ほどから当事者である長官なども、これははば要求どおりに予算をつけていたのだとか、前向きな予算になつてゐるとかいうふうには、非常にこの予算を評価するような発言をしておられるわけですが、これは非常に違ふのじゃないかと私は思ふのです。これは、最初にも申し上げたやうな、倒産が繰出してゐるやうな今の中小企業の苦境を救うことはできないのではないかとこのように私は考えますけれども、その点どうお考えですか。

(渡辺(秀)委員長代理退席、委員長着席)
○中澤政府委員 先ほどの御質問が、ここ数年の一般会計における中小企業予算のシェアという御質問でございましたので、数字を御説明したわけでございますけれども、中小企業基本法ができました昭和三十八年の比率をとりますと〇・四二%ということでございますので、過去の歴史において現在の水準が最低であるというふうには考えておりません。

また、中小企業対策全般ということで申しますと、金融、予算、それから税制という三つの面で考えなければいけません。〇・四五%というのは確かにございますけれども、財投の面については見ますと、中小企業向けの資金の割合は昭和三十九年度以降一貫して上がつてまいりまして、当時八・一%であったものが現在約二〇%弱というものが中小企業向けに充てられた融資ということになっておりまして、金融面のもろもろの対策で見ますと、中小企業への配分は一貫して上がつておるといふことでございます。

また、税制面につきましても、中小企業の新技術投資促進税制に見られますように、減税規模から申しましても四百五十億円の効果を持ちますやうな新規の促進税制がとられておりまして、総合的に見た場合、かつ予算の中身を見た場合に、中小企業に対する新技術あるいは情報化等々の予算が格段に充実しておりますので、中小企業対策としては今回の予算は十分な配慮がなされて

おとと考えております。

○小沢(和)委員 また今度も、あなたは十分な配慮がなされているといふふうには言われませんでしたけれども、それならば長官に約束してもらいたいのですけれども、この五十九年度の予算が通過した場合には、今のこの中小企業の倒産が史上最高で、これ以上になつてからも基調が変わつてきていないと言われているけれども、それじゃあなた方は、この予算が通つたらがらうと状況が変わつてくるといふやうな確信でもありませんか。

○中澤政府委員 本日の委員会の討議を通じましても、私先ほどからのお話ししておりますやうに、倒産は高い水準であつて、この年度末に対しても、いろいろな要素を考えますと、その水準については早急な改善というものはなかなか期待は難しいといふことは申し上げております。

ただ、この原因を見ますと、住宅建設でございますとか個人消費を中心とした小売商業でございますとか、内需の盛り上がりがある一つ一つのテンポがおくれをとるといふところに中心の課題がございまして、その点につきましては、昨年の以降の景気対策の効果があらわれてくることによつて、五十九年度以降倒産件数についても現在の水準がより低いものになつてくることを期待しておるわけでございます。ただ、予算上あるいは財政金融上、それに加えて中小企業の倒産防止につきましては万全の態勢をとつていく、そのための予算が計上されておるといふことを申し上げたわけでございます。

○小沢(和)委員 私は、もちろん中小企業対策の予算だけですべてが決まってくるなどとは考えていない。先ほど申し上げたやうに、一番根本の問題は、内需を大きく盛り上げていくことだといふふうに考えています。そのうちの方で最初に申し上げたやうに、むしろ国民の消費、購買力を減らしてしまふやうな予算が組まれて、しかも中小企業対策費もこの程度で、しかもあなた方はそういう極めて楽観的な、これで満足している、そういうやうな認識だったら、とても近い将来に好転

は望めないであろう。しかし、これは将来の予見の問題ですから、数カ月したらどちらの認識が正しいかということとは私ははっきりしてきようと思うのです。

さてそこで、きょう私特にお伺いしたいと思ひますのは、この前総理に對して、予算委員會の総括質問で、我が党の不破委員長は、中小企業も最近随分力がついてきた、これからは大企業に對抗していく上ではハードでなくてソフトに力を入れていきたいというふうな発言をしておられたのです。私は、ソフトの一番典型的なものとして、技術開発というものを挙げてみたいと思ひますが、中小企業の技術開発の予算というのは、ことごとく組まれておられますか。それが、日立のような大企業が一社で通産省から受けて、技術開発の補助金など比較をしてみた場合、この日立一社よりも多いか少ないか、その点もひとつお答えいただきたい。

○中澤政府委員 五十九年度におきます中小企業の予算におきまして、技術開発予算がいかに組まれておるかということでございますが、総額では五十九億二千万円でございます、五十八年度、対前年度対比で申しますと、一五増の予算が計上されております。日立の技術開発費につきましても、ちよつと私、つまびらかにしておりませんので、それとの対比をすることはこの場では差し控えたいと思ひます。

○小沢(和)委員 今あなたが言われた金額というのは、中小企業の技術開発に關連する予算をいろいろまとめて言っておられると思うのです。いよいよ技術開発に直接使われる技術改善費の補助金というのは十三億何がしというところでしょう。これでございますと、私どもの方が、日立が一社で受けている技術開発の補助金がどれくらいあるかということ、通産省の方々にあちこち問ひ合わせをして集計してみたところでは、八四年度、日立だけで六十億あるんですよ。私は、この六十億に見合う数字というのが今言う十三億何がしろと思うのですが、これぐらい極端なんですね。

一社でこんなに進んでますよ。これでソフト面で十分な配慮がなされている、今年度は非常に手厚いということが言えるのでしようか。

○中澤政府委員 技術改善費補助金という直接技術改善に對します補助金の面で申しますと十三億九千五百万円でございます。ただ、そのほかに、技術開発研究費補助金のほか地域技術の活性化事業費あるいは技術開発事業費のうちで事業団が担当するもの等々を加えますと、先ほどお話ししたような五十九億のレベルになるわけでございます。

しかし、これは中小企業の技術開発予算の対策の一部でございます。先ほど申しましたように、中小企業の金融面につきましても、先端技術開発のための融資を五十九年度から創設いたしました。また税制面につきましても、新技術体化投資の促進税制というものを五十九年度から新規にスタートいたしました。この金額で申しますと、グロスで四百五十億円の減税効果が出てくるというものでございまして、こういうものをあわせて考えますと、中小企業の技術開発費というものは五十九年度につきまして格段の拡充がなされておるといふことが言えるかと思ひます。

○小沢(和)委員 今、日立の話をちよつとしたのですけれども、大企業の補助金というのは、全体としてマイナスシリングだというふうには言われている中で、重点には集中的に配分して、ちゃんと大きく伸ばされている。特に日立とか東芝とか三菱など、ほんのわずかの大企業、とりわけ大手のコンピュータメーカーなどに集中していることが特徴だろつと私は思ふのです。日立などのコンピュータメーカー六社に通産省所管の補助金、委託費がこの五年間にどれくらい行つていくか、その補助金あるいは委託費などがどういふふうに変化しているか、この点についても明らかにしていただきたいと思ひます。

○志賀(學)政府委員 お答え申し上げます。先生、ただいま、コンピュータ六社に對しまして、コンピュータ關係の補助金あるいは委託

費が過去五年間におきましてどういふふうに出たかというふうな推移を聞きたいというお尋ねでございますが、いづれにいたしましても、技術開発關係の補助金あるいは委託費と申しますのは、これは研究組合あるいは公益法人、そういうものに對しまして交付するというのが原則でございます。したがって、日立について幾らとか東芝について幾らとか、そういう個別企業に對して幾ら交付したかということは申し上げることは困難でございます。

○小沢(和)委員 だから私も、その六社の分をまとめて言つてくれというふうには言つたわけですが、それからまた、私は、コンピュータだけでなく、これらのコンピュータメーカーが、通産省所管の補助金、委託費を全部でどれくらいもらつていのか、それを集計したものがあれば示してもらいたいというふうには言つたわけですが、ありませんか。

○志賀(學)政府委員 これは完全な意味でお答えすることは、手元の資料との關係もございまして、困難でございます。ただ、手元にあります範圍でお答え申し上げますと、私の所管の關係でございまして、大体コンピュータの關係が中心になりますので、それは御容赦いただきたいと思ひますけれども、コンピュータの關係で過去に費でございまして、まず一つは、昭和四十七年度から五十一年度までの五年間に、電子計算機の自由化措置に關連いたしまして、新機種開発というふうな形で補助金を支出いたしました。これは、この五年間におきまして六百八十六億円の交付をしたわけでございます。もちろん、これに参画しておりますのは、お尋ねの六社以外にもいろいろございまして、

おります。それから、同じく第四世代の關係でございけれども、基本ソフトウェアの開発等につきまして、五十四年度から五十八年度にかけて、いわゆるOS補助金というものを二百二十二億円の交付をいたしております。

それから委託費の關係でございまして、一つは、大型プロジェクトの關係でございまして、パターン情報コンピュータに直接入力する技術を開発するために、四十六年度から五十六年度にかけて十年間に二百十九億円の委託費を支出いたしております。

それから同じく大型プロジェクトでございけれども、スーパーコンピュータの關係で、現在、これは五十六年度から六十四年度までの九年計画ということで実施中でございまして、五十八年度までに支出されました委託費は二十一億円というところでございまして、

それからもう一つは、第五世代コンピュータの關係でございまして、これは五十七年度から六十六年度までの十年計画ということで現在実施中でございまして、けれども、現在までに支出いたしましたのが、五十七、五十八年度におきまして約三十一億円でございまして、

以上でございまして、

○小沢(和)委員 今あなたが言われたのは、私の方も資料をいただいておりますけれども、合計するとざつと千六百億ぐらいになると思ひます。だからコンピュータの關係では補助金としてそれだけのものが過去に出ているわけですね。私が先ほどからお尋ねしている、このコンピュータメーカー六社への補助金がどうなつたかということとを私どもがあちこち問ひ合わせをして、不完全かも知れませんが集計してみたところでは、一九八〇年に百三十七億円であつたものが一九八四年には百七十一億円と、この八四年の予算案も含めて一貫してこれらの六社への補助金、委託費などは増額を続けている。この五年間の合計額を計算してみると七百八十億ぐらいになるので

すね。非常に巨大な額だと思ひます。こういうような補助や援助のおかげで、今では日本のコンピュータメーカーというのはIBMなども脅威に感ずるぐらいのところまで力をつけてきているということとは、否定的な否定をなさらないと思ひますね。

このように大きな力をつけてきたようなところに対しては、それこそ民間活力を活用して、後はほとんど自主的にひとつ研究していただきたいということでもういいんじゃないですか。我々は今までこういうようなことを手厚くやるということについては疑問を提起してきたけれども、もうこれまで来ているのですよ。今後の進め方についてどうするか。今後は、こういうようなところから私に申し上げたいものを、それこそ先ほどから私が申し上げているような中小企業の技術力の開発などの予算に振り向けていくというようにすべきではないか。この辺はひとつ大臣にお尋ねしてみたいと思ひます。

○小沢(和)委員 このような先端技術の開発というものは我が国の経済の長期的な安定のためにどうしても必要でございますし、また、世界経済の活性化のためにも欠くべからざるものであると思ひますのでございます。でございまして、このようなプロジェクトというものはあくまでも国家的な要請でもあり、さらには事業の効率性に基づくものでございまして、一企業の優遇などというようなことを目的としたものでは断じてないということをお願いしたいのでございます。

○小沢(和)委員 私日本ですぐれた先端技術を開発してもらいたいということはもちろん思ひしております。しかし今申し上げたように、もう自分のところでどんどん開発できるような力を持っているようなところにも、さらに国がお金をつぎ込んだりする必要があるのかということを私は言っているわけです。

実際、コンピュータの大手五社がこの十年ぐらゐの間にどれほど成長し、力をつけてきているかということをやとと数字を挙げてみたいと思ひ

いますけれども、売上高で見ても、この十年間に二兆四千八百九十一億円から七兆八千六百六十六億円と三倍以上になっておるのですよ。利益金も一千四百一十一億円から四千四百五十五億円と、これも約三倍にふやしておるのですよ。これだけの巨大な力を蓄積してきたところに対して今までと同じような政策を続ける、まだ断じて続けるような印象を私に与えたんですけれども、こういう変化をあなたは全然考慮しないで、今までと同じように補助していくんですか。

○志賀(幸)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま大臣からも申し上げましたけれども、私どももいたしまして、このコンピュータの關係について従来からいろいろな形で助成をしてまゐっているわけでありまして、やはり日本の経済の将来を背負っていくこの分野に依存いたします向きが大変多いという観点でしているわけでございます。このコンピュータメーカー各社の経営がよいではないか、利益率が高いではないかという御指摘でございますけれども、こういったメーカーは、御案内のように総合的な電子あるいは電機メーカーでございます。そういったことで、会社全体としては確かに比較的利益率が高いかもしれないけれども、ただこの助成の対象になつております電子計算機關係、特に大型の汎用コンピュータの關係は、一般的に申し上げて販売あるいは保守、そういう面でもコストが大変かかるわけでございます。この汎用コンピュータの分野におけるこういった企業の利益率というものは決して高くないというふうに私は思ひます。

また、片やIBMの状況を見ますと、IBMの企業規模と申しますのは、御案内のように日本のコンピュータメーカーをはるかに上回る規模を持つていて、その一方で、そういった財力あるいは技術力というものを背景にいたしまして、IBMは非常に矢張り早に次々と新機種の発表をしていくわけでございます。例えば一九八〇年には三〇八Xシリーズ、これは第四世代でござ

いますけれども、その第四世代の機種の発表を既にやつていくわけでございます。日本の企業、確かにかなり力をつけてまいっているわけでございますけれども、現在のところこの第四世代に対応する機種を開発すべく努力をしている、これが実態でございます。

○小沢(和)委員 諸外国もそういうような助成をやつていっている話をよくされますので、私もちよつと調べてみたんですけれども、これは通産省の委託研究で財団法人産業研究所というところが出した報告書です。「主要先進国の産業政策に関する調査研究」この報告書を見ますと、アメリカなどでもこういう研究開発費というものは国防総省とかNASA、宇宙開発關係などの調達を除くと民間の大企業などに対しては出されておらない、補助金などは主として大学や非営利団体などによる基礎研究向けに充てられているということがこの報告の中に書かれていまして、だから私は、日本がこういうような大企業に対して集中的に補助金を出したりするというのが、よく国際的に日本がやり過ぎだというように非難を受けるのは当たっているんじゃないかということを一言申し上げておきたいと思ひます。

それから、もう一つこれに関連して申し上げたいのは、こういうような補助金を出したおかげでコンピュータが製品化されて軌道に乗るといふような状態になった場合には、いわゆる補助金適正化法によつて出した補助金の全部または一部を返還させることができるようになっていっているわけですね。私は、今のこのような財政危機の状況のときには、こういう巨大な力をつけてきたところに対して、まずもうかるようになってきたところに対して、補助金を優先的に返してもらふということ、金額返してもらふような仕組みをこの機会につくっていくべきじゃないか。私は、これは極めて控へ目な問題提起のつもりなんです、大臣、いかがですか。

○志賀(幸)政府委員 収益納付の点についてのお尋ねでございますが、私どももいたしまして、こ

の適正化法に従ひまして厳正に収益納付をさせていくという方針をやつていっているわけでございます。具体的に申しますと……(小沢(和)委員「もう時間がないから、ひとつ簡単にやつてください」と呼ぶ)現在、収益納付が既に始まつておりますのが新機種の關係だけでございまして、新機種の關係では、五十八年度までに約四十四億円の収益納付が行われております。

○小沢(和)委員 先ほどあなたが六百八十六億円コンピュータの關係で補助金を出したというふうに言われたのを見合ふものが、今の四十三億六千万ということになるわけでしょう。そうすると、これは一〇%も返つてきていないのですよ。補助金を出してやつて、製品化して、それでもう優先的に返していただけたら、このもうけの中から何か五年ぐらゐだというふうに聞いておりますけれども、実際には、あなた方が一九七二年から六年にかけて出した補助金によつてつくられたコンピュータは今でも現役で動いているわけですね。

この間、日本経済新聞を見ておたら、日立が二面ぶち抜きの広告を出しているのですよ。この広告の中にHITAC M-二八〇Hというのが出てきているのですが、これはまさにそれによつて開発をされた機種でしよう。補助金が終了して八年たつてもまだ、こういうことで現役でどんどん新聞の広告に使われる代表的な機種としてやられているわけでしょう。だから、五年でこの収益納付を打ち切つてしまふ、あるいは七年に延ばしても、まだ八年目で現にこうしているわけですから、これが実際にどんなふうやつて売り出されて会社が利益を得ている限りは、六百八十六億も出したのだから、それを返してもらふようにできるだけ努力をするということが当然ではないでしょうか。

このことについては、去年の五月二十日の当委員会、当時の山中通産大臣が「収益を生み出

し、あるいはまた試作品処理等が始まったら、国民の税金ですから、私企業というのは国に対して直ちに返済をする義務があるのでありますから、それはきちっと納めさせるという立場は買いたいと思います。」というように明快に答えられておる。だから、私はこの立場に立つて、今のような財政危機のときですから、この補助金については最大限に返させるように、全額返させることを目指してあなた方が努力するのは当然じやないですか。大臣、いかがですか。——大臣、答えてくださいよ。これはかつて大臣が答えておるのですよ。

○志賀(学)政府委員 やや事務的な問題でございますので、私からお答えします。実質的な問題と法律的な問題と二点お答えをいたします。

まず実質的な問題でございますけれども、新機種でねらいましたのは、三・五世代の機種をねらってやっていたわけでございます。現在いろいろ、先生がたまたまお話がございましたようなことはございましてけれども、実質的な技術という面について申しますと、その後の各社の追加研究開発によっている部分が非常に多くなっているわけでございまして、先ほど申し上げましたように、既にIBMでは第四世代を発表しておるということでございまして、実質的に、当時補助の対象になりました機種は既に陳腐化をしておるというふうには私は理解をいたしております。

もう一つ、今度は法律的な問題を申し上げますと、この新機種の問題につきましては、五年間で収益納付をするという前提で、それを前提にいたしましたこの補助が行われておったわけでございまして、したがって、適及いたしましてそれを延ばすとかいうことになりまして、大変難しい問題が法律的には出てまいります。こういことから、五年間で新機種については実施をする、収益納付を五年間でやる、こういうことになつていくわけでございます。

○小沢(和)委員 では、大臣に今の点について改めて、収益納付をもっと改善をして、できるだけ

補助金を積極的に回収するという立場で努力をしていただきたいと思います。どうかということをお尋ねします。

あわせて、委託金の問題についても、これは広い意味で補助金と同じような問題がある。この委託金に基づいて開発をされた技術については、国の特許となつて実施料という形でお金が入ってくるのだけれども、これも非常に少ないのですよ。ここの方も改善するように努力をしていただきたいというふうに考えるけれども、その二点お尋ねして、終わります。

○小此木国務大臣 小沢委員のその御意見をまじめに拝聴いたしました。

○小沢(和)委員 検討しないのですか。——終わります。

○堀山委員長 次に、内閣提出、輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。小此木通商産業大臣。

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小此木国務大臣 輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近、世界経済の停滞等を背景に、発展途上国等の累積債務が増大する等カントリーリスクが著しい高まりを見せております。とりわけ輸出代金の回収に伴うリスクの高まりは、プラント輸出、中小企業の輸出等に悪影響を及ぼしております。発展途上国等へのこれらの輸出は、我が国貿易構造の高度化及び中小企業の健全な発展のため、

極めて重要な役割を果たすとともに、我が国経済が対外取引を通じて、世界経済の安定的発展に貢献すべきであるという観点から見ても、発展途上国等の経済発展へ寄与するものとして大いに推進すべき分野であります。

こうした状況の中で、これらの対外取引を円滑に進める上でリスク回避の主要な手段となつて輸出保険に対する利用者の期待は、ますます高まっております。政府としてもこの期待にこたえていく必要があります。

また、発展途上国等の中には、債務返済の繰り延べを実施する国が増加しており、我が国もそれらの国の経済再建に協力するとの立場から、これにに応じてきておりますが、この結果、輸出保険特別会計において、保険金支払いの急増、業務量の増大が顕著となつてきております。

以上のような実情にかんがみ、カントリーリスクの増大に対応した輸出保険制度の機能充実を図ることが当面の急務となつており、所要の制度改正を行うために、本法律案を提案した次第であります。

次に、改正案の内容を御説明申し上げます。

第一に、輸出代金保険及び輸出有形形保険の付保率、てん補率の引き上げ等であります。

カントリーリスク増大によるプラント輸出、中小企業の輸出等への悪影響に対処するため、これらの輸出に関連の深い面保険について、外貨不足による支払い遅延等の非常危険に限り、付保率及びてん補率の引き上げを行い、これらの輸出に伴う危険を軽減するものであります。

第二に、委託販売輸出保険及び海外広告保険の廃止であります。

最近において利用実績がほとんどない面保険を廃止し、カントリーリスクの高まりにより増大している輸出保険業務の合理化を図るものであります。

第三に、輸出保険特別会計法の借入金規定の整備であります。

五十九年度以降において予想される資金不足に

対処するため、当分の間の措置として、借入金に係る債務を弁済する場合に、一定の範囲内において借入金ができるようにするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○堀山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る六日午前十時理事会、午前十三時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十二分散会

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案
輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律

（輸出保険法の一部改正）
第一条 輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次
第四章の二 委託販売輸出保険（第十條）
第五章の二 海外広告保険（第十一條）
海外投資保険（第十四條）
二 第十條の六
二 第十條の九
を「第四章の二 輸出保険（第十四條）の二」に改める。
第五章 海外投資保険（第十四條）
二 第十四條の五」に改める。

証書（第十四條の二）第十四條の五」に改める。
第一条の二 第十條を削り、第十一條を第十條とする。

第一条の三 一、委託販売輸出保険、海外広告保険を削る。
第一条の七 中「こえない」を「超えない」に改め、第五條を削り、第四條の二を第五條とし、第六條を削り、第七條を第六條とする。
第五條の三 第二項中「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に改める。

四七

昭和五十九年三月十二日印刷

昭和五十九年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D